

平成 26 年度

教育委員会事務の管理・執行に関する点検評価

(平成 25 年度対象報告書)

平成 26 年 9 月

静岡県教育委員会

目次

| | | |
|------|----------------------------------|-----|
| I | 趣旨 | 1 |
| II | 点検評価の対象及び方法 | 1 |
| III | 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」概要 | 2 |
| IV | 平成25年度 教育行政の基本方針 | 3 |
| V | 点検評価結果の構成及び概要 | 4 |
| VI | 学識経験者からの総括的な御意見 | 6 |
| VII | 点検評価結果 | 8 |
| | 第1章 生涯学習社会の形成 | 8 |
| | 1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備 | 11 |
| | 2 生涯学習社会を支える指導者の養成 | 14 |
| | 3 共生社会を支える人権文化の推進 | 22 |
| | 4 新しい時代を展望した教育行政の推進 | 24 |
| | 第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進 | 25 |
| | 1 幼児期の教育の充実 | 28 |
| | 2 青少年期の教育の充実 | 28 |
| | 3 成年期以降の教育の充実 | 46 |
| | 第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進 | 47 |
| | 1 連携・協働による学校教育の充実 | 49 |
| | 2 連携・協働による家庭教育の充実 | 51 |
| | 3 連携・協働による社会教育の充実 | 52 |
| | 第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興 | 53 |
| | 1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承 | 55 |
| | 2 スポーツに親しむ環境づくりの推進 | 59 |
| | 第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進 | 63 |
| | 1 地球時代における持続可能な社会の形成 | 65 |
| | 2 高度情報社会への対応 | 65 |
| | 3 多文化共生社会への対応 | 67 |
| | 4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応 | 69 |
| | 5 安全・安心な教育環境の整備 | 72 |
| | 6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造 | 76 |
| VIII | 各章における学識経験者からの御意見 | 77 |
| IX | 平成25年度 教育委員 活動実績 | 85 |
| X | 平成25年度 教育委員会定例会 議案&報告事項&協議会案件一覧 | 89 |
| | 参 考 目標値の設定について | 95 |
| | 成果指標・進行管理指標 達成状況一覧（教育委員会所管分） | 96 |
| | 調査の概要 | 105 |
| | 知事部局等の関連施策 | 107 |

I 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 27 条第 1 項により、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされています。

県教育委員会では、同法の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民への説明責任を果たすため、このたび平成 25 年度の教育委員会の事務に関する点検評価を実施し、報告書にまとめました。

II 点検評価の対象及び方法

1 点検評価の対象

本県では、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、中長期的な視点に立って静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」を策定し、毎年度、基本方針を定めて教育行政を推進しています。

このことから、今回の点検評価の対象は、平成 25 年度の教育行政の基本方針による教育委員会の取組としています。

また、評価対象は教育委員会所管の施策に限ります。したがって、知事部局所管の施策については評価をしておりません。

2 点検評価の方法

点検評価では、「『有徳の人』づくりアクションプラン」に掲げられた教育委員会所管の施策を対象にし、具体的には「『有徳の人』づくりアクションプラン」を年度ごとに実効性のあるものとするために策定した「平成 25 年度教育行政の基本方針と教育予算」に沿って推進した主要な取組について点検評価を行うこととしました。

点検評価の実施に当たっては、アクションプランの 50 の施策の方向（小柱）に沿って、成果指標及び進行管理指標の達成状況を示すとともに、各課室が所管する平成 25 年度の主要な取組の評価と今後の取組をまとめ、次の学識経験を有する方の知見を活用しました。

| 氏 名 | 役 職 |
|-------|--------------------|
| 武井 敦史 | 静岡大学大学院教育学研究科 教授 |
| 松永由弥子 | 静岡産業大学情報学部 准教授 |
| 重川希志依 | 常葉大学大学院環境防災研究科長 教授 |

Ⅲ 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」概要

これからの静岡県の教育の基本目標

(10年後の
教育の姿)

施策の体系

(平成 25 年度まで
の教育の方向)

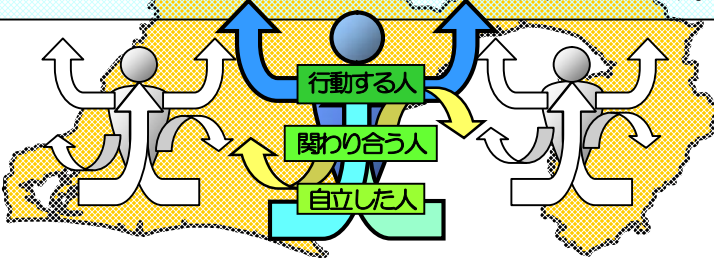
(1) 基本目標：「有徳の人」の育成

— 「有徳の人」とは —

- ①自らの資質・能力を伸長し、個人として自立した人
- ②多様な生き方や価値観を認め、
人との関わり合いを大切にする人
- ③社会の一員として、よりよい社会づくりに参画し、
行動する人

— 「有徳の人」を目指す静岡県民の姿 —

- ①いつでも、誰でも、どこでも学び続けています。
- ②それぞれの学びを、互いに支え合い、高め合っています。
- ③その成果を、家庭、学校、地域や職場などの生活の場で
発揮しています。

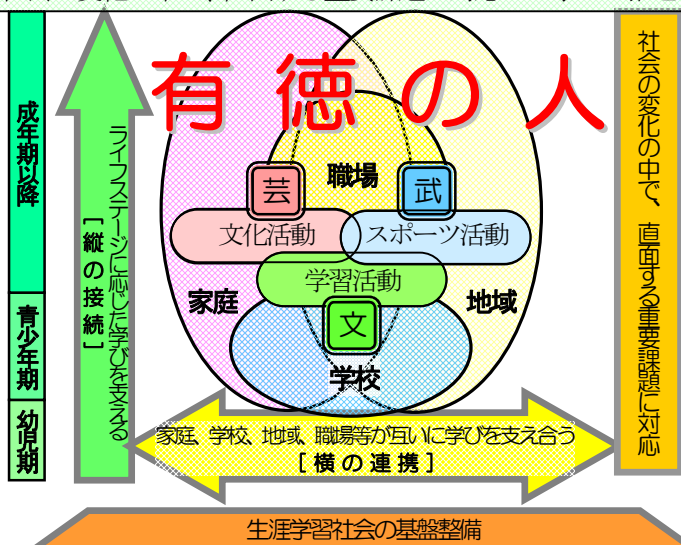


(2) 施策展開の基本的な考え方

— 縦の接続と横の連携で育む —

— 「有徳の人」を育むために —

- ①生涯学習社会の基盤づくりの推進
- ②ライフステージに応じた学びを支える「縦の接続」の推進
- ③家庭、学校、地域、職場等が互いに学びを支え合う
「横の連携」の推進
- ④生きがいや生活の潤いをもたらす文化・スポーツの振興
- ⑤社会の変化の中で、直面する重要課題に対応した学びの推進



第1章 生涯学習社会の形成

- 1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備
- 2 生涯学習社会を支える指導者の養成
- 3 共生社会を支える人権文化の推進
- 4 新しい時代を展望した教育行政の推進

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

- 1 幼児期の教育の充実
- 2 青少年期の教育の充実
- 3 成年期以降の教育の充実

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

- 1 連携・協働による学校教育の充実
- 2 連携・協働による家庭教育の充実
- 3 連携・協働による社会教育の充実

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

- 1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承
- 2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

- 1 地球時代における持続可能な社会の形成
- 2 高度情報社会への対応
- 3 多文化共生社会への対応
- 4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応
- 5 安全・安心な教育環境の整備
- 6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造

IV 平成 25 年度 教育行政の基本方針

静岡県教育委員会は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する『有徳の人』の育成を基本目標とした、静岡県教育振興基本計画『有徳の人』づくりアクションプランに基づき、ライフステージに応じ、家庭・学校・地域等、社会総がかりでの施策展開に努めています。

平成 25 年度は、計画の進捗状況を踏まえ、生涯学習社会の実現に向け、関係諸機関との連携を図りながら、以下の方針により施策を実施しました。

[方針 1] 「有徳の人」の育成に向け、教育への今日的な要請に対応した、実効性の高い教育行政を推進します。

- (1) 安全・安心な教育環境づくりを推進し、「命を守る教育」の充実に努めます。
- (2) 学校マネジメントの一層の向上に努めるとともに、使命感や倫理観の涵養など、頼もしい教職員の育成を目指し、信頼される学校づくりを推進します。
- (3) 自他の人権を大切にす態度や行動力を育む人権教育を推進するとともに、特別支援教育や異文化理解・交流等の充実に努めます。

[方針 2] 多様な体験活動の充実、家庭や地域等との連携により、「有徳の人」を育む学校教育を推進します。

- (1) 自然体験活動や社会貢献活動等、幼児児童生徒の多様な体験活動を推進するとともに、道徳教育の充実に図り、「徳のある人間性」を育みます。
- (2) 心と体の健康教育を推進するとともに、文化活動、体育・スポーツ活動の充実に図り、「健やかで、たくましい心身」を育みます。
- (3) 魅力ある授業づくりやきめ細かな指導・支援の充実に努め、「確かな学力」を育成します。
- (4) 地域やNPO、企業等と連携し、発達段階に応じた勤労観・職業観などを育むキャリア教育の推進や就職支援に努めます。
- (5) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入など、学校や地域の実情、ニーズに対応した取組を支援し、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進します。

[方針 3] 「有徳の人」を育む、県民の多様なニーズに応じた生涯学習の環境づくりを推進します。

- (1) 地域や関係諸機関との連携のもと、家庭教育支援の充実に図るとともに、地域の子どもを地域で育む体制づくりに努めます。
- (2) 「ふじのくに」子ども・若者プランに基づき、青少年の健全育成に向けた環境づくりを推進するとともに、青少年リーダーの育成やその活動支援に努めます。
- (3) 「読書県しずおか」づくりの推進など、県民一人一人が生涯にわたって学び続ける気運の醸成や学習環境の整備に努めます。
- (4) 歴史的・文化的資産である文化財を保護・活用し、文化財に対する県民の関心を高めるとともに、その価値の未来への継承に努めます。
- (5) 「ふじのくに」生涯スポーツ社会の実現を目指し、ライフステージに応じて誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりと競技力の向上に努めます。

V 点検評価結果の構成及び概要

1 点検評価結果の構成

(1) 各章の総括評価

各章の最初の頁に総括評価を掲載しています。具体的内容は、各章の【目標】と【成果指標の達成状況】及び【進行管理指標の達成状況】をまとめた上で、大柱ごとに【総括評価】及び【成果と課題】と【今後の施策展開】を学識経験者の知見を活用してまとめてあります。


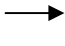

(2) 成果指標の達成状況

成果指標の目標値は、平成 21 年度の数値を基に、または平成 21 年度の数値がないものは平成 22 年度の数値を基に設定しており、以下の達成状況区分に応じ「A」から「－」まで4つの区分により評価を行っています。

| 区分 | 達成状況 |
|----|----------------------------|
| A | 目標を達成したもの。 |
| B | 目標を達成できなかったが、現状値よりは上がったもの。 |
| C | 目標を達成できず、現状値より下がったもの。 |
| － | 統計値発表前、当該年度に調査なし等 |

(3) 進行管理指標の達成状況

参考となる進行管理指標については、経年の変化を踏まえ、以下の区分によりその推移を示しています。

| 区分 | 推移 |
|---|--|
|  | 増加傾向（ただし、減少が望ましい指標にあつては、減少傾向を表す。） ※具体的には、基準値と比較し平成25年度の数値が2%以上増加したもの。 |
|  | 維持・横ばい傾向 ※具体的には、基準値と平成25年度の数値が±2%以内のもの。 |
|  | 減少傾向（ただし、減少が望ましい指標にあつては、増加傾向を表す。） ※具体的には、基準値と比較し平成25年度の数値が2%以上減少したもの。 |

※複数の数値がある場合には、全体的な傾向等を鑑み、総括的な評価をした。

(4) H25 年度の主要な取組

平成 25 年度に実施した主要な取組を「取組の内容」・「取組の評価」・「今後の取組」の順に掲載しています。「取組の評価」・「今後の取組」については、学識経験者の知見を活用して作成しています。



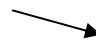
2 点検評価結果の概要

(1) 成果指標

| 章立て | A | B | C | — | 計 |
|-----|---|--------|--------|---|--------|
| 第1章 | 1 | 2 | 5 (1) | 0 | 8 (1) |
| 第2章 | 5 | 8 | 0 | 0 | 13 |
| 第3章 | 0 | 3 (1) | 2 (2) | 0 | 5 (3) |
| 第4章 | 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| 第5章 | 2 | 5 | 4 | 1 | 12 |
| 計 | 8 | 20 (1) | 12 (3) | 1 | 41 (4) |

計は、() で示した再掲数を含んでいる。

(2) 進行管理指標

| 章立て |  |  |  | 計 |
|-----|---|---|---|--------|
| 第1章 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| 第2章 | 5 | 2 | 3 | 10 |
| 第3章 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 第4章 | 1 | 1 | 3 (2) | 5 (2) |
| 第5章 | 9 | 0 | 0 | 9 |
| 計 | 17 | 4 | 8 (2) | 29 (2) |

計は、() で示した再掲数を含んでいる。

VI 学識経験者からの総括的な御意見

平成 26 年 6 月 20 日（金）に県教育委員会事務の管理・執行に関する点検評価アドバイザー会議を開催しました。アドバイザーには本報告書 1 頁に記載した学識経験を有する 3 名の方をお願いしました。

アドバイザーからいただいた御意見のうち、平成 25 年度の施策全体に関わる御意見を以下に記載します。また、章ごとにいただいた御意見は、77 頁以降に記載するとともに、各章の成果と課題に反映しました。なお、平成 25 年度の主要な取組の評価等を作成する際の知見としても活用しています。

武井敦史 静岡大学大学院教育学研究科 教授

3 点の指摘をする。まず、1 点目は狭義の教育委員会の点検評価に関する問題をどう捉えるか。教育委員会点検評価は一義的には、教育委員会事務局ではなく、教育委員会の業務全体についての点検評価であるはずである。その一部を教育長に委任しており、実際にはその部分のウエイトが大きくなるのは理解できるが、それらを統括するのは、現行制度上は教育委員会である。教育委員会全体の業務がどうなっていて、どのような理念の下で諸計画が位置付いているのか。そのようなことを評価した上で、個々の事業の評価があるべきである。

2 点目は、全体の体系や構造への眼差しをもう少し強めても良いのではないかということである。知事部局と教育委員会でバッティングする領域が多くなってきたということもあるし、教育委員会の所掌事務の中でも相互連携が必要になってきたということもある。それぞれの事業が単独でうまくいってれば、全てがうまくいくという話ではなく、それらがトータルとして機能が発揮できているか。しかも、限られた予算、限られた人数で効果を最大限に発揮するためにはどうしたらよいか、このようなことが問われているのが現在である。そうなると、全体の構造を見るのは誰か。一番の中心となるのは教育長などであろうがそれだけでは不可能に近く、教育委員から各課のマネジメントに関わる人たちが、トータルで全体の構造を見ながら自分の位置を把握していくことが必要である。ところが、一方でどの課も多忙である。そうなると、負の連鎖が起きる可能性がある。自分のところは責任があるからしっかり見よう、しかし、全体を見るゆとりがない。全体を見ればバランスを取ったり、重複することを一体化したりして効率化することもできるが、それがままならない。まさに、今学校で起こっていることが教育委員会でも起こっている。教育委員会事業全体の構造を捉えるための手立てが必要ではないか。

3 点目は、県の点検評価書案を見ても他の自治体の評価を見ても、実態が悪化しているとは考えられないのに不可解な下がり方をしている項目があることである。その理由を私なりに仮説として考えると、昨年来の報道等が原因で学校の教員や児童生徒、保護者の自己肯定感や信頼関係の低下があるのではないか。これらが下がるとアンケートの

結果は下がっていく。この仮説がもし正しいとすると、そのことが教育に対して与えるダメージは非常に大きい。学校の教員は批判されることに慣れていない。生徒や保護者からの信頼感が失われているとか、自分で自分のやっていることについて自信が持てなくなるとか、これは百害あって一利なしである。学力調査の問題もあり、学校現場は疲弊している。どうしたら教員が元気になるかを考えなければならない。これは教育委員会だけの責任ではなく、総合教育会議などで知事部局と一体となって推進すること。これからは地域主体で新しい教育の形を作るチャンスがある。教育に関わる人たちが自信を持って仕事に携われるように考えてほしい。

松永由弥子 静岡産業大学情報学部 准教授

成果指標の妥当性が問われる。数値が一人歩きするのは怖い。育てたい子どもを数値だけで表すことはできない。数値で言えない部分が教育にはある。その部分をどう表現するのかを考えなくてはならない。ただ、数値を出した以上はどのような調査であったのかを概要を記載する必要がある。

また、昨年の学力調査の結果以降、学校では学力が大事だという教育観が強まった印象を受ける。しかし、点数が低かったB問題については、色々な体験を積んだ人や地域との連携が取れている学校の点数が良かったとのデータもある。

学力そのものが社会全体の学びへの取組とか、地域との連携とか、人の関わりの中で育まれていくものであり、学校だけに全てを任せるのではなく、県民一人一人が、自分自身が学ぶことや、地域の子どもが育つことに関心を寄せていくことが教育である。そのことをもう一度発信して、現在の偏った教育観を修正してほしい。

重川希志依 常葉大学大学院環境防災研究科長 教授

東日本大震災においても、建物内部の天井や照明器具など設備関係の被害が多発し、注目されている。体育館の天井材等も対象となっている。したがって、近年の地震で被害が多発している建物の設備関係施設の被害防止対策を検討する必要がある。

命を守るためには、態度、知識、技能の3つの要素が必要となる。主体性を持って行動する態度・知識・技能を身に付けることのできる防災教育の推進が求められる。

学校防災推進協力校の実践を進めるとともに、防災教材の開発に加え、防災教育カリキュラムそのものを研修成果として各学校に普及させ、防災教育を進めるべきである。

津波被害のみならず、様々な地震被害が発生することが想定されている。第4次地震被害想定結果に基づき、児童生徒の通学区域や活動範囲を踏まえ、津波被害、建物被害、液状化被害、山崖崩れ被害、火災被害など多様な地震被害を想定した対策をとるよう指導していくことが大切である。

※防災教育の専門家である重川氏については、会議当日は御欠席されたため、主に「安全・安心な教育環境の整備」について書面にて御意見をいただきました。

VII 点検評価結果

第1章 生涯学習社会の形成

【目標】

様々な知識や技術等を身に付け、これからの社会を支えようとする「有徳の人」を育成するため、いつでも、誰でも、どこでも学び続ける生涯学習社会の形成に向けた施策を推進する。

【成果指標の達成状況】

| A | B | C | — | 計 |
|---|---|-------|---|-------|
| 1 | 2 | 5 (1) | 0 | 8 (1) |

【進行管理指標の達成状況】

| ↗ | → | ↘ | 計 |
|---|---|---|---|
| 2 | 1 | 1 | 4 |

【総括評価】

○生涯学習推進体制を支える教育施設の整備は進んでいるが、生涯学習の理念が県民全体に十分に浸透しておらず、生涯学習社会の形成に参画する県民の意識は高まっているとは言えない。

○生涯学習社会の形成には、教育委員会だけではなく、社会全体で取り組む必要がある。大人が学んでいる姿を子どもに見せることや、民間や地域の力を活用した体制づくりと人材発掘・育成が不可欠である。コミュニティ・スクールの推進などと合わせた取組が求められる。

○県教育委員会が市町教育委員会と協働し、教育行政の実をあげていく取組が十分とはいえない。生涯学習社会の形成に向けて、必要なものに絞って、戦略的な取組を推進していく。

【成果と課題】

①「『いつでも、どこでも学ぶ人が増えている』と感じている人の割合」は減少しており、学校教育から生涯学習へつながる仕組みを県教育振興基本計画全体としてどのように体系付けていくかが求められる。

②「身近なところに、社会教育関係施設が整備されている」と感じている人の割合は増加しており、生涯学習推進体制を支える教育施設の整備は進んでいる。一方、「地域にある学校を身近に感じている人の割合」は減少しており、開かれた学校づくりについては、より一層の推進を要する状況にある。

③地域の人材の活用については、人材登録をしてくれた人々と行政が協働して活動できるような仕組みの構築が求められている。

④「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合は、中学校と特に高等学校で大きく増えるという成果が得られた。しかし、小学校と特別支援学校でやや下がった。

【成果と課題】 続き

⑤明るく元気な先生の存在は、子どもを伸ばすために必要であり、自己肯定感や教員の仕事への満足感を高める施策の推進が求められている。教員の事務仕事や研修を減らすことで、多忙化を少しでも解消し、教員の本来業務である子どもと向き合う時間を取り戻すための施策を推進する。教職員の多忙化解消の問題は、学校運営の改善などの内部努力だけでは不十分である。仕事の総量と教員の絶対数の関係、必要な予算の額など構造的に見る視点が求められる。

⑥「学びを豊かにする優れた指導者の育成」の中で核となる校長などの管理職や教育行政職員をどう育てていくかが問われる状況にある。管理職や教育行政職員の研修を体系的に位置付けていくことを検討する必要がある。また、教職員人事評価制度については、9割前後の学校が学校組織の活性化や教職員の資質向上に効果があったと回答している。同時に単年度の人事評価とともに、長期のスパンでの成長や目標設定を考える視点も求められている。

⑦「有徳の人」を育成するためには、人権を尊重する意識を社会に定着させることが重要であり、人権教育の充実とともに、陰湿ないじめや不祥事の根絶に向けた施策を推進しなければならない。

⑧教育委員会の活性化と教育委員会事務局の広報・広聴事業の充実については、成果指標である「県教育委員会の取組に関心がある人の割合」から見ても、県民の関心が払われていない。指標の改善だけ为目标とすることなく、教育委員会の活性化が図られてきたかどうかを教育委員会として真剣に考えていく必要がある。

⑨指導主事の果たす役割は重要であり、指導主事の活動を引き続き教育委員会において点検評価し、教育現場の実態も聞きながら、県民にとってわかりやすい教育行政を推進していかなければならない。

【今後の施策展開】

- ①生涯学習社会の形成に向けて、個々の事業を推進するだけでなく、施策全体の体系化を考えていく。また、市民レベルの活動の活性化を後押しする支援が必要であり、責任の所在を明確にした上で、ネットワークを構築していく。
- ②県立中央図書館や青少年教育施設など社会教育関係施設の機能の充実や活用の促進を図る。また、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業の導入など、地域とともにある学校づくりを推進していく。
- ③教職員の研修などを通じて学校における社会教育の理解を促進することで、学校と社会教育関係指導者等との連携を促進する。
- ④特別支援学校の整備を含めた県立学校における教育環境の整備に努めるとともに頼もしい教職員の養成に向けて、教員の資質向上のための研修の充実や採用試験の改善等に取り組んでいく。
- ⑤多角的な視点からの検討を通じて教職員の多忙化の解消策を検討し、仕事に対する満足感や自己肯定感の醸成を図っていく。
- ⑥管理職と教員の意味疎通を図るため、人事評価の面談を個々の教員がどのような力を付けていきたいかについて管理職と話し合う場として、更に活用していく。また、長期のキャリアプランへの配慮なども検討し、中堅職員を伸ばして将来の管理職を育てていく。
- ⑦市町教育委員会や各種団体と連携しながら、各地域における人権教育の積極的な取組を促すとともに、各学校における人権教育の更なる推進に向けて各種研修会の充実を図っていく。
- ⑧教育委員会の取組を積極的に広報するため、教育委員会全体で、Eジャーナルしずおかやフェイスブック等による情報発信を積極的に行っていく。
- ⑨平成25年度の組織改編において、指導主事が行う市町・学校支援体制を見直したことから、その成果と課題を検証し、今後の教育行政施策の推進に役立てる。

1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備

一人一人の生涯にわたる学びを支える体制の充実と環境の整備に取り組む。

(1) 生涯学習社会の実現に向けた体制づくり

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|--------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「いつでも、どこでも学ぶ人が増えている」と感じている人の割合 | 59.5% （H22） | 57.4% | 65%以上 | C | |

H25年度の主要な取組

(ア) 「ふじのくにゆうゆうnet」の活用促進 ＜社会教育課・総合教育センター＞

取組の内容 NPO・企業・大学等が持つ高度な学習資源を学校が「総合的な学習の時間」等の授業で幅広く活用するとともに、授業外における子どもの学びの充実を図るため、各団体の学習情報をインターネットサイト「ふじのくにゆうゆうnet」により提供します。

また、学校外の様々な講座に参加した児童生徒にポイントを付与し、一定のポイントごとに認定証を発行します。

取組の評価 県内の小学校1年生の全保護者に対して、長期休業前に広報紙により「ふじのくにゆうゆうnet」及び学習プログラムの紹介を行った。特に7月・12月を広報強化期間とし、メールマガジン等での広報活動を行った結果、新たに347人の会員登録がなされるなどの成果を得た。

今後の取組 子どもの学びのより一層の充実を図るため、引き続き各団体の学習情報を提供していく。また、学校外の様々な講座に参加した児童生徒にポイントを付与し、一定のポイントごとに認定証を発行することにも引き続き取り組んでいく。

また、10月から開始する生涯学習情報発信システムでは、大人から子どもまで1サイトで検索できるようにし、自ら学ぶ学習情報への利便性を高めるとともに、子ども自らが進んで学ぶことのできる「あすなる学習室」等にリンクを貼り付けるなどの内容の充実を図る。

(イ) 子どもと大人の読書活動の推進 ＜社会教育課＞

取組の内容 子どもに読書習慣を身に付けさせるため、乳児、小学生、中学生を対象に読書ガイドブック「本とともにだち」を配布します。

また、生涯を通じて読書を楽しむ習慣を確立するため、大人の読書意欲を高める「ふじのくにブックレクチャー」等を年10回程度開催するとともに、学校や図書館とボランティアをつなぐ「県子ども読書アドバイザー」を養成します。

取組の評価 読書ガイドブックを県内全ての新生児の保護者や小学1年生、中学1年生に配布するとともに、養成講座を通じて各市町で活躍する43名のボランティアを県子ども読書アドバイザーとして認定し、市町に活用を促した。また、大人向けの読書啓発事業である「ブックレクチャー」や「大人のたしなみセミナー」を開催し、読書に対する興味や関心を喚起した。

今後の取組 県子ども読書アドバイザーについては、その活動実態や有効な取組を市町や教育

機関に周知、広報し、一層の活用を引き続き促す。大人の読書意欲を高めるための一般向け公開講座の開催を継続し、県内の読書人口の拡大を図る。

(2) 社会教育関係施設の整備

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|--------------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「身近なところに、社会教育関係施設が整備されている」と感じている人の割合 | 48.0% (H22) | 66.4% | 53%以上 | A | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|--|--------------|----------|----------|----------|----|---|
| 県立中央図書館利用者数、スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数) | 図書館 150,723人 | 229,731人 | 225,547人 | 25万人以上 | → | 総 |
| | 水泳場 265,671人 | 214,493人 | 179,460人 | 27万人以上 | | |
| | 武道場 263,395人 | 284,822人 | 257,360人 | 27万人以上 | | |

H25年度の主要な取組

(ア) 県立中央図書館の機能や資料の充実

<社会教育課>

取組の内容 図書館に対する県民の様々なニーズに対応するため、県立中央図書館の図書資料等の充実を図るとともに、「静岡県横断検索システム(おうだんくん)」の運用により、県内図書館の蔵書に関する情報提供を拡充します。

また、子どもや大人の読書活動の推進や、ビジネス支援などのサービス機能の充実・普及に努めます。

取組の評価 県内唯一の県立図書館として、適切な資料の充実に努めるとともに、「利用者中心主義」を掲げ、大人も子どもも読書に親しむことができるよう、各種イベント等を積極的に実施したが、来館者数は横ばいの傾向にある。

今後の取組 全ての県民が県立中央図書館を利用しやすくなるよう、インターネットを活用したサービスの展開に努めるほか、関係機関と連携して読書を啓発するイベントを実施し、来館者の増加を図る。

(イ) 青少年教育施設の安全・安心な管理・運営

<社会教育課>

取組の内容 青少年の自然体験活動を安全に実施するため、野外活動に関する各種マニュアルの整備と所員による訓練等を実施します。また、青少年教育施設を利用する教職員のための利用者ガイドを利用団体に配布して、野外活動の安全性を向上させます。

取組の評価 各施設において緊張感のある緊急時対応訓練を計画的に実施し、年度末には野外活動に関する各種マニュアルを見直した。より実態に即したマニュアルとなり、利用者の安全な活動を支えるものとなっている。利用前の注意点等をまとめた「利用者ガイド」については、利用した全ての団体から「役に立った」との回答があり、各団体の安全な活動運営に貢献した。

今後の取組 各種マニュアルに則り緊急時対応訓練を計画的に実施するだけでなく、訓練計画や報告を各施設間で情報交換することにより、幅広い視点で安全管理体制を整えていく。利用者ガイドの活用状況を継続的に調査し、来年度の改訂に活かすとともに、利用の定着を図る。

(3) 学校教育施設の充実と開かれた学校づくり

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|----------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 地域にある学校を身近に感じている人の割合 | 54.9% (H22) | 52.5% | 60%以上 | C | |

H25年度の主要な取組

(ア) 県立学校における教育環境の整備

<財務課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 県立学校の教育環境の充実を図るため、「静岡県立高等学校第二次長期計画」、「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づき、高等学校の再編整備及び特別支援学校の整備を計画的に行います。また、安全・安心な教育環境の充実を図るため、県立学校施設の維持補修を行います。

取組の評価 高等学校の再編整備については、平成26年4月開校の清流館高等学校及び天竜高等学校の整備を完了するとともに、平成27年4月に開校予定の浜松湖北高等学校の建設工事等を実施し、教育環境の充実に向けた整備を概ね計画どおり進めることができた。

特別支援学校の整備については、平成27年4月に開校予定の吉田特別支援学校及び掛川特別支援学校の設計等を行い、教育環境の充実に向けた整備を計画どおり進めることができた。

県立学校施設の維持補修については、日常的に点検を行うなど施設の適正な維持管理に努めるとともに、必要な改修を行い、教育環境の維持・向上を図ることができた。

今後の取組 高等学校の再編整備については、平成27年4月の浜松湖北高等学校の開校をもって「静岡県立高等学校第二次長期計画」に基づく整備が全て終了する。

特別支援学校の整備については、平成27年4月開校予定の吉田特別支援学校及び掛川特別支援学校の工事を実施し、知的障害者対象の特別支援学校における大規模化・施設狭隘(あい)化解消及び通学負担軽減を促進するとともに、平成29年4月の開校に向けた西部特別支援学校の移転整備や東部特別支援学校の施設老朽化の解消に向けた整備を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実施に取り組む。

県立学校施設の維持補修については、引き続き日常的に点検を行うなど施設の適正な維持管理に努めるとともに、必要な改修を行い、教育環境の充実を図る。

また、老朽化が進む校舎への対策として、全面改修を主とした長寿命化推進の視点による整備を検討する。

(イ) 特別支援学校の整備

<財務課・特別支援教育課>

取組の内容 知的障害者対象の特別支援学校における大規模化・施設狭隘(あい)化解消及び通学負担軽減を促進するとともに、肢体不自由者を対象とする特別支援学校の老朽化に対応した施設整備や共生・共育の推進に努めるなど、一人一人の教育的ニーズに応じた教育を実施するために「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づき、特別支援学校の整備を計画的に行います。

取組の評価 平成 25 年4月には藤枝特別支援学校焼津分校、沼津特別支援学校愛鷹分校をそれぞれ焼津水産高校と沼津城北高校内に開校し、共生・共育が推進された。肢体不自由者を対象とする特別支援学校の老朽化に対して「静岡県立特別支援学校施設整備計画」に基づき、整備に向けた調整を行った。

今後の取組 平成 27 年4月開校予定の吉田特別支援学校及び掛川特別支援学校の工事を実施し、知的障害者対象の特別支援学校における大規模化・施設狭隘(あい)化解消及び通学負担軽減を促進するとともに、平成 29 年4月の開校に向けた西部特別支援学校の移転整備や東部特別支援学校の施設老朽化の解消に向けた整備を行い、一人一人の教育的ニーズに応じた教育の実施に取り組む。

(ウ) 小・中学校統合時の学校運営支援

<義務教育課>

取組の内容 小・中学校の統合時の学校運営を支援するため、統合前1年間及び統合後2年間の3年間にわたり、教職員の定数加配措置を行います。

取組の評価 学級担任の授業時間数を軽減し、統合に伴う児童や保護者の不安解消に資するための時間を確保することができた。

担任外の教諭を交通安全指導担当として、通学路変更に伴う児童の登下校の安全確保を行うことができた。

今後の取組 この施策については、平成 25 年4月1日までの統合が対象となっており、26年度をもって終了する。今後は国の「学校統合の支援」加配を活用し、事業の継続を図る。

2 生涯学習社会を支える指導者の養成

「学び」を豊かにする優れた指導者の育成に取り組む。

(1) 社会教育関係指導者の養成と活用

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|--------------------------|-------------------|------|----------|----------|---|
| 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合 | 12.7% | 9.1% | 20%以上 | C | 総 |

H25年度の主要な取組

(ア) 社会教育指導者研修の実施等

<社会教育課>

取組の内容 市町の社会教育主事や社会教育行政担当者等の資質の向上と指導力の強化を図るため、専門的な知識、技能に関する研修を実施します。

また、社会教育主事の設置促進を図るため、市町教育委員会に対して社会教育主事の資格取得のための講習への参加を働き掛けます。

取組の評価 研修が直接的に業務につながるよう、5回の研修を実施している。研修内容の見直しを図り、参加者の確保に努めている。

また、社会教育主事講習の会場を静岡市内に設置し、市町職員等が講習に参加しやすい環境を整えている。

今後の取組 市町の担当者がそれぞれの立場での課題を解決できるような、より実践的な内容

が求められており、更なる研修内容の見直しを図る。

また、引き続き、社会教育主事講習の会場を静岡市内に設置する等して資質向上の機会を提供していく。

(2) 頼もしい教職員の養成

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|-------------------------|-------------------|-------|----------|----------|---|
| 「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合 | 小 84.7% | 83.9% | 90%以上 | B | 総 |
| | 中 67.2% | 70.9% | 90%以上 | | |
| | 高 57.6% | 70.1% | 90%以上 | | |
| | 特 88.6% | 78.6% | 90%以上 | | |

| （参考）進行管理指標 | 現状値（H21） | H24 | H25 | 目標値（H25） | 推移 | |
|------------------|----------|-------|-------|----------|----|--|
| 研修を役立てたと答える教員の割合 | 小 89.3% | 95.1% | 96.4% | 94%以上 | ↗ | |
| | 中 85.8% | 91.5% | 90.5% | 90%以上 | | |
| | 高 69.1% | 77.2% | 80.0% | 75%以上 | | |
| | 特 79.7% | 94.5% | 94.0% | 85%以上 | | |

H25 年度の主要な取組

(ア) 中堅教員の資質向上のための研修等の実施

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 教科指導に関して中堅教員としての資質向上を図るため、指導力のある教員を教科等指導リーダーに任命し、公開授業や研究授業での若手教員への指導・助言等を行います。

取組の評価 小中学校では、学校や各地区において、若手教員の教科指導力向上等の支援を行う中堅教員を育成するため、学習指導要領の趣旨や校内研修の活性化等について学ぶ「教科等指導リーダー育成研修会」を3回開催した。また、学校や各地区において、教科等の枠を超え研修の推進役となる中堅教員を育成するため、市町教育委員会担当者も参加する「エリアリーダー協議会」を2回開催した。その結果、地区及び地区の若手教員等に対して模範となる授業実践や指導を行うことを通して、リーダーとしての自覚を高めることができた。

高校では、教科等指導リーダーは、年2回の研修会の後、6回の公開授業を行い、若手教員がそれに参加した。また、助言対象者の研究授業（助言）を8回程度行い、教員の資質向上に貢献した。本事業が教員の授業力向上や校内研修の支援に役立ったと回答している学校は、全体の98.6%である。また、教科等指導リーダーの96%が「指導力向上と中核教員としての資質の向上に役立った。」と回答している。

特別支援学校では、広い視野と深い専門性を備えた教員を養成するため、各種専門研修に中堅教員を推薦及び派遣した。研修名称、研修先、実績等は、以下のとおりである。（内地留学・国立特別支援教育総合研究所9人、大学派遣・筑波大学特別支援教育研究センター1人、教職大学院派遣・静岡大学教職大学院2人、民間企業等長期派遣研修1人）

総合教育センターでは、教科等指導リーダー対象の研修会や指導主事の学校訪問

への同行などを通して、教科指導に関する研修を行い、若手教員の指導にあたった。その結果、教科についての知識・技能を高めるとともに、指導者としての資質を向上させる事ができた。

総合教育センターで、中堅職員を職員の柱とし、若手とベテラン職員をつなぐ「校内におけるOJT促進研修」を行った。

受講者の評価は肯定的評価が85%以上得られ、所属長からは、95%以上の肯定的評価を得ている。

今後の取組 小中学校では、教科等指導リーダーの更なる資質向上を図るために、教科等指導リーダー研修会において、学力向上等についての講演や教科等担当指導主事による講義、演習等を行うとともに、若手教員等への指導を行う実践研修を実施する。また、教師用指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」を学校訪問や経験段階別研修等で活用し、指導面と評価面から授業改善の視点を明確にすることで、校内研修を活性化させる具体的な方策を持てるようにする。

高校では、教科等指導リーダーについて、業務負担軽減と在籍校での指導力発揮のため、県内10地区で教科バランスを取りながら、リーダーを80人に増員する。教科等指導リーダーは、総合教育センターにおける研修を1回、静岡大学における研修を1回（8月に2日間）受講し、在籍校で公開授業を年間6回実施する。若手教員は、公開授業に年間3回参加する。

特別支援学校では、今年度も昨年度同様、現職教員の派遣研修への参加を奨励し、計画的に派遣を進めている。さらに総合教育センター推薦研修への推薦及び養護教諭指導リーダーの任命等により、中堅教員の資質向上に努める。

総合教育センターでは、教科等指導リーダーの育成に引き続き尽力する。教科に限らず、10年経験者研修受講者を、学校マネジメントを行う中心的存在として育成し、「頼もしい教職員」の育成を図る。

(イ) 校内研修の充実に向けた支援

＜教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 校内研修の充実に向けた取組を支援するため、学習指導要領や児童生徒の学習評価の在り方、教育振興基本計画等を踏まえた指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」の活用を促進します。

取組の評価 指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」の周知を図るために、教科等指導リーダー研修会や総合教育センターの経年研修、学校訪問指導で活用した。また、「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」で示した目標、指導、評価の一体化について、より意識し、強化していくための視点として「授業改善の視点」を作成し、全校に配布するとともに、教科等指導リーダー及び市町教育委員会指導主事に対して説明を行った。その結果、付けたい力を明確にすること、学習内容の定着を確かめる活動を位置付けること等について、より意識して授業づくりを進めることを共通理解することができた。

指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」の編集作業を年5回実施し、理論部分については、ほぼ完成している。

今後の取組 指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」と「授業改善の視点」について、教科等指導リーダー研修会、研修主任研修会、地域支援課による学校訪問指導、総合教育センターで行われる経年研修等で活用し、理解を深める。

指導資料「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」の事例部分を検討、執筆し、27年3月に、公立幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校へ配布する予定。

学校訪問時に研修計画を確認するとともに、校内研修の着実な実施について依頼する。その際に、「よりよい自分をつくっていくためにⅢ」の活用を確認するとともに、本年度末に発行する「よりよい自分をつくっていくためにⅣ」の内容を紹介し、積極的な活用を促進する。

校内研修の充実に向け、総合教育センターの指導主事は教科指導だけでなく、生徒指導や進路指導についても一括して学校を支援していく。

県立学校においては、定期訪問で授業研修を行うほか、学校のニーズに合った内容で校内研修を行う。

(ウ) 教科指導の充実に向けた取組の検討等

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 教科指導の充実を図るため、教育課程研究委員会において、学習指導要領に基づく教育課程の実施や各教科等の具体的な目標及び内容について研究し、授業改善のための方策を検討します。また、教育課程研究集会により、教育課程研究委員会における研究成果等を周知します。

取組の評価 総合教育センター指導主事に分析委員を依頼し、教育課程分析会議を実施した。会議では、各小中学校の教育課程が学習指導要領に基づき、適切に編成されていることを確認するとともに、編成の工夫や編成傾向等を分析した。この分析結果をもとに、主幹教諭及び教務主任を対象に教育課程編成・実施研修協議会を開催し、「学力向上に取り組むための教育課程の工夫」の視点で、各校の取組を報告し、次年度の方策を検討した。

高校については、高等学校学習指導要領に基づく教育課程の実施及び各教科等の具体的な実践例について、教育課程研究委員会（13部会）を年間6回程度研究会を実施して研究・協議を行い、授業改善のための具体的な方策を検討し、成果を教育課程研究集会において発表した。新教育課程に関しては各校で意欲的な取り組みが多く見られ、観点別評価の実施率も向上している。

今後の取組 総合教育センターに代わって、分析委員を各教育事務所地域支援課に依頼する。各小中学校の適切な教育課程編成・実施のために、引き続き指導及び管理に努める。また、分析については、現場に直結する必要事項に絞り、業務の精選に努める。さらに教育課程編成・実施研修協議会については、各校の実態を踏まえつつ、教育課程を「学力向上」の視点で編成する協議会を行い、本県の喫緊の課題である「学力向上」の解決に迫りたいと考える。

高校における教育課程研究集会については負担軽減の観点から隔年実施となっているが、教育課程研究委員会については全ての教科で毎年実施し、授業改善に取り組んでいく。教科等が抱える課題を把握し、実効性のある事例の研究、発表等の支

援を図る。平成26年度の教育課程研究集会は、総則、国語、地歴公民、数学、理科、保健体育、外国語、情報、工業、商業、水産、看護福祉、総合的な学習の時間の部会が開催する。

(エ) 教職員の使命感や倫理観の涵養に向けた取組の推進

＜教育総務課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

取組の内容 不祥事根絶に向けた各学校における研修等により、倫理観の高揚につながる取組の他、教職に対する誇りや使命感を高める取組の一層の推進に努めます。

また、教職員の採用選考試験において、教職への強い使命感と高い倫理観を保持した人材の確保に努めるとともに、信頼される教職員を育成するため、経験段階別研修や管理職を対象とした研修において、厳正な勤務・服務への意識や、使命感・倫理観の一層の高揚に努めます。

取組の評価 教育委員会事務局は、教職員の不祥事根絶に向けて、年度当初学校訪問、事例集の追加事例配布、「相談員研修会」及び「校内コンプライアンス委員会担当者研修会」、外部有識者からなる「静岡県コンプライアンス委員会」、「Eジャーナルしずおか」に「教育という職のすばらしさ」の掲載、その他通知による注意喚起等様々な取組を実施した。

また、各学校では、管理職による面談、事例集を活用した研修、校内コンプライアンス委員会の継続的な開催、相談員制度の活用等により、不祥事根絶に向けた意識の高揚を図った。

一方、平成25年度の教職員の不祥事による懲戒処分件数は17件と、平成24年度の12件から5件増加したことから、不祥事根絶に向けた実効性の高い取組を、粘り強く継続実施していくことが必要であり、小中学校においては人事管理主事が各地区の校長会で不祥事根絶について指導をした。

高校においては、教職員の不祥事による懲戒処分件数が前年度と比較して減少し（7件→5件）、ここ数年で最も少ない件数であった。また懲戒・指導措置を含めた体罰件数も大幅に減少し（62件→14件）、取組による成果が教職員へ浸透している様子が伺える。

特別支援学校においては、不祥事による懲戒処分件数は2件から1件、交通加害・被害事故総数が82件から68件と減少している。

経年研修では、人権教育を必ず取り上げ、年代に応じた内容を行った。また、研修員の年代に応じた学校マネジメント力の醸成を行うことにより教職員の使命感や、倫理観の涵養に努めた。初任者研修、新規採用職員研修、常勤講師研修会（県立）において、人事管理主事等による勤務・服務及び倫理についての講義を実施し、事例研究を交えて研修員に省察させながら、知識及び意識を高めた。

今後の取組 教育長等による学校訪問を継続実施し、管理職との面談を通して、各学校における不祥事根絶に向けた取組実施の徹底を図る。

また、各学校の研修がマンネリ化しないよう、効果的な研修資料の提供や、各学校での実践のフィードバック、通知による注意喚起等を継続実施することにより、不祥事根絶に向けた意識の持続と高揚を図る。

さらに、校内コンプライアンス機能や校内相談体制を充実させるための研修会を継続実施し、不祥事根絶に向けての組織力向上を図る。

小中学校においては、要請に応じて、市町の各種研修会において不祥事根絶に係る講義等を実施する。また、義務教育課、地域支援課が連携して、学校訪問の際、不祥事根絶に向けた具体的指導を行う。

高校においては、各学校において実効性の高い取組が進められるように、引き続き効果的な資料や情報を提供するとともに、経験段階別研修や管理職を対象とした研修を通して、厳正な勤務・サービスへの意識や、倫理観・使命感の高揚を図る。

特別支援学校においては、引き続き、各校における不祥事根絶研修を推進し、経験段階別研修や管理職を対象とした研修を実施する。各校からの依頼に基づき、人事管理主事が研修講師として校内研修に参加する。

総合教育センターでは、経年研修での勤務・サービス及び人権教育や倫理感の高揚を繰り返し行う。一方的な講義に終始しないよう、ペアワーク等の活動や演習を取り入れていく。

また、採用前研修では、教職の使命感や厳正な勤務・サービスへの意識などを高める取組を行う。

(オ) 教員採用選考試験の改善等

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課＞

取組の内容 「教育者としての使命感と倫理観」、「教職に対する強い情熱」、「総合的な人間力」を備えた教員を採用するため、平成24年度から新たに導入した適性検査を継続実施するとともに、面接の方法を一部見直します。また、優秀な人材を採用するため、県内外大学等へのガイダンスを積極的に行います。

取組の評価 より良い人材を確保するために、平成24年度より実施している適性検査を継続し、1次試験の検査で得た情報を基に、2次試験で行われる面接の質問内容を充実させたり、面接時間（小中学校：集団、個人）を延ばしたりして、面接の目的に迫り、受験者一人一人の教員としての適性を見極めることができた。

また、優秀な人材を採用するため、県内外17大学へのガイダンスを積極的に行うとともに、平成27年度教員採用試験の選考方法の改善を検討し、ある一定の条件を満たす教職経験者の1次試験における「教職・一般教養」試験を免除することとした。

臨時講師率の改善及び教職員の精神疾患による特休・休職への対応のための質の高い教職員の採用が引き続き課題であるため、更なる採用数の改善及び拡大が必要である。

今後の取組 より良い人材を確保するため、今後も適性検査、面接方法のあり方について検討し、その方法を探っていく。さらに、優秀な人材を採用するため、受験者数の確保を目指した広報活動や選考試験制度について検討する。

教職への強い使命感と高い倫理観を保持した人材の確保のため、平成27年度教員採用試験において、ある一定の条件を満たす教職経験者の1次試験における「教職・一般教養」試験を免除する。また、県内外の大学における教職ガイダンスを継続実施するとともに、県内大学関係者との連携会議を開催するなど改善を進める。

教員定数の変動や退職者及び再任用見込数等を鑑み、計画的に採用者数増を図る。

(カ) 教職員の国内外における交流の推進 <義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 多文化共生、国際理解教育を推進するため、青年海外協力隊等への積極的な参加奨励に努め、派遣教員の拡大を図ります。

取組の評価 平成25年度の派遣教員数は6人で前年度に比べ3人の減となった。カンボジアにおいて理科教員が不足している状況に対応するため、県教育委員会は国際協力機構と合意書を締結した。多文化共生、国際理解教育を推進するため、青年海外協力隊等への積極的な参加奨励に努めたが、平成25年度の派遣は無かった。

また、平成26年度、静岡県と鹿児島県との間で事務局職員同士が交流を行っている。

今後の取組 平成26年度以降も、カンボジアへの派遣を含み、年間派遣人数20人を目指していく。また、青年海外協力隊及び日系社会青年ボランティア（JICA）派遣教員を増やしていく。

今後とも、多文化共生、国際理解教育の推進のため、または教職員個々の視野の拡大のため、派遣教員の拡大を図っていく。

(キ) 教職員人事評価制度の活用 <義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 教職員の資質能力及び意欲の向上や学校組織の活性化を目指し、公正な人事行政に資するため、全教職員を対象とした教職員人事評価制度を実施するとともに、その活用や改善について検討します。

取組の評価 人事評価制度年度末状況調査（抽出校）において、自己目標シートを中心とした人事評価により、94%の学校が学校組織の活性化に効果があったと回答し、職務評価書を中心とする人事評価により、87%の学校が教職員の資質能力の向上に効果があったと回答した。人事評価を実施することで、校長を中心とした学校マネジメントの向上が図られてきた。

また、新たに評価者となった校長、教頭等に対し、制度理解及び評価者としての評価力の向上を目指し、研修を行った。また、制度の理解を促進し、円滑な制度の運用を図ることを目的として教職員人事評価制度相談窓口を設置した。

今後の取組 教職員の資質能力や意欲の向上、学校組織の活性化を図るため、評価者を対象とした教職員人事評価研修を継続し、人事評価の客観性、信頼性及び公正・公平性を一層高めていく。

今年度も引き続き、教職員の資質能力及び意欲の向上や学校組織の活性化を目指し、公正な人事行政に資するための研修を実施する。また、教職員人事評価制度相談窓口の設置、全教職員を対象とした教職員人事評価制度の実施活用や改善についての検討を継続する。

(ク) 学校運営の改善に向けた取組の推進

<教育総務課・教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 教職員の多忙化の問題に対応するため、平成24年12月に設置した「学校に勤

務する教職員の多忙化解消検討会」において課題への対応等を検討し、学校運営の改善に向けた取組を推進します。

取組の評価 多忙化解消とともに「多忙感の解消」という視点からも検討を加え、平成26年3月に「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告を各所属に配布した。県教育委員会が主体となって実施する調査等の見直しにより、197件中、18件を廃止・統合、36件を改善することができた。また、多忙化解消に向けた業務マニュアルを作成することで、今後の検討方法に道筋をつけることができた。

今後の取組 会議や研修会の精選を進めるとともに、各課において学校種の特性に応じた実効性ある取組を推進し、年度末に検討状況を各所属に報告する。

(ケ) 教職員の健康管理の充実

<福利課>

取組の内容 教職員の疾病の予防、早期発見、早期治療のため、「生活習慣病健診」「指定年齢健診」等を実施し、教職員の健康管理に努め、元気回復につながる健康づくりを支援します。

また、生活習慣病予備群の初期予防、重症化の防止を図るため、管理栄養士を配置し、保健師と協力した保健指導を行い、健康の保持増進を支援します。

取組の評価 「生活習慣病健診」「指定年齢健診」等を実施し、受診率は99.9%であった。受診率100%を目指して取り組んだ結果、未受診者は平成24年度の52人から6人に減少した。

また、保健師と管理栄養士が連携して、県立学校及び事務局職員358人に対し保健指導を行い、アンケートに答えた242人のうちの52.1%が減量に成功し、62.4%が食生活を改善した。

今後の取組 教職員の疾病の予防、早期発見、早期治療のため、「生活習慣病健診」「指定年齢健診」等を実施し、受診率100%を目指す。

また、平成26年度は特に疾病の重症化予防に重点を置き、保健師と管理栄養士が連携して、引き続き保健指導を実施する。

(コ) メンタルヘルス対策

<福利課>

取組の内容 教職員の心の健康の保持増進を図るため、「教職員の心の健康づくり計画」に基づき、経験段階別や管理職対象のメンタルヘルス研修を実施するとともに、教職員が気軽に相談できる窓口を設置します。

また、長期休暇取得者の円滑な職務復帰と再発防止を支援するため、「精神疾患による長期休暇取得者等支援事業」を実施します。

取組の評価 経験段階別研修や管理職研修等において、約3,400人を対象にメンタルヘルス研修を実施した。特に、小中学校の20歳代の休職者等の増加に対応するため、「若手教員メンタルヘルス研修」を悉皆で実施した。教職員が気軽に相談できる窓口を設置し、周知を図った。また、長期休暇取得者の円滑な職務復帰と再発防止を支援するため、「精神疾患による長期休暇取得者等支援事業」を実施しているが、再発者が約3割いる状況である。

今後の取組 引き続き、教職員の心の健康の保持増進を図るため、「教職員の心の健康づくり計

画」に基づき、メンタルヘルス対策を積極的に推進する。

(サ) ライフプラン講習会の開催

<福利課>

取組の内容 教職員が安心して職務に取り組み、退職後も充実した生活を送る上で必要な生涯生活設計の立案を支援するため、「家庭経済」「健康管理」「生きがい」等に関する講習会を開催します。

取組の評価 各年齢の講習会を開催し、55歳を対象とした「退職準備型」には、7会場で966人が参加、59歳を対象とした「退職直前型」には、6会場で649人が参加した。また、免許状更新講習との重複を避けるため2年休講していた「生活充実型」を43歳から45歳に対象年齢を変更し、再開することで、3会場649人が参加した。教職員が在職中から退職後までを見据えた生涯生活設計を自ら設計することを支援し、退職後の充実した生活を送ることができるような講習機会の提供により、退職後までの生涯生活設計立案の必要性の認識を向上することができた。

今後の取組 平成26年度は、生活充実型3会場725人、退職準備型6会場1,010人、退職直前型6会場616人の講習会を開催し、生涯生活設計づくりを支援していく。

(シ) クレーム対応の支援

<教育総務課>

取組の内容 教職員が日々の教育活動に専念できる体制と信頼される学校づくりを支援するため、学校と保護者との話し合いだけでは解決することが困難な問題に迅速に対応し、学校や市町教育委員会に助言する相談員を県教育委員会事務局及び各教育事務所に配置します。

取組の評価 保護者等対応相談員が117件の相談を受け付け、適切な対応策を示すとともに、対応困難な21件の事案については、弁護士に相談し、法的な見地からアドバイスを受けることで、学校の教育活動を支援することができた。

今後の取組 機会を捉え制度の周知をするとともに、相談事例について各相談員で情報共有をし、早い段階での問題解決を図る。

3 共生社会を支える人権文化の推進

全ての人々が共に生き、共に創る社会の実現のため、人権尊重の教育・啓発に取り組む。

(1) 人権尊重の意識が定着した社会の構築

※平成25年度は、健康福祉部・経済産業部の取組が中心でした。

(2) 自他の人権を大切にする態度や行動力の育成

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|------------------------|-------------------|-------|-------------------|----------|--|
| 人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合 | 63.7% | 89.9% | 旧 82%以上 新 100% | B | |

H25年度の主要な取組

(ア) **人権教育の総合的な推進**

＜教育政策課＞

取組の内容 自尊感情を育み、人権に対する正しい理解や人権感覚を高めるため、各学校等における人権教育推進体制の充実を図るとともに、管理職をはじめ、人権教育の指導的立場にある教職員等を対象とした研修会を実施し、人権教育の指導方法等の研究・普及に努めます。

取組の評価 平成25年度の公立学校の人権教育の実施率は100%であった。人権教育に関する校内研修実施率は89.9%であり、前年度を2.9ポイント上回った。各種の研修会に対する参加者の平均満足度は95%に達し、参加者の資質及び推進意欲の向上につながっており、各学校、各地域での実践に生かされつつある。人権教育研究指定校の取組は、指定校の児童生徒のみならず教職員の人権に対する理解や人権感覚の高揚に繋がりがつつある。

今後の取組 今後も市町教育委員会や各種団体と連携しながら、各地域における人権教育の積極的な取組を促すとともに、各学校における人権教育の更なる推進に向けて各種研修会の内容の充実はもとより、校内での伝達方法を提案し、参加者の具体的実践に繋がるよう工夫していく。人権教育研究指定校の取組成果が積極的に活用されるよう、あらゆる場を通じて広報の工夫を図っていくとともに、研究指定校の研究をきめ細かく支援していく。

(3) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H22) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|-------------------------------|----------|-------|-------|----------|----|
| 「学校教育において男女が平等である」と答える児童生徒の割合 | 小 69.6% | 72.3% | 70.7% | 74%以上 | ↗ |
| | 中 76.5% | 74.7% | 72.8% | 82%以上 | |
| | 高 66.4% | 78.8% | 78.4% | 72%以上 | |
| | 特 77.1% | 80.4% | 80.9% | 80%以上 | |

※平成25年度は、くらし・環境部の取組が中心でした。平成26年度は、「教職員等を対象とした研修の実施」を推進しています。

(4) ユニバーサルデザインを推進する教育の充実

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H22) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|-------------------------|----------|---------|-------|----------|----|
| ユニバーサルデザインを知っている児童生徒の割合 | 小 56.8% | 小 64.0% | 61.9% | 78%以上 | → |
| | 中 70.6% | 中 67.5% | 71.7% | 85%以上 | |
| | 高 87.1% | 高 86.9% | 87.3% | 93%以上 | |
| | 特 60.9% | 特 75.5% | 60.9% | 80%以上 | |

※平成25年度は、くらし・環境部 政策監(UD担当)の取組が中心でした。平成26年度は、「ユニバーサルデザインの考え方を組み入れた授業の実施【新規】」を推進しています。

4 新しい時代を展望した教育行政の推進

県民にとって分かりやすい教育行政の推進に取り組む。

(1) 教育委員会の活性化

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|-------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 県教育委員会の取組に関心がある 人の割合 | 74.4% (H22) | 64.3% | 80%以上 | C | |

※平成25年度の教育委員の活動実績等については、85頁から94頁までに記載してあります。平成26年度は、「知事との意見交換会の実施」や「事務局教員の計画的な学校配置」を推進しています。

(2) 教育委員会事務局の広報・広聴事業の充実

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|-----------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 県教育委員会の取組に関心がある 人の割合(再掲) | 74.4% (H22) | 64.3% | 80%以上 | C | |

H25年度の主要な取組

(ア) 広報・広聴活動の充実

<教育政策課>

取組の内容 教育行政や学校等の取組への県民の理解・共感を深め、教育への応援団を増やすため、教育広報紙「Eジャーナルしずおか」やホームページの活用などにより、積極的な広報を行います。

また、ニーズを的確に捉えた施策を展開するため、県民の声を教育委員が現場で直接聞く移動教育委員会等の広聴事業を実施します。さらに市町教育委員会との一層の連携を図るため、市町と県の教育委員の意見交換会を実施します。

取組の評価 平成25年度8月から、教育委員会フェイスブックを開始した。従来の広報ツールである広報紙やホームページに加え、30代の保護者層を対象としたフェイスブックを取り入れたことで、幅広い層の県民に本県の教育について発信することが可能となった。

今後の取組 教育委員会全体で、フェイスブックによる情報発信を行っていく。平成26年度は広聴事業の企画の自由度や実効性、効率性を高めるため、複数の広聴事業を移動教育委員会に一本化し、年間10回程度開催する。また、視察対象所在地の市町教育委員に出席を依頼し、今後市町教育委員会と更なる連携強化を図っていくための情報交換の場とする。

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進


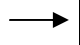
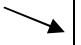
【目標】

「有徳の人」を「縦の接続」で育むため、幼児期、青少年期、成年期以降の各ライフステージの教育課題を明確にし、それぞれの学びの場の充実と円滑な接続に向けた施策を推進する。

【成果指標の達成状況】

| | | | | |
|---|---|---|---|----|
| A | B | C | — | 計 |
| 5 | 8 | 0 | 0 | 13 |

【進行管理指標の達成状況】

| | | | |
|---|---|--|----|
|  |  |  | 計 |
| 5 | 2 | 3 | 10 |

【総括評価】

○有徳の人づくりを「縦の接続」で育む施策についての成果指標の達成状況は概ね良好である。各種施策の推進により、各ライフステージの接続がうまく回り始めていることが、成果指標の達成状況に表れている。県教育委員会と市町教育委員会との連携を推進し、施策の実効性を高める改善策を講じることによって、より大きな成果が期待される。

○各ライフステージの教育現場の実態を顕在化させ、必要な教育人材の確保と所要の予算措置を図っていくことで、教育現場の意識の高揚に努める。

【成果と課題】

- ① 幼児期の教育にかかわる指標は改善されたが、人間形成の根に当たるこの時期の教育は重要であり、更に推進していく必要がある。
- ② 「徳のある人間性の育成」、「健やかで、たくましい心身の育成」、「キャリア教育の推進」に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合は、全て90%を超えており、第2期計画においては新しい指標を設定した。
- ③ 「学校が楽しい」、「授業がわかる」、「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合は中学校と高等学校において上昇した一方で、小学校においてはやや下降し、「全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合」も50%に留まった。小学校での状況の改善が求められる。
- ④ 「縦の接続」を考える上で外せない視点は、どんな社会人になるかである。文系・理系を問わず国内企業に就職しても、大半は海外を相手に仕事をする時代がきており、英語教育のあり方について、具体的な検討を進めることが求められる。
- ⑤ 入学者選抜の学校裁量枠では、各学校が体育的・文化的活動や学科への適性などの重視する観点を定め、特色ある学校づくりに寄与できる人材の確保に努めている。一方で、この制度が実際に生徒個々の健全育成や各学校の活性化につながっているか検証する必要がある。

【成果と課題】 続き

- ⑥特別支援教育については、発達障害をはじめ多様な障害を抱える児童生徒が増加しており、きめ細かな指導が求められている。保護者や周囲の理解とともに、同じ社会で暮らしていくための関係の持ち方を学ぶ場の提供が重要である。
- ⑦いじめを解消するため、早期発見と丁寧な対応を今後も継続していくことが求められる。
- ⑧成年期以降の教育の充実に関しては、「それぞれのライフステージで、学習へのニーズに応じた支援がされている」と感じている人の割合や「余暇時間に、様々な内容の学習をしている人の割合」はほぼ横ばいであり、改善に向けた取組が必要である。

【今後の施策展開】

- ①幼児教育については、親と親がつながり、子育てに関する悩みや不安を相談しあえるような場を設定するとともに、相互のつながりや学びを支援するワークシートの活用を促進する。また、幼稚園・小学校等の教職員の連携を推進するとともに、幼児教育に関する課題や対応策について話し合う協議会を通じ、幼児教育を支援する研修拠点機能の設置について検討していく。
- ②ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進に関しては、他部局や関係機関と連携した施策が増えている。今後も、責任の所在を明確にした上で、市町教育委員会や他部局などの関係諸機関と一層連携して施策を展開していく。この一環として、移動教育委員会において、県教育委員と市町教育委員が同じ授業等を見学するとともに、教育行政に関する意見交換等をする場を設けていく。
- ③児童生徒の心身の育成に向けて、読書活動の充実や体力向上策の推進等に取り組む。また、授業がわかることが学校をより楽しくし、学校生活への満足感につながることを期待されることから、「確かな学力」の育成に向けて、全国学力・学習状況調査の結果等を活用した授業改善に努めていく。
- ④児童生徒の勤労観・職業観を養い、キャリア教育を促すため、発達段階に応じたキャリア教育の充実に向けた支援や就職指導・支援に向けた環境整備を更に推進するとともに、英語教育についても検討する。
- ⑤平成26年度で6回目となる入学者選抜の学校裁量枠については、生徒数の減少、高校の再編整備、体罰の問題など、高校教育を取り巻く環境が変化していることから、改めて制度を振り返る時期にきている。中学校や高等学校等からの意見聴取や現状の分析などにより、学校裁量枠が生徒の健全育成や各学校の活性化等に寄与しているか検証していく。

【今後の施策展開】 続き

- ⑥特別支援教育に関しては、今後も特別支援学校が特別支援教育のセンター機能としての役割を担いつつ、教育相談や各種研修会への講師など市町立小中学校等への支援を行っていく。人間関係の難しさからコミュニケーションがうまく取れない発達障害等のある高校生に対しては、引き続きコミュニケーションスキル講座を実施する。
- ⑦いじめの問題に対応するため、関係機関との連携を図りながらいじめの防止や早期発見に取り組むとともに、「人間関係づくりプログラム」を活用して個別・集団指導等を充実させた実践研究を行う。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの充実と活用を図っていく。
- ⑧成年期以降の教育については、幅広く実施できるように、他部局での取組を教育委員会が把握するなど、学習メニューが提供される環境づくりに努める。また、成人期になっても学び直しができるような体制づくりを推進していく。

1 幼児期の教育の充実

生涯学習社会を生きるための基礎を育む幼児期の教育の充実に取り組む。


(1) 家庭における教育力の向上

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|------------------------------|-------------------|-------|--------------------|----------|---|
| それぞれの家庭で「家庭の日」を 設けている人の割合 | 7.6% （H22） | 54.3% | 旧 50%以上 新 62%以上 | B | 総 |

※「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に主要な取組の記載はありませんでした。
平成26年度は、「『家庭の日』の普及啓発」や「家庭教育ワークシートの活用促進【新規】」を推進しています。

(2) 幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|--|-------------------|-------|--------------------|----------|--|
| 「地域にある幼稚園・保育所にお ける教育・保育が充実している」 と感じている人の割合 | 48.3% （H22） | 52.8% | 旧 53%以上 新 62%以上 | B | |

| （参考）進行管理指標 | 現状値（H21） | H24 | H25 | 目標値（H25） | 推移 | |
|-------------------------------------|---------------|-------|-------|----------|---|---|
| 学校関係者評価を実施し、結 果を公表している幼稚園の割 合 | 公立 28.8%（H20） | 61.5% | 68.9% | 80%以上 |  | 総 |

※「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に主要な取組の記載はありませんでした。
平成26年度は、「幼稚園・小学校等の教職員と合同研修の実施【新規】」や「幼児教育を支援する研修拠点機能の設置の検討【新規】」を推進しています。

2 青少年期の教育の充実

各発達段階に応じた学校教育の充実や相互の連携、青少年を取り巻く環境整備の充実に取り組む。学校教育においては、地域や児童生徒の実態を踏まえた各学校の主体的な取組を推進する。

(1) 徳のある人間性の育成

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|---|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 徳のある人間性の育成に向けて各 学校が設定した目標を達成できた 学校の割合 | — | 96.9% | 75%以上 | A | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|---------------------------------|----------|-------|-------|--------------------|----|---|
| 「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合 | 小 80.9% | 87.2% | 87.3% | 旧 85%以上 新 89%以上 | ↗ | 総 |
| | 中 77.9% | 86.6% | 86.2% | 旧 83%以上 新 87%以上 | | |
| | 高 72.8% | 87.7% | 88.9% | 旧 80%以上 新 88%以上 | | |

H25 年度の主要な取組

(ア) モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流

＜教育政策課・高校教育課＞

取組の内容 普段接する機会が少ない異文化を体験し、多文化共生や国際交流の推進に資する人材を育成するため、モンゴル国ドルノゴビ県に高校生を派遣し相互の交流を推進します。

取組の評価 平成 25 年度のドルノゴビ県訪問には、県内の高校（公立、私立）から 183 人の応募があり、そのうち 30 人を選抜し、8 月 12 日から 17 日まで高校生交流団として派遣した。現地では学校訪問や日本文化の紹介などを行い、交流を大いに深め合った。これをきっかけに海外への関心をより強くした生徒も多く、効果は大きいものがあった。

今後の取組 平成 26 年度は、新たな確認事項に基づき、ドルノゴビ県から 50 人の高校生が本県を訪問する予定である。生徒同士が交流を深め合い、相互理解を促進するプログラムを設定するとともに、多くの高校生と交流する機会を提供する。

(イ) 司書教諭や学校図書館司書を対象とした研修の充実

＜義務教育課・総合教育センター＞

取組の内容 読書指導や学習指導への学校図書館の計画的な活用を支援するため、司書教諭や学校図書館担当、学校司書等に対する研修会や講座を実施します。

取組の評価 「『有徳の人』づくりアクションプラン」及び「静岡県子ども読書活動推進計画」に沿った子どもの読書活動推進を図るために、学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）等を対象に学校図書館活用サポーターが、子どもに親しまれて活用される小学校の学校図書館づくりのための相談業務を行った。サポートした学校は、館内レイアウトが一新され、足を運ぶ児童が増える等、学校図書館の活用促進することができた。

12 学級以上の学校に発令されている司書教諭を対象とした悉皆研修「司書教諭実践力向上研修」、学校図書館業務に携わる公立高等学校事務職員を対象とした「学校図書館事務基礎研修」、読書指導に関する希望研修「子どもの心を育み学びを広げる読書指導」を実施することで、実践に生かす専門的な内容を学ぶ研修会となった。さらに、学校図書館担当を対象とした希望研修「学校図書館活用で授業改善」、教職員だけでなく学校司書等の学校図書館に関わる県民を対象とした講座「みんなで作る学校図書館」を各 2 回実施することで、学校図書館に関わる県民が広く参加することができた。

今後の取組 学校司書を配置していない市町教育委員会の小学校に対し、学校図書館アドバイザーによる学校図書館活用に係る支援活動を行い、学校司書配置の効果及び配置促

進への方策等を情報発信することにより、市町教育委員会による学校司書の配置促進を図る。

司書教諭が学校や各市町でその役割を発揮し学校図書館の活用を推進していくことを目的とした推薦研修「学校図書館活用推進研修」を実施する。また、授業で活用する学校図書館の在り方を学ぶ希望研修「学校図書館活用で授業改善」を実施し、授業参観やグループワークを通して、学校図書館活用授業の具体について学ぶ研修会とする。さらに、学校図書館に関わる県民が広く参加できる講座「みんなでつくらう学校図書館」を実施し、学校図書館に関わる人たちの役割や連携について学ぶ講座とする。

(ウ) 徳育の啓発・実践

<教育政策課>

取組の内容 「有徳の人」の一層の周知、啓発のため、徳育実践事例集の活用を促進するとともに、徳育推進懇話会を開催し、『有徳の人』の育成に向けた取組等を協議します。

取組の評価 徳育実践事例集で紹介した「御殿場市たかね森っ子クラブ」を、内閣府による「チャイルド・ユースサポート章」に推薦した。『有徳の人』の育成に繋がる、セカンドライフ期における子ども若者育成・子育て支援において高く評価され、全国21団体の一つとして授章したため、さらに「有徳の人」についての周知を進めることができた。

今後の取組 Eジャーナルしずおか「有徳の人に会いに行こう」による広報活動を通して、「今、その人が持っている徳を伸ばす（徳の高まり）」場や、「一人一人の徳を社会全体に広げる（徳の広がり）」場を、身近な生活の中から見つけ、紹介することで、「有徳の人」の認知度を上げ、徳育の実践意欲を高める。

(エ) 道徳教育の推進

<義務教育課>

取組の内容 学校教育全体を通じて子どもの道徳性を育むため、管理職や道徳教育推進教師等を対象とした研修会を実施し、校長の指導方針の明確化と道徳教育推進教師を中核とした推進体制による学校経営の実現を図るとともに、道徳的価値の自覚や自己の生き方についての考えを深める指導の充実に努めます。また、道徳教育推進地区において、校種間の接続や家庭・地域との連携を意識した道徳教育の在り方について実践研究を行い、各学校への普及に努めます。

取組の評価 各学校においては、道徳教育推進教師を中心とした道徳教育の指導体制の整備が進んでいる。中でも、研究推進校においては、校長の明確な指導方針のもと、道徳教育推進教師を中心に小中学校の全職員が共通理解を図りながら道徳教育を推進することで、学校内外の道徳性を育む環境が整った。

道徳教育研修会においては、研究推進地区による研究実践の報告や、文部科学省主催の道徳研修会に参加した教員による報告をはじめ、指導案をグループで検討したり、各校の現状と課題から、自校の道徳教育の充実に図るための方策について協議したりした。各校の貴重な実践や課題について共有ができた。

今後の取組 小中学校9年間（幼稚園を含めた12年間）を見通し、各発達段階における指導

の重点を明確にした継続的・発展的な道德の時間（縦の接続）及び、家庭や地域の理解協力（横の連携）に基づいた学校生活全般における道德教育を意識した幼稚園及び小中連携カリキュラムについて、研究推進地域（校）において研究する。研究経過、成果や課題等から、県の施策や小中学校における具体的方策等を検討する。小中学校における具体的方策については、研修会やホームページ等で発信する。また、全小中学校対象の道德実態調査を実施し学校への意識付けを図り、本県の道德教育を推進する。

(オ) 「大地に学ぶ」農業体験の推進

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 農業や地域の環境に対する理解を深めるとともに、高校生と小・中学生による異年齢集団活動等を通して相手を思いやる心や地域社会に貢献する意欲と態度等を育むため、学校周辺の遊休農地等を活用して行う農業体験活動を推進します。

取組の評価 「大地に学ぶ」農業体験は、実施校 16 校、協力校 27 校が実施した。より多くの児童生徒が地域の農業に関する課題や環境問題について考えを深めることができた。

県内 16 校（定時制高校や特別支援学校高等部を含む。）の実践モデル校及び推進校の生徒が、協力校 27 校（幼稚園、小・中・高等学校）の児童生徒と農業体験活動を行い、農業や地域の環境に対する理解を深めるとともに、相手を思いやる心や地域社会に貢献する意欲と態度等を育むことができた。

今後の取組 平成 25 年度、「大地に学ぶ」農業体験は、実施校 4 校、協力校 4 校である。協力校との連携をさらに充実させていく。なお、今年度は自立推薦校として 8 校が活動する予定である。

平成 26 年度は、事業開始 3 年を経過した 12 校が県事業から自立し、遊休農地等において、公立小・中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園や保育所と作物、草花の栽培等の独自の活動を行う。残る 4 校については、推進校として指定し、推進校が指定する協力校とともに実施する農業体験等の活動を、引き続き支援する。

(カ) 高校生の留学支援

＜高校教育課＞

取組の内容 将来、国際的分野で活躍する人材の育成を図るため、高校生の留学に係る費用の一部を助成するなど、留学に意欲・関心がある生徒を支援します。

取組の評価 平成 25 年度は、9月にグランシップで高校生留学フェアを開催し、留学への関心を高めた（県内高校生等、約 130 人が参加）。また、留学を希望する生徒は経済事情から減少傾向にあるため、留学する意志のある生徒を対象に留学支援事業を行い、経済的な面での支援を行った（県内高校生 9 人に対して、一人当たり 40 万円を支給）。

今後の取組 平成 26 年度は、留学支援事業により、長期留学を希望する県内高校生 9 人に対し一人当たり 30 万円を、短期留学を希望する 12 人に対し一人当たり 10 万円を支給する。また、高校生留学フェアを実施する（10 月を予定）ことにより、引き続き、高校生の留学に対する意識の向上を図る。

(キ) 子どもと大人の読書活動の推進【再掲】 ⇒11 頁

<社会教育課>

(2) 健やかで、たくましい心身の育成

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|--|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 健やかで、たくましい心身の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 97.2% | 75%以上 | A | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|-------------------------------------|----------|-------|-------|----------|----|---|
| いじめの解消率 | 小 82.7% | 80.5% | — | 90%以上 | ↘ | |
| | 中 72.3% | 59.1% | — | 80%以上 | | |
| | 高 80.2% | 84.6% | — | 90%以上 | | |
| 「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合 | 小 89.9% | 88.7% | 88.0% | 93%以上 | → | 総 |
| | 中 84.2% | 83.1% | 84.5% | 90%以上 | | |
| | 高 82.2% | 82.4% | 85.7% | 87%以上 | | |
| 「悩みを相談できる人(親、先生、友達等)がいる」と答える児童生徒の割合 | 77.3% | 78.1% | 79.8% | 82%以上 | ↗ | |
| 「新体力テスト」で全国平均を上回る種目の割合 | 小 93.8% | 86.5% | 75.0% | 100% | ↘ | 総 |
| | 中 94.4% | 81.5% | 92.6% | 100% | | |
| | 高 94.4% | 94.4% | 92.6% | 100% | | |

H25年度の主要な取組

(ア) 不登校・いじめ・非行等の問題行動の未然防止と対応のための支援体制の構築

<義務教育課・高校教育課>

取組の内容 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等への対応など、学校が抱える課題の未然防止、早期発見・早期対応に繋がる各地域の効果的な特色ある取組について調査研究を行い、その成果等の普及に努めます。

また、重大な事案について、的確かつ迅速な対応を図るため、いじめ問題等の調整・解決に向けた指導・助言を行う、第三者的な立場の外部専門家や関係者を幅広く活用するなど、効果的な支援体制の構築を図ります。

取組の評価 いじめ、不登校、暴力行為等の問題行動について未然防止、早期発見、早期対応するための調査研究を行った3市の成果を市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議において紹介したことにより、各市町の生徒指導施策の参考になった。

また、きまりを守る子ども育成協議会等を開催することにより、第三者的な立場の外部専門家や関係機関との連携を図り、いじめ問題等への対応について、効果的な支援体制の構築を図ることができた。

高校では、生徒指導主事研修会を開催し、各学校の生徒指導主事の資質向上を図った。また、県内10地区において生徒指導地区研究協議会を開催し、地区ごとの研究協議や情報交換を通して各学校における生徒指導の一層の充実を図った。

いじめ防止対策推進法に係る学校の対応について説明会を開催し、各学校の指導体制の構築を支援するとともに、上記生徒指導地区研究協議会における研究テーマを「生徒指導における関係機関との連携の在り方」とし、各学校における外部専門

家等の幅広い活用を推進した。

「きまりを守る子ども育成協議会」による「きまりを守る子どもを育てる10の提言」を受け、平成26年度入学生の保護者を対象に、規範意識を身に付けさせる必要性等を盛り込んだ啓発リーフレットを作成し、平成26年3月に全ての高等学校に配布した。

今後の取組 良好な人間関係の中で、児童生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、その中で自尊感情を育み、困難な状況でも上手に適応できる土台を築くため、本県で作成した「人間関係づくりプログラム」を活用し、個別指導、集団指導を充実させることを柱として、実践研究に取り組んでいく。具体的には、①人間関係づくりプログラムの改編 ②生徒指導連絡協議会で、いじめ等の問題に対する研究協議、人間関係づくりプログラムの効果や活用法、顕著な取組を実施した学校を紹介するなどである。

平成26年度においても、生徒指導主事研修会及び生徒指導地区研究協議会を開催し、各学校における生徒指導の一層の充実を図るとともに、生徒指導地区研究協議会における研究テーマを「いじめ防止対策推進法に係る校内体制の構築」とし、いじめの根絶に向け、各学校が組織的に取り組む体制を構築できるよう支援する。

「いじめ防止対策推進法」に基づき、「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」及び「静岡県いじめ問題対策本部」を設置し、関係機関との連携を図りながら、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処に取り組んでいく。

「規範意識向上のための地域の子ども連携研究事業」を、県内3校（県立熱海高校、県立川根高校、県立横須賀高校）をモデル校として指定し、地域の小、中学生と連携して、学校内外のルールやマナーに関わる活動を支援するとともに、モデル校の生徒会やホームルームにおける規範意識向上のための取組を高校教育課のホームページに掲載するなどして、各学校に取組を周知していく。

(イ) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 小・中学校では、いじめや不登校等の問題の解決や未然防止、早期発見、早期対応を図るため、スクールカウンセラーを全ての学校で活用できるよう計画的に配置します。また、スクールソーシャルワーカーを4市1町に配置し、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの活用により問題解決を図ります。

取組の評価 いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題に対応するため、中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置し、中学校区内の小中学校の連携を強化するとともに、悩み・不安・ストレス等を抱える児童生徒への相談体制の充実を図った。また、被災地から転入した児童生徒を支援するために、当該校へスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒にカウンセリングを実施したり、保護者や教員への助言を行ったりした。さらに、児童生徒がいじめの問題を主体的に考える機会を大切にする取組やソーシャルスキル教育などの実践校の成果をリーフレットにまとめ、全校に配布し、未然防止等の取組の充実を図ることができた。

高等学校では、拠点校（10校）にスクールカウンセラーを配置した。また、重点巡回校（7校）を指定し、拠点校から優先的に派遣するなど、近隣校からの要請にも対応した。各スクールカウンセラーは年間140時間（週4時間×35週）を勤務し、悩みを持つ生徒や、教職員、保護者の相談等に対応した。

今後の取組 児童生徒の不登校や発達上の課題等に対応するため、引き続き中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを全小・中学校に配置し、一層の活用及び定着を図る。また、スクールソーシャルワーカーを配置する市町に加え、希望する学校に派遣するスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、問題を抱えた児童生徒の置かれた環境への働き掛けや、関係機関等とのネットワークの活用により問題解決を図る体制を一層充実させる。

高校では、平成26年度については、拠点校を15校に拡大（5校増）し、（新規配置校は、不登校、中途退学、外国人など多様な生徒が在籍する定時制課程のある高校である）引き続き、悩みを持つ生徒や、教職員、保護者の相談等への対応に、スクールカウンセラーの積極的な活用を図っていく。

(ウ) 食育啓発リーフレットの活用

<教育総務課>

取組の内容 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を児童生徒に身に付けさせるため、各学校における食に関する指導の全体計画の作成を推進するとともに、その実践に際し、家庭・学校・地域との連携・調整等の中核となる栄養教諭を配置し、学校における食育を推進します。

取組の評価 学校における食に関する指導の全体計画作成率は98.6%（前年比1.1ポイントの上昇）、また、栄養教諭・栄養職員とのチームティーチングによる授業の実施率についても68.0%（前年比2.9ポイントの上昇）となり、食に関する指導体制の整備と実践は進んでいる。

今後の取組 引き続き、食育啓発リーフレットなどを積極的に活用し、増員した栄養教諭などを中心に学校における食に関する指導の充実を図っていく。

(エ) 「新体力テスト」や「体力アップコンテスト しずおか」の実施

<スポーツ振興課>

取組の内容 計画的、継続的に体力・運動能力の向上に取り組む習慣を児童生徒に身に付けさせるため、全ての学校において、「新体力テスト」を実施するとともに、低下していると分析された領域について強化を図ります。

また、運動の楽しさや達成感を味わい、体力の向上を図るとともに、運動する習慣や好ましい人間関係を育むため、運動習慣の形成期に当たる小学生を対象に、「体力アップコンテスト しずおか」を実施し、優れた成果を上げた学級・学校を表彰します。

取組の評価 新体力テスト（小・中）において、全国平均を上回る種目の割合は全体で85.3%という高い水準であった。小学校においては男女の長座体前屈、男子の握力・ボール投げが全国平均に達しない状況であり、特に男子のボール投げは全国平均との差が大きく、今後の大きな課題となった。中学校においては男子の握力で全国平均を

下回ったが、その他の種目及び女子の全ての種目で全国平均記録を上回った。体力アップコンテストでは平成24年度に比べ、参加校数及び参加学級数とも増加し、学校参加率(+0.67%)、学級参加率(+2.14%)が向上した。

今後の取組 全ての学校において、「新体力テスト」を実施するとともに、低下していると分析された領域について強化を図る。平成26年度は体育主任者会を1日開催(県内2カ所 東部・西部)し、大学教授の協力を得て、静岡県の子どもたちの体力テストの結果について分析と効果的な取組みについて研修する。

また、運動の楽しさや達成感を味わい、体力の向上を図るとともに、運動する習慣や好ましい人間関係を育むため、運動習慣の形成期に当たる小学生を対象に行っている、「体力アップコンテスト しずおか」への参加を呼びかけ、参加率の向上に努める。

(オ) 学校体育(武道)の推進

<スポーツ振興課・総合教育センター>

取組の内容 中学校における武道必修化に伴い、教員の資質向上と指導の充実を図り、安全性を確保した授業が行われるようにするため、学校体育指導者講習会を開催します。

また、希望する学校へ実技指導協力者を派遣することにより、武道指導に対する助言を行います。

取組の評価 学校体育指導者講習会を実施し、安全な指導法及び授業で取り扱う指導内容の確認、重篤な事故に対する医学的な知識等の習得に努めた。また、指導協力者を派遣したり、巡回指導を行ったりし、教員の指導力向上とともに、武道指導の充実を図った。

中学校体育指導者講習会において、講義(理論)と実技(実践)の両面から理解を深めることができた。学校体育実技(武道)認定講習会を開催し、専門家による質の高い指導を行い、満足度の高い研修ができた。

今後の取組 中学校における武道必修化に伴い、教員の資質向上と指導の充実を図り、安全性を確保した授業が行われるようにするため、学校体育指導者講習会を開催する。

また、希望する学校へ実技指導協力者を派遣することにより、武道指導に対する助言を行う。

学校体育における武道指導の充実と安全性の確保のため、専門指導者を講師として招聘し、研修員の資質向上に努める。また、学習指導要領の武道に関する内容の理解を深め、授業改善の視点を明確にしていく。

(カ) しずおか型部活動の推進

<スポーツ振興課>

取組の内容 部活動の一層の推進を図るため、外部指導者、大学生等のボランティアの派遣や日常の部活動を指導する学校教育活動支援員の配置、指導者の研修等を行います。

取組の評価 スポーツエキスパートを67校73人、21種目の競技へ派遣した。また、大学生ボランティアを県立学校13人7種目、公立中学校8人6種目へ派遣した。スポーツエキスパートにおいては、外部指導者126名(運動部顧問66名含)を対象に、生徒の発達特性を考慮した指導の在り方やスポーツ傷害・外傷の予防等に関する研修会を開催した。平成25年度は体罰禁止の徹底についても解説した。

また、大学生等による部活動支援ボランティア派遣事前指導者研修会を開催し大学生ボランティア 10 名が参加した。生徒の発達特性を考慮した指導の在り方や体罰禁止等に関する研修会を開催した。

学校教育活動支援員派遣事業は、16 校、運動部9種目 15 人、文化部4種目 5 人派遣した。

今後の取組 部活動の一層の推進を図るため、外部指導者、大学生等のボランティアの派遣や日常の部活動を指導する学校教育活動支援員の配置、指導者の研修等を行っていく。

(キ) 親子でつくる学校給食メニューコンクールの開催 <教育総務課>

取組の内容 学校給食に対する児童生徒及び保護者の興味・関心を高めるとともに、地場産物の活用を図るため、メニューコンクールを実施し、入賞した献立をメニュー集にしたり、学校給食に取り入れたりします。

取組の評価 応募作品は 148 点（前年比 46 点増）なっていること、また、優秀作品を学校給食の献立に採用することや、入賞作品のメニュー集を作成・配布することで、児童生徒・保護者の興味関心を高めることができた。

今後の取組 引き続き、応募作品 200 点程度を目標に、さまざまな場面で本コンクールの実施とその意義について広報するとともに、優秀作品の学校給食化やメニュー集を配布していく。

(3) 「確かな学力」の育成

| 成果指標 | 現状値（基準値） (H21) | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|-------------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「確かな学力」の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 93.6% | 75%以上 | A | |

| (参考) 進行管理指標 | H21 | H24 | H25 | 目標値（H25） | 推移 | |
|--------------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------|----|---|
| 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合 | 小 87.7% | 88.0% | 87.0% | 90%以上 | ↗ | 総 |
| | 中 69.2% | 71.3% | 73.0% | 75%以上 | | |
| | 高 61.6% | 65.6% | 72.1% | 67%以上 | | |
| 全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合 | 75.0% 6/8 教科 | 50.0% 5/10 教科 | 50.0% 4/8 教科 | 100% | ↘ | 総 |

H25 年度の主要な取組

(ア) 「静岡県の授業づくり指針」の活用 <義務教育課・高校教育課・総合教育センター>

取組の内容 各学校での「確かな学力」の育成に向けた授業づくりのため、平成 23 年度に作成した「静岡県の授業づくり指針」の活用を推進します。

取組の評価 5 年研や悉皆研修で活用し、指導案や授業に活用の成果が反映されたとの報告があった。各学校については、平成 25 年度アクションプラン年度末報告で、「静岡県の授業づくり指針」を活用した学校の割合は、小学校 99.4%、中学校 100%であり、積極的な活用が進められている状況がうかがえた。

各校への配布数が教員数に満たず、個々が活用するには総合教育センターのウェ

ウェブサイトからダウンロードするという方法をとっているため、センター指導主事が、研修や訪問等の際に、冊子を用いて、その利用方法や冊子の内容と授業実践との具体的な結びつきについて伝達している。今後も、地域支援課指導主事の学校訪問や教育課題講習会、教科等指導リーダー研修会等で活用について働き掛けていく。

本県の「授業づくり指針」は義務教育段階の内容が中心となっているため、高校では、義務教育段階の指導を意識させる目的で、総合教育センター指導主事による学校訪問時を中心に活用した。

学校訪問や研修の各教科指導において、「指針」の具体材料をもとに助言ができた。5年経験者を対象とした「授業支援訪問プログラム」では、年間を通して「指針」を活用し、対象者に追跡調査を実施した。調査からは、全ての対象者が、「単元計画の作成や小中の系統性に関する理解の点で、指針が参考になった。」と回答している。

今後の取組 各学校、各教員の活用を更に促進するために、「授業づくり指針」をより活用しやすくするための資料を作成し、総合教育センターのウェブサイトに掲載するなど、より有効な活用を促す働きかけをしていきたい。

「確かな学力」の育成に向けた授業づくりのため、教育課程研究委員会及び教科等指導リーダー育成事業によって、教科指導力を高めるとともに、教育課程研究会等により研究成果等を波及させる。また、総合教育センター指導主事による定期訪問等において、引き続き、「静岡県の授業づくり指針」を活用することにより、授業改善を図っていく。

経年研修や希望研修において、効果的な活用方法を提案していく。また、各部会において、指導助言者（大学教授等）とともに、「静岡県の授業づくり指針・資料編（仮称）」を作成し、総合教育センターのホームページに掲載する。

(イ) **国際理解教育・外国語教育の充実**

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 児童生徒の国際理解教育を一層深めるため、英語を母国語とし、学士以上を取得している海外青年を指導講師として招致し、小・中学生や高校生の英語力や異文化を理解する力の向上を図ります。

取組の評価 総合教育センター所属のALTが県内3校の授業実施協力校を年間20回訪問し、学級担任等とのチーム・ティーチング授業を実施した。年間を通じての訪問のため、児童がALTとのコミュニケーションを楽しむことができ、異文化理解に繋がった。

また、外国語指導講師（ALT）96人を県立高等学校89校、総合教育センター及び学校教育課に配置し、英語によるコミュニケーション能力の向上に積極的に取り組むとともに、スピーチコンテスト上位入賞や外部検定試験の資格取得等においても成果を挙げた。県立特別支援学校32校（分校・分教室を含む）への定期的な訪問など、多様な場面で異文化理解に努めた。

今後の取組 グローバル人材の育成に向けて、小中高の連携は大変重要であると考え、本取組を継続する。協力校の児童及び教員のアンケート結果から見てきた課題について、学校とセンター担当指導主事との連絡会を実施し、情報共有を図るとともに、授業改善を推進する。

平成26年度は、外国語指導講師（ALT）95人を県立高等学校89校、総合教育センター及び高校教育課に配置し、ALTの積極的な活用により、英語による実践的なコミュニケーション能力の向上及びグローバル人材の育成に引き続き取り組んでいく。また、県立特別支援学校への定期的な訪問も継続する。

(ウ) 理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催

＜義務教育課・総合教育センター＞

取組の内容 授業参観や観察・実験の実習を通して、小・中学校における理科教育の系統性を確認するとともに、理科教員の観察・実験の指導力の向上を図るため、各学校の研修等で中核的な役割を担う教員による、観察・実験の指導に関する研究協議会を実施します。

取組の評価 理科の観察・実験指導等に関する授業研究協議会を4地区で実施した。事後研修会では、小・中学校のスムーズな接続を目指し、教材や学習内容の系統性、子どもの科学認識の特性について理解を深めるとともに、協議を行った。参加者へのアンケートでは「小・中学校の接続の重要性」「観察・実験方法の理解」を深める研修になったという肯定的な回答が90%以上であった。

小学校から中学校への接続の改善を目的とした授業研究協議会を実施し、相互の授業参観を行った。事前に授業者が総合教育センターの研修に参加し、観察・実験の指導法について理解を深めた。協議会においては、小・中学校の繋がりや、学習意欲の喚起に向けて体験学習の重要性、事前準備や安全確保の大切さが理解された。9割を超える参加者が参考になったと答えた。

今後の取組 小・中学校の理科教育の接続を改善するため、小中学校教員が授業参観を通して、学習内容の系統性や授業の指導方法について協議する。「理科の観察・実験指導等に関する授業研究協議会」を今年度は12地区17会場で実施する。実施市町教育委員会が理科教科リーダー等を生かした主体的な運営をすることによって、各学校の研修等で中核的な役割を担う教員の指導力の向上を図る。

(エ) 中堅教員の資質向上のための研修等の実施【再掲】 ⇒15頁

＜義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

(オ) 校内研修の充実に向けた支援【再掲】 ⇒16頁

＜教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター＞

(カ) 学びの「宝箱」の活用

＜社会教育課＞

取組の内容 地域の人材活用を促進するため、退職教員、芸術家、スポーツ指導者等の人材情報をデータベース「学びの『宝箱』」に登録し、学校等に情報を提供します。

取組の評価 年度当初に全市町及び学校に活用を促し、年度末には定年退職予定の教員に人材情報の登録を依頼した結果、新たに延べ66人の情報が登録された。

今後の取組 引き続き市町及び学校にデータベースの活用を促すとともに、退職予定の教員等に登録を呼び掛け、データベースの充実を図っていく。

(4) キャリア教育の推進

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|------------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| キャリア教育の推進に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 95.7% | 75%以上 | A | |

H25 年度の主要な取組

(ア) 日本の次世代リーダー育成

<高校教育課>

取組の内容 本県発展の中核的存在となる人材の育成を図るため、日本や世界を代表する学者や経済人を講師に招き、ディスカッションを積み重ねて、リーダーとして必要な多面的な思考力や分析力等を養う「日本の次世代リーダー養成塾」に高校生を派遣します。

取組の評価 7月26日(金)から8月8日(木)まで、県推薦枠として9人の高校生を派遣した。26人の著名な講師による講義、全国170人の参加者との交流等のプログラムを通じ、リーダーとして必要な多面的な思考力や分析力を育むことができた。

今後の取組 平成26年度も、地域社会に貢献できるリーダー的な人材の育成をより促進するため、各高等学校から参加者を募集し、県推薦枠として10人の高校生を派遣する(7月25日から8月7日まで)。

(イ) キャリア教育の充実にに向けた支援

<義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

取組の内容 児童生徒の勤労観・職業観を養い、キャリア発達を促すため、経済団体・就業支援機関・NPO・大学等の関係者で構成する協議会を開催し、キャリア教育推進のための体制を整備します。また、教職員を対象にキャリア教育研修会を開催し、学校のキャリア教育への理解を深め、キャリア教育の一層の充実に努めます。

さらに、地域との関わりを深めるため、高校生の社会貢献活動の推進や自らのアイデアを地域に向けて発信する機会の充実に努めます。

取組の評価 発達段階に応じたキャリア教育の在り方、校内外の連携を踏まえたキャリア教育の推進のための手だて、キャリア教育の改善方策等について、学校のキャリア教育への理解を深めるため、キャリア教育説明会を実施した。説明会では、「未来マップ」や「みらいマップ Jr.」の啓発や、日々の活動の中でのキャリア教育の実践を推奨した。平成25年度の顕著な取組をした教育委員会や学校の取組を紹介することで、各学校に方向性を示した。

キャリア教育推進協議会の開催により、キャリア教育推進の体制整備を図った。また、教職員を対象とする文部科学省の事業を活用したキャリア教育研修会によって、学校のキャリア教育への理解が深まった。生徒については、「高校生ひらめき・つなげるプロジェクト」に、延べ35校から441点の応募があった。このような活動により、高校生の社会貢献活動や自らのアイデアを地域に向けて発信する機会が充実し、各校のキャリア教育に対する理解が深まった。

キャリア教育の視点を踏まえ、教育課程の作成、校内研修の実施に取り組んできた。特別支援学校においては、小学部から高等部までの12年間の中で、ライフ

テージを考慮し、ティーム・ティーチングで共通理解を図って授業実践に取り組んだ。また、地域の人材や資源を活用し、より質の高い職業教育に取り組んだ。

今後の取組 小中学校においては、「未来マップ」や「みらいマップ Jr.」についての問い合わせが多く、ウェブページからダウンロードしての使用を勧めている。キャリア教育説明会同様、日頃の学校生活や授業において、キャリア教育を意識した取組が実践されるよう、推進校の取組を紹介していく。職場体験学習については、各中学校で実施しており、当日の活動はもとより、事前・事後学習の重要性を啓発していく。

高等学校においては、平成 26 年度も引き続き、協議会開催等によりキャリア教育の一層の推進を図るとともに、高校生社会貢献活動の推進や「高校生ひらめき・つなげるプロジェクト」による地域社会に向けて発信する機会の充実に努めていく。

特別支援学校においては、特別支援学校教育の重点課題として、引き続き、キャリア教育の推進について周知していく。

(ウ) 高校教育への民間活力の導入促進

<高校教育課>

取組の内容 産業教育の充実に図るとともに、高等学校と産業界との相互理解や地域に根差した教育を推進するため、企業や研究機関等からの講師の招聘や、最新の優れた技術を持つ企業人の特別教諭としての任用（1年間）を実施します。

取組の評価 企業や研究機関等から講師を招聘し、46校において延べ597時間の講義を実施した。地域社会や企業を取り巻く情勢等について、高校生の理解が深まった。また、最新の優れた技術を持つ企業人2人を1年間特別教諭として招請し、工業高校2校に配置した。高校生は、最先端の技術に触れることができ、良い経験となった。

今後の取組 平成 26 年度においても、引き続き、産業教育の充実に図るとともに、高等学校と産業界との相互理解や地域に根差した教育を推進するため、企業や研究機関等からの講師の招聘を実施することにより将来郷土で活躍する人材の育成を図っていく。

(エ) 就職指導・支援に向けた環境整備

<高校教育課>

取組の内容 厳しい就職環境に置かれた高校生を支援するとともに、学校におけるキャリア教育の充実に図るため、求人先やインターンシップの受入れ先の開拓等を行う就職支援コーディネーター等を、高等学校 10 校に配置します。

取組の評価 平成 25 年度、就職支援コーディネーター配置校6校では、支援の結果、内定率 100%（4校）、内定率上昇（前年度比）（4校）となった。県全体の内定率が 0.4% 上昇に対して、配置校は 1.07% 上昇するなど、有効な支援が実施された。また、ジョブ・サポート・ティーチャー配置事業により、就職未内定の生徒が多い学校（本務校4校、兼務校8校）に常勤講師として、就職支援教員を本務校に週3日、兼務校に週1日配置し、実効性のある就職指導・支援を行った。

今後の取組 平成 26 年度においては、緊急雇用事業を活用した就職支援コーディネーターの配置は終了となったが、ジョブ・サポート・ティーチャー配置事業は継続し、就職支援教員を4校に配置することにより、就職未内定の生徒が多い学校を支援していく。就職支援教員は、本務校（4校）に週3日、兼務校（各2校）に週1日勤務し、生徒の面接指導等の就職支援や、進路講話等のキャリア教育の支援を行う。

(5) 魅力ある学校づくり

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|--------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|---|
| 「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合（公立学校） | 小 85.8% | 82.7% | 90%以上 | B | 総 |
| | 中 72.6% | 75.7% | 80%以上 | | |
| | 高 63.9% | 75.5% | 70%以上 | | |

H25年度の主要な取組

(ア) 静岡式 35 人学級編制の拡充

<義務教育課>

取組の内容 きめ細かな学習・生活指導を実現するため、小学校4～6年生、中学校全学年で実施している35人学級編制を小学校3年生に拡充します。

また、小学校1・2年生で実施している小学校低学年支援充実事業を引き続き実施します。

取組の評価 静岡式 35 人学級編制が完成したことにより、義務教育全学年が 35 人学級編制となった。このことにより、「子どもたちが授業中に活躍する機会（発表・説明・司会等）が増える」、「少ない人数であることから、児童に安心感が生まれる」、「意欲的な学習につながっている」などの成果がみられた。保護者からは、「子どもが学校の出来事や先生、友達の話をよくするようになった」、「宿題や作品等が丁寧にもらえる」などの声が聞かれた。

一方、35 人学級編制による、基礎学力の定着や学力向上に資する成果を明らかにできていないといった課題もある。

今後の取組 静岡式 35 人学級編制の継続及び充実をさせるため、35 人学級編制及び小規模小学校支援非常勤講師等の成果と課題を明確にし、その運用や具体的な支援方法を検討していく。

(6) 特別支援教育の充実

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|---|-------------------|-------|----------|----------|---|
| 特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校等の割合 | 幼 71.7% | 76.5% | 85%以上 | B | 総 |
| | 小中 87.7% | 91.5% | 93%以上 | | |
| | 高 13.3% | 19.8% | 50%以上 | | |

(ア) 多様な障害に応じた特別支援学校における教育課程の研究

<特別支援教育課>

取組の内容 多様な障害に対応した効果的な教育課程の在り方を研究するため、静岡県立特別支援学校（聴覚障害）における校内組織や教育課程等について、研究推進校において試行的・実践的な取組を行います。

取組の評価 2年継続の研究であり、1年目に当たる平成25年度には、県下の聴覚特別支援学校3校で聞き取りや発音明瞭度検査等を行い、丁寧に実態把握を行ったり、専門家の講演を聞いたりして、指導上の配慮事項等を整理した。

今後の取組 平成25年度に行った実態把握に基づいて、各学校の様々な実態に応じた、特に

人工内耳の児童生徒における教育課程のあり方をまとめていく研究を支援する。研究のまとめ、報告の際は他県に対しても参考となるよう情報を発信していく。

(イ) **特別支援学校の整備【再掲】** ⇒13 頁 <財務課・特別支援教育課>

(ウ) **発達障害等のある生徒への支援の実施** <高校教育課>

取組の内容 発達障害等のある高校生の自立と社会参加を促進するため、コミュニケーションスキルの習得を目指す新たな科目を開設し、通信制課程の柔軟な教育システムを活用することにより、旧周智高等学校及び県立静岡中央高等学校東部キャンパスにおいて専門的な支援を実施します。

取組の評価 高等学校段階における発達障害等のある生徒について、各校における支援の取組を充実するため生徒向け支援教材を活用する指導者研修を実施した。また、対人関係の構築に困難のある高校生を対象とした「コミュニケーションスキル講座」を旧県立周智高校及び県立静岡中央高校東部キャンパスを会場に実施した。

今後の取組 各校における支援を充実するため生徒向け支援教材を活用する指導者研修を継続して実施する。また、対人関係の構築に困難のある高校生を対象としたモデル事業「コミュニケーションスキル講座」については、ニーズを考慮しながら機会の拡大及び充実を図っていく。

(エ) **特別支援学校の生徒の職業自立に向けた支援** <特別支援教育課>

取組の内容 生徒のニーズや個性に合った実習先の開拓や、進路担当職員による進路指導の充実等を支援するため、就職希望率や就職実現率の上昇を目指した職場開拓員を特別支援学校に配置します。

取組の評価 職場開拓員の配置は、特に高等部生徒の実習先の確保や就労の決定に貢献された。平成25年度は延べ23人の開拓員が配置された。

今後の取組 職場開拓員の制度が平成25年度で終了したことから、現在、進路課や学年の教員が中心となって進めている。職場開拓員のようなフットワークはないにしても、生徒の実態を詳しく理解している利点を生かし、他部局と連携しながら開拓する体制を支援していく。

(オ) **視覚障害乳幼児の発達支援** <特別支援教育課>

取組の内容 視覚に障害を有する乳幼児(0～2歳児)に対し、早期からの教育を通して感覚・認知・運動などの発達を促すとともに、その保護者に対して、望ましい親子関係の形成及び育児方法の習慣化を支援します。

取組の評価 平成25年度は視覚に障害を有する乳幼児(0～2歳児)45人に対して、専門的な知識や技能をもつ指導者2人が支援を行った。主に保護者勉強会、学校見学、支援機関の紹介等の支援であり、母子関係や障害受容に効果があった。

今後の取組 視覚障害のみの相談だけでなく、総合的な療育に関する相談も増えていることから、指導者間の情報交換、医師や訓練士等の専門家との連携を支援していく。

(7) 私立学校の教育の充実

※文化・観光部の取組が中心でした。

(8) 高等教育の充実

※文化・観光部の取組が中心でした。


(9) 学校種間の連携の充実

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|-----------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 教育活動の円滑な接続に向けて、異なる校種との連携を行った学校の割合 | 小 96.9% (H22) | 99.1% | 98%以上 | B | |
| | 中 97.1% (H22) | 97.7% | 98%以上 | | |
| | 高 81.5% (H22) | 86.8% | 90%以上 | | |
| | 特 86.2% (H22) | 100% | 93%以上 | | |

※「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に主要な取組の記載はありませんでした。平成26年度は、「小・中学校の教科の系統性を踏まえた指導力の向上」や「理数教育や職業教育等の一層の充実」を推進しています。

(10) 青少年の健全育成に向けた環境整備

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|--------------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じている人の割合 | 25.1% (H22) | 27.6% | 33%以上 | B | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|------------------------------------|----------|------|-------|----------|---|---|
| 「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合 | 9.7% | 8.4% | 10.2% | 10%以上 |  | 総 |

H25年度の主要な取組

(ア) 青少年指導者の養成及び認定

＜社会教育課＞

取組の内容 青少年の健全育成に携わる青少年指導者の養成を図るため、一定の基準を設けて級位認定をするとともに、市町やNPO等の団体での活用に向けた啓発を行います。また、野外活動で活躍する青少年指導者の養成を図るため、県立青少年教育施設を活用して、指導者として必要な知識・技術を習得する研修会を実施します。

取組の評価 2,821名の指導者を認定し、県立青少年教育施設、通学合宿等での活用を図った。また、市町やNPO等に対し、養成した指導者の把握や活用の場の設定を促した。

今後の取組 引き続き指導者の養成を進めると共に、社会教育課が関わる事業での活用を進める。また、市町やNPO等の指導者養成事業主催者に対し、指導者の活用の場を具体的に設定し報告を求めることで、各地域における活用を促していく。

(イ) 青少年指導者を養成する団体の育成

＜社会教育課＞

取組の内容 次代を担う心身ともにたくましい青少年の健全育成を図るため、青少年団体が実施する指導者養成事業を支援します。

取組の評価 指導者の確保を目的とした事業に重点を置き、ボーイスカウトやガールスカウト、子ども会連合会等が実施する指導者のための研修等の開催を支援した。

今後の取組 参加者や指導者の増加及び組織の周知拡大に繋がるよう、青少年団体が実施する指導者養成事業を支援していく。

(ウ) 青少年教育施設の運営・整備

＜社会教育課＞

取組の内容 自然に恵まれた環境の中で青少年が安心して自然体験活動等に取り組めるようにするため、青少年教育施設の万全な安全管理体制による運営を最優先するとともに、施設内の管理及び施設周辺の環境整備を行います。

取組の評価 施設の不具合箇所の修繕や自然体験活動に必要な物品の購入を行い、青少年教育施設としての効用を高めるとともに、学校や団体の利便性を向上させることができた。

今後の取組 施設内の管理及び施設周辺の環境整備を行い、青少年が安心して自然体験活動等に取り組めるようにする。

(エ) 日中青年の発展的協力関係の構築

＜教育政策課・社会教育課＞

取組の内容 日中青年の相互理解と信頼関係を深め、発展的協力関係を築くため、県内の経済、産業、教育、行政等各分野の青年代表と、中国浙江省の青年団体幹部との交流を推進します。

取組の評価 各分野の代表である日中青年 52 人が、浙江省と静岡県で相互交流を行った。相互に行ったホームステイでは、パートナー、その家族、友人に交流が広がった。参加後のアンケートでは、78%以上の県内青年が「とてもよかった」と回答した。

今後の取組 経済、産業、教育、行政等各分野の代表である日中青年 60 人が、浙江省と静岡県で相互交流を行う。県内青年が今後発展的な関係を築く活動について、協議する場を設定していく。

(オ) 青少年を取り巻く社会環境の整備

＜教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・社会教育課・総合教育センター＞

取組の内容 青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年を取り巻く有害情報環境対策を官民一体となって実施します。

また、青少年の健全な育成を図るため、興行・図書類等の優良推奨や有害指定を行うとともに、市町や関係機関・団体と連携し、立ち入り調査や環境実態調査を行うなど、良好な環境を整備します。

取組の評価 「静岡県のケータイ・スマホルール」にカレンダーの様式を取り入れて作成し、県内小学校5年生の保護者と携帯電話会社販売店に配布した。さらに、小中学校ケータイ講座やおとなのためのウェブチェック講座を開催し、子どものインターネット使用について教職員や保護者が最新の情報と対策を知り、トラブルの未然

防止に繋がった。

また、興行・図書類等の優良推奨や有害指定を行うとともに、市町や関係機関・団体と連携して立入調査や環境実態調査を行うことにより、青少年のための良好な環境を整備していく。

今後の取組 「静岡県ネット安全・安心協議会」で協議された提案を取り入れ、講座の開催やリーフレットの作成を行うとともに、インターネット利用に関する講座を、小・中学生を対象に約180校、大人を対象として、県内33会場で開催し、青少年が安全・安心にインターネットを利用できる環境整備の推進に取り組む。

また、青少年の健全な育成を図るため、興行・図書類等の優良推奨や有害指定を行うとともに、市町や関係機関・団体と連携し、立入調査や環境実態調査を行うなど、良好な環境を整備する。

(カ) 困難を有する子ども・若者の支援体制の整備

＜社会教育課＞

取組の内容 ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者の社会的自立を支援するため、市町及び公的支援機関・民間支援団体とともに、総合的な支援体制の整備を推進します。

また、高校生相当年齢から30歳代までの「社会的ひきこもり」傾向にある青少年の円滑な社会復帰及びその家族を支援するため、カウンセリング機能とフリースペース機能を備えた交流スペース「アンダンテ」を開設・運営します。

取組の評価 困難を有する子ども・若者支援に対応するため、各市町に「子ども・若者支援地域協議会」の設置を呼びかけ、平成25年度は新たに3市が協議会を設置し、合計6市になった。

平成25年4月に開設された県ひきこもり支援センターや市町、NPO等の民間団体との連携を強化したことにより、面接相談、電話相談とも大幅に件数が増加した。また、月1回開催する親の会の広報を強化したことにより、参加者が増加し、本人だけでなく、家族への支援体制も整ってきた。

今後の取組 先進事例の紹介等により、引き続き「子ども・若者支援地域協議会」の設置を各市町に呼びかけていく。

ひきこもり青少年の社会参加を支援する機関等に呼びかけ、相談者にとってより良い支援体制を整備するための研究会を年3回開催する。また、新たに、県ひきこもり対策連絡協議会に加入し、県内の支援体制の整備に貢献する。

3 成年期以降の教育の充実

成年期以降の学びの支援やこれからの社会を支える人づくりに取り組む。

(1) 学習環境や学習内容の充実

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|---|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「それぞれのライフステージで、学習へのニーズに応じた支援がされている」と感じている人の割合 | 35.7% （H22） | 37.0% | 40%以上 | B | |

| （参考）進行管理指標 | 現状値（H21） | H24 | H25 | 目標値（H25） | 推移 | |
|-------------------------|----------|-------|-------|----------|----|---|
| 余暇時間に、様々な内容の学習をしている人の割合 | 46.9% | 47.5% | 46.4% | 50%以上 | → | 総 |

H25 年度の主要な取組

(ア) 県立中央図書館の機能や資料の充実【再掲】 ⇒12 頁 <社会教育課>

(イ) 学びの「宝箱」の活用【再掲】 ⇒38 頁 <社会教育課>

(2) キャリアアップに向けた職業教育の充実

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|---------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「誰もが働くことのできる環境が整っている」と感じている人の割合 | 20.8% （H22 臨時） | 31.4% | 30%以上 | A | |

※経済産業部の取組が中心でした。

(3) 社会参画に向けた教育・支援の充実

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|--------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「誰もが社会参画できる環境が整っている」と感じている人の割合 | 32.6% （H22） | 39.6% | 40%以上 | B | |

※健康福祉部・経済産業部の取組が中心でした。

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進


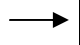
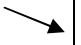
【目標】

「有徳の人」を「横の連携」で育むため、学校・家庭・地域の連携・協働による社会全体の教育力の向上に向けた施策を推進する。

【成果指標の達成状況】

| | | | | |
|---|------------------|------------------|---|------------------|
| A | B | C | — | 計 |
| 0 | 3 ⁽¹⁾ | 2 ⁽²⁾ | 0 | 5 ⁽³⁾ |

【進行管理指標の達成状況】

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  | 計 |
| 0 | 0 | 1 | 1 |

【総括評価】

- 有徳の人を「横の連携」で育む施策については、目標を達成できた指標がなかった。地域で子どもを育む機運の醸成は、なお道半ばである。
- 大きく変化する社会の中で、学校教育の枠組みだけでは対処できない問題が山積しており、今後は、これまで以上に社会総がかりで人材育成に取り組む必要がある。この点から、コミュニティ・スクールを推進したり、学校支援地域本部の長所を生かせる仕組づくりをしたりすることは、学校・家庭・地域の連携・協働を強化することにつながる。
- 地域の力を引き出す具体的な施策を、市町教育委員会と連携しながら推進していくとともに、乳幼児も含めた子育てを地域の力で支援する方策が求められている。
- 一向に改善しない経済や雇用環境から、共働き世帯は増加しており、保護者は子育ての余裕を失っている。保護者会で家庭教育の大切さを伝えるだけでなく、地域ボランティアの協力による放課後子ども教室の充実など、より具体的な支援を考えなければならない。

【成果と課題】

- ①「地域のNPOや企業等の外部人材を活用した学校の割合」は、目標値には届かなかったが、基準値よりは上昇している。一方で、学習指導要領の改訂により教科の授業時数が増えたことなどもあり、「外部人材（NPO、企業は除く）を授業（教育活動）で活用した学校の割合」は、やや減少している。「有徳の人」を「横の連携」で育むため、また、県民の生涯学習活動を促進するため、NPOや民間企業等との連携による取組が必要である。
- ②有識者や保護者の評価が高い通学合宿については、実施団体への手厚いサポートを行い、約150箇所で開催された。

【成果と課題】 続き

③家庭の在り方や親のニーズが多様化しており、これに対応した家庭教育や学校教育への支援方策が求められている。家庭の実情に応じた子育て支援のため、県や市町だけでなく、企業や民間団体とも連携を図りながら、社会全体で子どもや子育て家庭を応援する気運の醸成や仕組みづくりの推進が必要である。

④親の悩みや不安の深刻化を防ぎ、自信を持って子育てができるようにするため、家庭教育ワークシート「つながるシート」を新たに作成し、保育所、幼稚園、小・中学校にリーフレットを配布した。

【今後の施策展開】

①学校と地域社会の連携を図り、教育支援活動等への地域住民の参画を促進するため、外部人材の教育への活用を図る学校支援地域本部事業の拡大に取り組むとともに、地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、本県の実態に合ったコミュニティ・スクールの導入を促進する。

②地域と行政が連携し、地域の子どもを地域で育てる気運の醸成を図るため、研修会や広報活動を通じて、通学合宿の実施団体の拡大等に向けた取組を推進していく。

③放課後子ども教室の充実を促進するとともに、放課後児童クラブとの連携のあり方について検討していく。

④引き続き、「つながるシート」の作成・普及に努めるとともに、新たな家庭教育支援事業の立案を検討していく。

1 連携・協働による学校教育の充実

地域やNPO等との連携・協働による学校教育の充実に取り組む。

(1) 学校と地域との連携・協働の充実

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|-------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 地域のNPOや企業等の外部人材 を活用した学校の割合 | 50.2% | 55.9% | 70%以上 | B | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H22) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|--|----------|-------|-------|----------|----|--|
| 外部人材(NPO、企業は除 く)を授業(教育活動)で活 用した学校の割合 | 小 100% | 95.7% | 95.0% | 100% | ↘ | |
| | 中 100% | 71.1% | 80.9% | 100% | | |
| | 高 63.0% | 53.0% | 60.5% | 81%以上 | | |
| | 特 97.0% | 87.9% | 94.3% | 100% | | |

H25年度の主要な取組

(ア) **学校運営協議会制度の導入に向けた取組への支援** <義務教育課>

取組の内容 保護者や地域住民の声を直接学校運営に反映させるなど、保護者・地域・学校・教育委員会が一体となって、地域に開かれた、地域とともにある学校づくりを進めるため、文部科学省指定研究校の取組を他市町に情報提供し、各市町教育委員会の課題に応じた学校運営協議会制度導入に向けた取組への支援をします。

取組の評価 市町教育委員会関係者、小中学校関係者等を対象としたフォーラムや各市町教育委員会担当者を対象とした研究協議会を開催し、国の動向や県内の実践についての情報提供を行い、各地域の実情に応じた学校運営協議会制度の在り方を協議した。平成26年度から磐田市において導入校が4校から18校に増え、御前崎市においても導入に向けての準備が進められている。

今後の取組 本県における学校運営協議会制度導入の在り方について検討する有識者会議を立ち上げ、年5回程度開催する。また、静東教育事務所管内と静西教育事務所管内で各1回程度研究協議会を開催し、導入促進を図る。

(イ) **地域における通学合宿の推進** <社会教育課>

取組の内容 子どもの生活体験の拡大や、責任感・協調性・規範意識・忍耐力等の育成のため、自治会、子ども会、老人会、PTA等の地域の教育力を結集して、異年齢集団による宿泊を伴った共同生活を行う「地域における通学合宿推進事業」を実施します。

取組の評価 通学合宿について、補助金申請書作成マニュアルを配布して周知、サポートを行った結果、平成25年度には144箇所通学合宿が実施された。新たに、実践事例や防災教育への取組を紹介したリーフレットを作成し、継続実施団体に加えて新規実施団体へのサポートを行うことで、実施団体(地域)が主体的に企画・運営できるように促した。

今後の取組 実施団体同士の意見交換の機会となる推進研修会を県内2会場で開催するとともに、リーフレットの配布等による事業の広報を通じて、引き続き通学合宿実施箇所の拡大を図っていく。

(ウ) 学校支援地域本部による地域ぐるみで子どもを育む体制づくりの推進 <社会教育課>

取組の内容 学校教育の充実と地域全体の教育力の向上を図るため、地域教育協議会、地域コーディネーター、学校ボランティアからなる学校支援地域本部の設置を促進し、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育む体制づくりに努めます。

取組の評価 「学校・地域の連携推進研修会」を県内5箇所（参加者 165 名）で開催し、学校と地域の連携体制構築の推進に取り組んだ。また、核となって活躍する地域コーディネーターを育成するために「地域コーディネーター養成講座」を県内2箇所（参加者 49 名、修了者 36 名）で実施した。学校支援地域本部は 17 市町で 33 本部が設置され、対象校は 127 校になった。

今後の取組 学校と地域の連携体制構築を更に推進するため、「学校・地域の連携推進研修会」と「地域コーディネーター養成講座」を継続して実施し、地域の子どもは地域で育てる気運の醸成を図っていく。

(エ) 放課後子ども教室による子どもの居場所づくりの推進 <社会教育課>

取組の内容 子どもの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりを推進するため、地域の大人の参画を得て、放課後や週末等に小学校や公民館等を会場として、子どもを対象としたスポーツ・文化活動などの体験活動、地域住民との交流活動、学習活動等の機会を設けます。

取組の評価 放課後子ども教室において子どもたちの安全管理の役割を担う教育活動サポーター等を対象にした「放課後子ども教室安全管理研修会」（参加者 46 名）を中西部地区で実施し、資質向上を図った。「放課後子ども教室推進研修会」を県内2箇所（参加者 61 名）で開催し、実際の活動に取り組む関係者間の情報共有ができた。放課後子ども教室は 21 市町で 117 教室が開設された。

今後の取組 「放課後子ども教室安全管理研修会」を実施し、教育活動サポーターの資質向上を図る。「学校・地域の連携推進研修会」を学校支援地域本部と合同実施し、学校支援地域本部と合わせた総合的な学校支援体制構築を推進する。

また、放課後子ども教室における土曜学習の進め方及び放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携のあり方について検討していく。

(2) 学校とNPO等との連携・協働の充実

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|-------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 地域のNPOや企業等の外部人材を活用した学校の割合（再掲） | 50.2% | 55.9% | 70%以上 | B | |

H25 年度の主要な取組

(ア) 「大地に学ぶ」農業体験の推進【再掲】 ⇒31 頁 <義務教育課・高校教育課>

(イ) キャリア教育の充実に向けた支援【再掲】 ⇒39 頁
<義務教育課・高校教育課・特別支援教育課>

(ウ) 「ふじのくにゆうゆうnet」の活用促進【再掲】 ⇒11頁

＜社会教育課・総合教育センター＞

2 連携・協働による家庭教育の充実

地域やNPO等との連携・協働による家庭教育の充実に取り組む。

(1) 家庭と地域との連携・協働の充実

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|------------------------------|-------------------|------|----------|----------|---|
| 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合(再掲) | 12.7% | 9.1% | 20%以上 | C | 総 |

H25年度の主要な取組

(ア) みんなで支える家庭教育支援

＜社会教育課＞

取組の内容 親の悩みや不安の深刻化を防ぎ、自信を持って子育てができるようにするため、悩みの共有や相談、情報交換等、話し合いが深まることにつながるワークシートを作成するなど、親同士で仲間づくりができる環境を整え、家庭教育を地域で支援する気運を高めていきます。

取組の評価 家庭教育ワークシート「つながるシート(幼児期版、学童期版、思春期版)」を新たに作成し、保育所、幼稚園、小・中学校にリーフレットを配布した。さらに、「つながるシート」をデータ配信し、保護者会や懇談会、家庭教育学級などで活用することにより、悩みや不安を抱える親同士が子育てや家庭教育について意見交換することが容易にできるようになった。

今後の取組 平成26年度には、乳幼児期版、孫や地域の子どもの育ちを支援する中高年版、中学生、高校生、大学生等、将来親になる子育て準備期の青少年版の「つながるシート」を作成し、引き続き家庭教育支援の推進を図る。また、平成27年度に向け、新たな家庭教育支援事業を立案し、家庭教育支援の更なる推進に取り組んでいく。

(2) 家庭とNPO等との連携・協働の充実

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|---------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 育児等子育てのための休暇を積極的に取得した人の割合 | 15.4% (H22) | 21.7% | 27%以上 | B | |

※平成25年度は、健康福祉部の取組が中心でした。平成26年度は、「地域の家庭教育支援の充実」を推進しています。

3 連携・協働による社会教育の充実

行政やNPO等との連携・協働による社会教育の充実に取り組む。

(1) 地域と行政との連携・協働の充実

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|------------------------------|-------------------|------|----------|----------|---|
| 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合(再掲) | 12.7% | 9.1% | 20%以上 | C | 総 |

※平成25年度は、健康福祉部の取組が中心でした。平成26年度は、「学校支援地域本部設置の推進」に取り組んでいます。

(2) 地域とNPO等との連携・協働の充実

※経済産業部の取組が中心でした。

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興


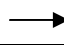
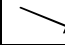
【目標】

余暇を活用するなどして、生活に潤いを持ち、人生をよりよく生きる「有徳の人」を育むため、文化・スポーツの振興に向けた施策を推進する。

【成果指標の達成状況】

| A | B | C | － | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 0 | 2 | 1 | 0 | 3 |

【進行管理指標の達成状況】

|  |  |  | 計 |
|---|---|--|------------------|
| 1 | 1 | 3 ⁽²⁾ | 5 ⁽²⁾ |

【総括評価】

- 文化財の調査・保存は着実に実施されている。文化財の活用に関して更なる工夫を図ることによって、県民の文化財に対する興味・関心が高まり、文化財の継承につながる。
- スポーツの振興において部活動の担う役割は大きい。少子化が進んでいることを踏まえ、指導者を学校現場の教員に限らず、地域スポーツクラブの指導者を含めて、広く社会の人材を活用するなど、環境整備の促進を図る。

【成果と課題】

- ①「文化財に関心のある人の割合」は、前年と比較すると2.6%アップした。目標値を達成するためには、文化財の調査や保存・修理などを着実に推進するとともに、文化財クローズアップや民俗芸能フェスティバルなどの文化財の活用を図る施策の充実が求められる。
- ②成人の週1回以上のスポーツ実施率については、前年度から減少した。4割を超える人が「仕事、家事、育児などで忙しくて時間がなかった」と回答している。また、「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合については、前年度から上昇し、約5割となった。幅広くスポーツを普及するためスポーツ・レクリエーション活動や高齢者を対象としたスポーツ指導の体験の場となる講習会への参加者数の増加に取り組んできたことが大きい。
- ③国民体育大会は、県体育協会や各競技団体と連携し、競技力向上に取り組んでいるが、総合順位については、平成25年度は20位と目標順位8位を大幅に下回る結果となっている。昨年は、少年に比べ成年の成績が悪かったことや競技点数が高い「5人以上の団体競技」で点数がとれなかった。団体競技に関しては地元有力企業チームの協力が他県に比べて少なく、選抜チームとしては、企業チームを多く抱える愛知、国体を開催したばかりの岐阜を相手にする東海ブロックを勝ち抜くことは難しい。

【今後の施策展開】

- ①地域の文化財を保護し、未来に確実に継承するため市町及び文化財所有者に対して助成を行い、文化財の適切な保存を図る。また、今後一層、県民の文化財への関心を高めるため、各種の普及・公開活動、文化財救済支援員（ボランティア）養成講座等を充実させ、各市町主催事業との連携を図りながら、官民一体となって文化財保護に取り組んでいく。さらに、埋蔵文化財センターにおいては、埋蔵文化財の常設展示・巡回展示のほか考古学セミナーや講演会を行うとともに、引き続き県内小中学校と連携し、各種の講座や出前教室、体験学習を行い、子どもたちが文化財に興味を持つ機会を提供する。
- ②県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しむことができる「“ふじのくに”生涯スポーツ社会」を実現するには、楽しいこと、手軽にできることといった視点が必要であり、市町・クラブ担当者研修会などによるスポーツの企画や、スポーツ推進月間等による情報発信に取り組むとともに、県民スポーツ・レクリエーション祭、しずおかスポーツフェスティバル等を開催する。
- ③県体育協会と連携し、「競技力向上委員会」の定期的な開催等をとおして、各競技団体の競技力向上に引き続き取り組んでいく。また、2020年に東京で開催されるオリンピックに関しては、静岡県ゆかりの選手を50人出場させることを目標に選手に対する支援を行っていく。

1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承

豊かな感性や人間性を育む文化活動の振興とともに、歴史的、文化的遺産である文化財を保護・活用し、今に生きる人々の学びの源泉とするため、文化財を「守る、育てる、つなげる」ことに取り組む。

(1) 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

※平成25年度は、文化・観光部の取組が中心でした。

(2) 文化財の保存・活用と未来への継承

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|---|-------------------|------|----------|----------|---|
| 遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品等の文化財に関心のある人の割合 | 70.0% | 71.7 | 75%以上 | B | 総 |

H25年度の主要な取組

(ア) 文化財の調査

＜文化財保護課・埋蔵文化財センター＞

取組の内容 地域の大切な文化遺産である文化財を保護し、未来に確実に継承するため、富士・箱根周辺に残る神楽(かぐら)の調査、県内遺跡の確認調査や学術調査、記録保存のための本発掘調査、国及び県指定文化財や埋蔵文化財に係る巡回調査、特別天然記念物カモシカの分布調査等の取組を実施します。

取組の評価 神楽調査では、今まで無関係とされていた御師や周辺地域の民俗芸能との関連性を示す資料が発見され、文化遺産としての富士山の価値をより広げる効果をもたらした。

伊豆石丁場調査では、東海岸のより詳細な踏査を実施するとともに伊豆西海岸や沼津地区に存在する石丁場が新たに確認でき、報告書作成に向けて文献資料と合わせた知見の拡大に繋がった。

また、指定文化財や埋蔵文化財の巡回調査を年2回ずつ行うことにより、第三者による文化財の状況確認ができ、保護の補完的な役割を果たすことができた。特別天然記念物カモシカについては、通常調査を行い生息状況の把握を行った。

県の道路事業や河川改修事業等に伴い、事業現地7箇所では本発掘調査を実施した。また、3事業については、前年度までの出土品の整理作業を行い、報告書作成の準備を整えた。

また、御殿場以北ではNEXCO中日本による新東名高速道路の建設が続いており、用地買収が済んだところから順次試掘・確認調査を行うことにより新規の遺跡の発見に繋がり、本発掘調査を行ったところもある。

今後の取組 神楽調査は、学術的な文化財的価値を明らかにするため、芸能、古文書、楽器等の調査も引き続き行う。

伊豆石丁場調査は、平成26年度中に報告書の発刊を目指し、国の史跡指定につなげていく。

特別天然記念物カモシカについては、平成26年度より2年間、長野・山梨県と三県合同の特別調査を実施し、総合的なカモシカの生息状況把握を目指す。

県内指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地については、引き続き年2回巡回調査を実施し、現況を把握する。

埋蔵文化財調査については、例年通り9月末を目途に県の各部局から次年度以降の「事業概略表」を提出してもらい、早期の事業把握に努め、事業計画変更等も視野に入れた上での埋蔵文化財の保護に努めていく。埋蔵文化財の現状保存が不可能な場合には、本発掘調査を行い、適切な記録保存を行っていく。

NEXCO 中日本とは今後も定期的な協議を行い、調査費用負担も含め、早期の試掘・確認調査及び本発掘調査の実施を確実にやっていく。

(イ) 文化財の保存・修理や埋蔵文化財調査等への助成

<文化財保護課>

取組の内容 県内に所在する国及び県の指定文化財や埋蔵文化財の保存と活用を図り、後世に継承するため、文化財の保存・修理事業及び埋蔵文化財調査事業等を実施する市町や文化財所有者等に対して助成します。

取組の評価 指定文化財の保護のため、修理費や防災施設設置費用の一部を負担することで、所有者や保存管理団体の負担を軽減し、指定文化財の保護に繋がった。

また、埋蔵文化財の発掘調査費用の一部を補助することで、個人住宅建設等において、一般県民に過度の費用負担を求めることなく埋蔵文化財の保護を図ることができた。

今後の取組 引き続き、「静岡県補助金等交付規則」・「静岡県文化財保存費補助金交付要項」・「指定文化財管理事業費補助金交付要項」により、規定の範囲内で市町及び文化財所有者に対して助成を行い、適正な文化財の保存・修理を図っていく。

(ウ) 東日本大震災の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援

<文化財保護課>

取組の内容 東日本大震災による被災地の復旧・復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を支援するため、埋蔵文化財専門職員を派遣します。

取組の評価 専門職員1名を1年間岩手県に派遣した。久慈市、田野畑村で本発掘調査とその他沿岸部での試掘確認調査に従事し、埋蔵文化財の保護と早急な復興事業の進捗に貢献し、地元の人々にも感謝された。

今年度も文化庁長官より感謝状を授与される予定である。

今後の取組 平成26年度についても、引き続き専門職員1名を1年間岩手県に派遣し、復旧・復興に貢献していく。

(エ) 発掘体験講座等の開催

<埋蔵文化財センター>

取組の内容 文化財を適切に後世に伝える埋蔵文化財保護の業務に対する県民の理解を促進するため、発掘調査や出土文化財の保存処理などの具体的な体験の機会を提供します。

取組の評価 出土文化財保存処理技術体験2回、発掘調査体験1回の全3回の講座を新たに実施した。実際に作業を経験する機会を提供することにより、文化財保護に対する理解の深化と意識の向上を図ることができた。

今後の取組 平成26年度も同様に保存処理技術体験2回、発掘調査体験1回を実施する。今後は大人だけでなく、児童生徒も参加できる方法を検討し、なお一層の理解促進を図る。

(オ) **文化財クローズアップの実施**

<文化財保護課>

取組の内容 県民が、楽しみながら気軽に文化財と触れ合い、学習できる機会を提供するため、各市町と連携して文化財の公開、実演、シンポジウム等を、文化財クローズアップとして開催します。また、文化財に対する県民の関心を高めるため、しずおか文化財ウィーク推進事業を展開し、各市町が主催する事業との相乗効果を図ります。

取組の評価 伊豆の国市との共催により、シンポジウム「伊豆のダ・ヴィンチ～江川太郎左衛門の理系力」と重要文化財に指定された江川家史料の見学会を実施し、180人の県民の参加があった。

また、しずおか文化財ウィーク推進事業期間中は、県下21の市町において60件の文化財関連イベントを行い、延べ64,940人の参加者があった。

市町教育委員会と協力して事業に取り組み、文化財公開事業の実施期間を集中させて実施してきた結果、「文化財ウィーク」が県民に徐々に浸透し、文化財愛護の精神が広まってきた。

今後の取組 今後も引き続き文化財クローズアップを年1回実施する。実施にあたっては、新指定や話題性を重視し、旬な情報を提供することに心掛ける。

また、多くの県民に参加してもらえよう、各市町に「文化財ウィーク」への参加を呼びかけ、文化財の公開を推進していく。

(カ) **関東ブロック民俗芸能大会の開催**

<文化財保護課>

取組の内容 民俗文化財に対する理解と関心を喚起し、各地における保存・伝承活動の活性化を図るため、関東地域11都県の各地に伝承されている民俗芸能を披露する関東ブロック民俗芸能大会を平成25年11月に静岡市で開催します。

取組の評価 11月17日に清水文化会館マリナートで「関東ブロック民俗芸能大会」を開催し、6県7団体が様々な民俗芸能を披露した。

入場者数は750人で、アンケートの結果、専門家の解説が付くことで、興味を持って芸能を觀賞してもらえたことがわかった。また、参加者も他の保存会との交流を通して地域の伝統芸能の重要性を改めて確認する良い機会となった。

今後の取組 関東ブロック民俗芸能大会は、今年度は東京都で開催予定で、当県は浜松市の保存会が参加予定である。

県内の公開事業としては、7月20日にMOA美術館の能楽堂において、「遠江森町の舞楽」を披露する予定である。昨年度のアンケート結果を活かして、「觀賞」に重点を置き、専門家による解説を交えて、間近で芸能を觀賞する機会を設ける。

(キ) **埋蔵文化財の公開の充実**

<埋蔵文化財センター>

取組の内容 県民の文化財への関心を高め、地域固有の文化財に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するため、埋蔵文化財の常設展示を充実させるとともに、県内での巡回展や考

古学セミナー・考古学講演会を開催します。

取組の評価 常設展示については展示内容の充実を図るとともに、リニューアルを行い、県内3会場での巡回展示を実施した。講座関係については、遺跡調査報告会・歴史講演会（各1回）に加え、考古学セミナー（全5回）を新たに実施した。展示、講演会とも参加者は前年度を上回り、県民の埋蔵文化財への関心を高めることができた。

今後の取組 今年度も同様の取組を行う。その際アンケート調査で得た参加者の意見を反映するなど、県民の文化財への関心がより高まるよう事業内容の充実等を図っていく。

(ク) 静岡県文化財建造物監理士養成講習会の実施

<文化財保護課>

取組の内容 文化財建造物の調査、日常的な保存・管理、耐震診断等を担う専門性を持った人材を養成するため、建築士を対象とした講習会を実施します。修了生は「静岡県文化財建造物監理士」として登録します。

取組の評価 年間に10回の講習会を実施し、修了した23人を新たに静岡県文化財建造物監理士として登録した。これにより登録者の累計は79人となり、当初の目標とした80人をほぼ達成した。

今後の取組 県事業としての開催は平成25年度で終了。今後は、文化財建造物所有者や市町教育委員会に登録した監理士を紹介し、国登録有形文化財の調査や文化財建造物の管理・保護に対する助言に活用していく。

(ケ) 文化財等救済の体制整備

<文化財保護課>

取組の内容 大規模災害時における被災文化財等救済の体制を整備するため、静岡県文化財等救済ネットワーク会議を開催するとともに、救済活動に関わるボランティア「静岡県文化財等救済支援員」を養成します。

取組の評価 静岡県文化財等救済ネットワークの事業として、10月19日に「我が家のお宝守り方入門」、ネットワーク会議・シンポジウム「文化財を守る いま、自分たちができること」を開催し、91名が参加した。

また、静岡県文化財等救済支援員養成講座を4回開催し、災害ボランティア74人を新たに登録した。

平成25年度は、ネットワーク会員も増え、大規模災害時の文化財の救済について、異なる組織が異なる立場で考え、意見を交換する機会が持てるようになり、災害時においてそれぞれの県民の立場でとるべき行動が意識されるようになってきた。

今後の取組 今年度も静岡県文化財等救済ネットワーク会議（シンポジウム）を開催するとともに、救済活動に関わるボランティア「静岡県文化財等救済支援員」を引き続き養成し、行政と県民が一体となった災害時の文化財救済体制を整備していく。

(3) 富士山の後世への継承

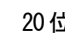
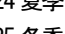
※平成25年度は、文化・観光部の取組が中心でした。平成26年度は、「富士山周辺の文化財調査」を推進しています。

2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりを推進し、生涯スポーツ社会の実現を目指す。

(1) ライフステージに応じたスポーツの振興と競技力の向上

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|------------------|-------------------|-------|----------|----------|---|
| 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 44.5% | 41.4% | 50%以上 | C | 総 |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|-----------------|-------------------------|--------|-------------------------|----------|--|---|
| 国民体育大会における総合成績 | 21位 | 14位 | 20位 | 8位以内 |  | 総 |
| オリンピック出場本県関係選手数 | H20 夏季 14人 H22 冬季 2人 | — — | H24 夏季 14人 H25 冬季 2人 | 20人以上 |  | 総 |

H25年度の主要な取組

(ア) 生涯スポーツの振興

＜スポーツ振興課＞

取組の内容 県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しむことができる「ふじのくに」生涯スポーツ社会を実現するため、市町・クラブ担当者研修会などによるスポーツの企画、スポーツ推進月間(10月)等に関する情報発信、県民スポーツ・レクリエーション祭、しずおかスポーツフェスティバル等を開催します。

取組の評価 スポーツ実施率は昨年度の41.9%から41.4%へ減少したが、平成23年度の37.8%よりも上回った。4割を超える人が「仕事、家事、育児などで忙しくて時間がなかった」と回答している。

「ふじのくにスポーツ推進月間」における県主催イベント以外に、市町協カイベントが平成24年度は10市7町で、平成25年度は8市3町増え18市10町で開催され多くの県民が参加し、スポーツに親しむ機会の提供に繋がった。

県民スポーツ・レクリエーション祭及びしずおかスポーツフェスティバルにおいて、昨年度より7種目多く実施し、計8万4千人以上の参加者を得た。

今後の取組 「静岡県スポーツ振興基本計画」を見直し、「静岡県スポーツ推進計画」を策定する。また、県民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しむことができる「ふじのくに」生涯スポーツ社会を実現するため、「ふじのくに地域スポーツ推進会議」及び「市町・クラブ担当者研修会」等を通じて各市町と連携し、生涯スポーツの推進を図る。

さらに、スポーツ推進月間(10月)等による情報発信の強化や親子運動遊びプログラム普及活動による指導者養成、そして県民スポーツ・レクリエーション祭及びしずおかスポーツフェスティバル等の開催により、スポーツに親しむ環境づくりを目指す。

(イ) 競技力向上対策の推進

<スポーツ振興課>

取組の内容 県民に夢と希望と感動を与える「スポーツ王国しずおか」を実現するため、国内外で活躍するトップアスリートの育成に向けた選手強化や指導者養成を行う競技団体を助成するとともに、スポーツ医・科学の活用を図ります。また、国民体育大会に選手等を派遣します。

取組の評価 国体に出場する選手の強化に加え、特にジュニア世代の強化を重点的に進めた。運動部活動の強化では、中体連・高体連・高野連を通じて支援を行い、全国高等学校総合体育では入賞者数が54人から79人、優勝数も6から10といずれも前年を上回る好成績を収めた。国体男女総合成績（天皇杯）についても、入賞者数は前年の96競技から102競技、優勝数も11から15と前年を上回った。

今後の取組 国民体育大会における総合成績8位の達成に不可欠な少年種別の強化、平成30年度に東海ブロックで開催される全国高校総合体育大会で主力となる選手の長期強化を引き続き公益財団法人静岡県体育協会、県高等学校体育連盟及び競技団体と連携をとりながら競技力の向上を目差す。併せて優秀な指導者の養成等を継続して実施する。また、2020年東京オリンピックに本県から多くの選手を輩出するため、可能性を秘めた本県ゆかりの有望選手の競技力の向上に向けて「2020東京オリンピック「ふじのくに」スポーツ推進事業」により継続的かつ効率的に支援していく。

(ウ) ジュニアスポーツ選手の育成

<スポーツ振興課>

取組の内容 ジュニアスポーツ選手を育成するため、中学校・高等学校のトップレベルにある運動部活動への強化支援や、中学校の運動部活動へのトップアスリート、指導者、スポーツ専門指導者の派遣により、ジュニアのトップ選手を育成し、運動部活動の活性化を推進します。

取組の評価 本県のジュニアスポーツを支えている県内トップの運動部活動に対して強化スタッフの配置や遠征試合の実施などジュニアの育成につながる強化支援を実施した。また、平成23年度から実施しているトップアスリート派遣事業では、新たに相撲を加えた11種目となり、全45回を中体連全14支部で実施した。生徒一人一人に行きわたる指導を重視したことで、アンケート結果から参加者の83.6%が「大変満足」、15.0%が「まあまあ満足」と回答し、運動部活動の活性化を図ることができた。

今後の取組 ジュニアスポーツ選手の育成支援として、補助額の見直しや指定校数の拡充など、支援内容をより充実させた運動部活動強化事業等を活用し、ジュニアのトップ選手と、ジュニアスポーツ全体の育成に繋げる。また、トップアスリートから直接指導を受けることで、部活動の活性化とジュニア選手の競技力向上に寄与するトップアスリート派遣事業は、引き続き県中学校体育連盟と連携を図り実施する。新たな種目を積極的に開催し、種目の充実と実施回数を増やすことで、より多くの中学生に参加機会を提供し、満足度の高い事業を展開していく。

(2) スポーツを支える環境づくり

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|-------------------------|-------------------|-----------------|----------------|----------|---|
| 市町における地域スポーツクラブ の設置数 | 19 市町 44 クラブ | 26 市町 63 クラブ | 全市町に 1つ以上設置 | B | 総 |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|--|----------------|-----------|-----------|----------|----|---|
| 成人の週1回以上のスポーツ 実施率(再掲) | 44.5% | 41.9% | 41.4% | 50%以上 | | 総 |
| スポーツ施設利用者数(水泳 場、武道館それぞれの利用者 数)(再掲) | 水泳場 265,671 人 | 214,493 人 | 179,460 人 | 27 万人以上 | | 総 |
| | 武道場 263,395 人 | 284,822 人 | 257,360 人 | 27 万人以上 | | |
| 「スポーツを通じた交流が行 われている」と答える県民の 割合 | 37.7% (H22) | 44.5% | 49.3% | 50%以上 | | 総 |

H25 年度の主要な取組

(ア) 青少年のスポーツ交流の推進

<スポーツ振興課>

取組の内容 青少年の相互交流を図るため、台湾の6市縣教育局(處)と締結した協定を基に、台湾6市縣を代表する高校野球チームを本県に受け入れ、交流親善試合を実施します。

取組の評価 高校野球では台湾6市縣を代表する新北市・台中市の高校野球チームが来静し、本県高校野球チーム8校と交流親善試合を実施した。高校バスケットボールでは、本県男子選抜チームが台湾(新北市・台中市)を訪問し、4校と交流親善試合を実施した。

今後の取組 平成26年度は本県高校野球選抜チームが台湾を訪問して交流親善試合を実施するが、6市縣との交流が一巡することから、平成27年度以降の交流継続については検討していく。

(イ) 生涯スポーツの振興【再掲】 ⇒59 頁

<スポーツ振興課>

(ウ) キッズスポーツインストラクターの派遣

<スポーツ振興課>

取組の内容 生涯にわたって運動・スポーツ好きな子どもを育てるため、親子運動遊びプログラム「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」(0~3歳児対象)、「ファミリー・チャレンジ・プログラム」(4~6歳児対象)を普及・啓発します。

取組の評価 幼稚園、保育所、子育て支援センター等で、プログラムの紹介と実践105回、幼稚園教諭実技講習会等の研修会4回、親子体験イベントの開催36回、計145回実施した。

平成22年度から平成25年度に県内幼稚園・保育所等を訪問し、プログラムの内容を実践指導し、「いつでも、どこでも気軽にできるプログラム」の普及を行った。また、指導者講習会、イベントも実施し、プログラムが定着した。

幼稚園・保育所等の指導者も指導の幅が広がり、子どもが楽しみながら、運動に親しむことができるようになった。

今後の取組 平成26年度は「親子運動遊びプログラム普及」事業として、親子運動遊びプログラム「ふじのくにファミリー・プレイ・プログラム」(0～3歳児対象)、「ファミリー・チャレンジ・プログラム」(4～6歳児対象)の活用を普及・定着させるため、各幼稚園・保育所等で核となる指導者の養成研修会を実施する。

また、県が包括協定を結んでいるイオン及びアピタにおいて、普及イベントの開催を継続して行っていく。

(エ) **スポーツ施設の管理運営**

＜スポーツ振興課＞

取組の内容 県民の健康増進や競技力向上等を目指したスポーツの振興と、利用満足度の向上を図るため、県立水泳場、県富士水泳場、県武道館について、県民サービスの向上を目的とした指定管理者制度による管理運営を行います。

取組の評価 利用者アンケートや利用者との意見交換会、社会体育施設指定管理者評価委員会を実施した。大時計の修繕等、利用者から要望の出た点について速やかに改善できた。

今後の取組 県民の健康増進や競技力向上等を目指したスポーツの振興と、利用満足度の一層の向上を図るため、県立水泳場、県富士水泳場、県武道館について、県民サービスの向上を目的とした指定管理者制度による管理運営を行う。

また、アンケートで全体的な満足度を調査し、利用者の8割以上が満足を得られるよう施設への要望に対し改善を進めていく。

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進


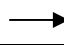
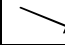
【目標】

未来社会からの要請に応え、現代社会が抱える様々な課題を解決し、望ましい社会づくりに積極的に参画し行動できる「有徳の人」の育成に向けた施策を推進する。

【成果指標の達成状況】

| | | | | |
|---|---|---|---|----|
| A | B | C | — | 計 |
| 2 | 5 | 4 | 1 | 12 |

【進行管理指標の達成状況】

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  | 計 |
| 9 | 0 | 0 | 9 |

【総括評価】

○現代の重要課題に対応した教育を推進していくためには、教育行政の質的向上が不可欠であり、教員の資質向上や必要な環境の整備が求められる。

○現代社会が抱える様々な課題のうち、安全・安心な教育環境の整備に関しては、安全管理体制と安全教育の充実が図られている。特に防災教育については、学校が核となり、地域を巻き込むような施策の推進が認められる。

○望ましい社会づくりに積極的に参画し行動できる「有徳の人」の育成に向け、人と人をつなぎ合わせてコミュニティを作る仕組みづくりが重要である。

【成果と課題】

①スマートフォンを使う時間と学力調査の点数の関係などが報道されている。ほとんどの学校で情報モラル教育が実施されているが、インターネットやLINE を使ってのいじめは増加しており、何らかの規制について検討する時期にきている。

②「外国人や外国の文化に積極的に接している人の割合」は目標値を達成したものの30%にとどまった。一方、各学校では台湾や中国の子どもたちが修学旅行に日本を訪れた際に積極的な受入を行って交流を図っており、海外への修学旅行率も平成24年度は全国で3位となっている。

③「学校や社会で学んだことを、他の学習や生活に十分に活用している人の割合」は横ばいである。企業や大学等との連携や産業教育施設等の適切な整備が求められる。

④「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合については、地域と連携した防災訓練の実施や、地域防災訓練への幼児児童生徒の参加を促進したこと等により、増加傾向にある。

【成果と課題】 続き

- ⑤児童生徒の年間交通事故死傷者数は減少傾向にあるが、中・高校生の交通事故の半数以上が自転車乗車中の事故であることから、交通安全教育の一層の推進を要する状況にある。
- ⑥バーチャルな世界の中でのコミュニティが増えているとの指摘がある。リアルな生活圏の中のコミュニティを見直していくためには、その大切さを訴えていくことが重要であり、そのための仕掛けづくりが求められている。

【今後の施策展開】

- ①高度情報化社会への対応として、研修会を通じて情報モラルを指導できる教員を、より一層増やしていくとともに、スマートフォン等の保有率が上がる小学校5年生とその保護者を始め、各年代を対象として今後もインターネット等の安全な利用に関する講座を開催していく。
- ②知事部局と連携した地域外交的な施策が増えているが、学校独自で行っている取組も含めて、今後も児童生徒のグローバル教育に力を注いでいく。また、外国人児童生徒への対応として、ポルトガル語やスペイン語が堪能な者を採用する枠を設けており、今後も継続していく。
- ③知識基盤社会と科学・技術の発展への対応については、施策の方向性として産業教育への関心が高まっている。現在の施策は理系に比重があるが、高大連携の会議では文系の連携を進めるべきだとの意見も出ており、今後検討する。
- ④防災キャンプは地域の力を借りながら実施しており、そのような取組が地域づくりにもつながっており、今後も推進していく。
- ⑤薬学教室は警察等の関係機関と連携して開催しており、本県の学校における実施率は100%である。今後も交通安全教育を含め、警察等の関係機関と連携し、命を守る教育を推進していく。
- ⑥地域コーディネーター養成講座等を実施し地域の人材育成を図り、学校支援地域本部や通学合宿を拡大して、新たなコミュニティづくりを促進する。

1 地球時代における持続可能な社会の形成

持続可能な社会の形成のために行動できる人の育成に取り組む。

(1) 持続可能な社会を目指す環境教育・環境学習の推進

| (参考) 進行管理指標 | 現状値 (H21) | H24 | H25 | 目標値 (H25) | 推移 |
|--------------------------------------|-----------|-------|-------|-----------|----|
| 「環境を守ることの大切さを理解した行動をしている」と答える児童生徒の割合 | 小 85.0% | 85.9% | 82.6% | 90%以上 | → |
| | 中 73.6% | 79.1% | 77.8% | 80%以上 | |
| | 高 70.7% | 75.1% | 73.2% | 75%以上 | |

※「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に主要な取組の記載はありませんでした。平成26年度は、「各学校における農業体験活動等の推進」に取り組んでいます。

2 高度情報社会への対応

高度情報社会を生きていくために必要な資質・能力の育成に取り組む。

(1) ICT環境の整備

| 成果指標 | 現状値 (基準値) (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成状況 |
|---------------------|-----------------|-----|-----------|------|
| ICTを活用した授業ができる教員の割合 | 54.9% | - | 75%以上 | - |

H25年度の主要な取組

(ア) ICT教育推進のための環境整備

<教育政策課>

取組の内容 ICT社会に対応できる人材を育成するため、県立学校に校内LANやパソコン等を整備・更新し、ICTを活用した授業の実践に必要なICT環境の構築を図ります。

取組の評価 全ての学級の授業において、情報通信ネットワークを活用した授業を展開するため、児童生徒や教員が「いつでも、どこでも」コンピュータやインターネットを利用できるICT環境の構築として、県立学校のパソコン教室17校、普通教室用パソコン227台、校内LAN4校について整備をした。

「ICTを活用した授業ができる教員の割合」は、平成24年度末は62.1%であり、前年度と比較して2.4%向上しているが、教員のICT活用指導力に関しては、全国的に見て下位にあり、ICT活用に対する意識改革を図るため「教育の情報化に関する研修」を継続して開催した。なお、平成24年度から、小・中学校の全市町（政令市を除く）と全県立学校において、ICT活用指導力向上研修を実施している。

今後の取組 情報活用能力育成のための情報教育機器整備に関する更新計画に基づき、パソコン教室等の情報教育機器の定期的な更新を行う。また、情報通信技術の動向や新学習指導要領を踏まえ、ICT環境（無線LAN、タブレット端末等の導入）に関する検討及び整備充実を図っていく。

国の「世界最先端IT国家創造宣言」の教育環境自体のIT化、情報通信技術の動向及び新学習指導要領等に基づき、ICT環境（無線LAN、タブレット端末等の

導入、児童生徒への1人1台情報端末の普及、学校・家庭・地域の連携における教育・学習システム)に関する検討及び整備充実を図る。

ICT活用指導力向上研修の充実として、県立・市町立学校への訪問支援による実践的な研修、情報モラル教育や情報セキュリティ対策等の研修を行う。また、eラーニング研修により、校外研修の事前・事後研修としての補完や、校内研修及び自己研修の充実を図っていく。

(イ) 学校情報化の推進

<教育政策課>

取組の内容 教員の授業準備時間や児童生徒への指導時間を確保し、授業の質の向上や児童生徒に対する指導の充実など教育の質の向上を図るため、県立学校の教職員に配備した校務用パソコンの活用促進や、教育総合ネットワークシステムの保守・運用を行います。

取組の評価 県立学校の教職員に配備した校務用パソコンを活用し、各種システムを導入した。全県立高校における成績処理システムの運用により、平成24年度からの入学生の指導要録が電子化された。

教育の情報化に対応した基本研修、専門研修、ICT活用指導力向上研修及び学校等支援研修を実施し、ICT活用指導力の向上を図った。

今後の取組 県立学校の教職員に配備した校務用パソコンを活用し、各種システムを導入していく。全県立高校における成績処理システムの運用及び改善を行う。

教育総合ネットワークシステムの保守運用を適切に行い、日常的に活用しやすい情報通信環境の維持、情報教育環境維持に対する学校の負担軽減、様々な情報に対する脅威から守られた情報教育環境の提供を行う。

教育の情報化に対応した基本研修、専門研修、ICT活用指導力向上研修及び学校等支援研修を実施し、ICT活用指導力の向上を図っていく。

(2) 情報教育の推進

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 |
|-------------------------|-------------------|-------|----------|----------|
| 情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合 | 小 100% (H22) | 99.0% | 100% | B |
| | 中 100% (H22) | 99.5% | 100% | |
| | 高 96.3% (H22) | 98.3% | 100% | |
| | 特 89.6% (H22) | 97.2% | 100% | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|-------------------|----------|-------|-----|----------|----|
| 情報モラル等を指導できる教員の割合 | 小 69.4% | 77.0% | - | 84%以上 | → |
| | 中 60.9% | 66.6% | - | 80%以上 | |
| | 高 47.9% | 71.6% | - | 73%以上 | |
| | 特 46.0% | 56.3% | - | 73%以上 | |

※「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に主要な取組の記載はありませんでした。平成26年度は、「情報教育に関する研修・情報モラルに関する研修等の実施」や『静岡県のカートライ・スマホルール』の普及を推進しています。

3 多文化共生社会への対応

国籍の異なる人々が共に支え合い、共に学び合う教育の充実に取り組む。

(1) 異文化理解・交流の推進

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|-------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 外国人や外国の文化に積極的に接している人の割合 | 16.6% （H22） | 30.3% | 27%以上 | A | |

| （参考）進行管理指標 | 現状値（H22） | H24 | H25 | 目標値（H25） | 推移 | |
|----------------------------|----------|-------|-------|----------|----|--|
| 外国人や外国の文化に積極的に接している児童生徒の割合 | 小 59.0% | 57.9% | 58.2% | 65%以上 | ↗ | |
| | 中 40.5% | 42.3% | 45.0% | 49%以上 | | |
| | 高 29.5% | 33.8% | 36.2% | 39%以上 | | |
| | 特 33.4% | 32.6% | 38.1% | 43%以上 | | |

H25 年度の主要な取組

(ア) **モンゴル国ドルノゴビ県高校生との相互交流【再掲】** ⇒29頁

＜教育政策課・高校教育課＞

(イ) **国際理解教育・外国語教育の充実**

＜義務教育課・高校教育課＞

取組の内容 児童生徒の国際理解教育を一層深めるため、英語を母国語とし、学士以上を取得している海外青年を指導講師として招致し、小・中学生や高校生の英語力や異文化を理解する力の向上を図ります。

取組の評価 総合教育センター所属のALTが県内3校の授業実施協力校を年間20回訪問し、学級担任等とのチーム・ティーチング授業を実施した。年間を通じての訪問のため、児童がALTとのコミュニケーションを楽しむことができ、異文化理解につながった。

また、外国語指導講師（ALT）96人を県立高等学校89校、総合教育センター及び学校教育課に配置し、英語によるコミュニケーション能力の向上に積極的に取り組むとともに、スピーチコンテスト上位入賞や外部検定試験の資格取得等においても成果を挙げた。県立特別支援学校32校（分校・分教室を含む。）への定期的な訪問など、多様な場面で異文化理解に努めた。

今後の取組 グローバル人材の育成に向けて、小中高の連携は大変重要であると考え、本取組を継続する。協力校の児童及び教員のアンケート結果から見てきた課題について、学校とセンター担当指導主事との連絡会を実施し、情報共有を図るとともに、授業改善を推進する。

平成26年度は、外国語指導講師（ALT）95人を県立高等学校89校、総合教育センター及び高校教育課に配置し、ALTの積極的な活用により、英語による実践的なコミュニケーション能力の向上及びグローバル人材の育成に引き続き取り組む。また、県立特別支援学校への定期的な訪問も継続する。

(ウ) **高校生の留学支援【再掲】** ⇒31頁

＜高校教育課＞

(2) 外国人児童生徒の教育の充実

| 成果指標 | 現状値 (基準値) (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 | |
|------------------------------------|--------------------|-------|-----------|----------|--|
| 外国人児童生徒に対して、必要な 支援が実現できている学校の割合 | 小 78.3% (H22) | 72.7% | 90%以上 | C | |
| | 中 72.2% (H22) | 70.3% | 86%以上 | | |
| | 高 80.0% (H22) | 54.2% | 90%以上 | | |
| | 特 50.0% (H22) | 85.7% | 75%以上 | | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値 (H21) | H24 | H25 | 目標値 (H25) | 推移 | |
|----------------------|-----------|-----|-----|-----------|---|--|
| プレクラスを設置している市 町の数 | 5市町 | 6市町 | 7市町 | 9市町 |  | |

H25 年度の主要な取組

(ア) 外国人児童生徒トータルサポート

<義務教育課>

取組の内容 日本語指導を必要とする外国人児童生徒の教育に対応するため、母語及び日本語が堪能で、指導対象児童生徒の出身国での生活経験がある者又はそれと同等と認められる者を任用し、市町への助言・指導や広域的な支援、県立学校の外国人児童生徒の適応指導、指導担当者等への助言、援助などを総合的に行うとともに、連絡協議会を開催して情報交換を行います。

取組の評価 各学校からの要請に応じ、外国人児童生徒相談員等が学校を訪問し、児童生徒への適応指導や学習支援、担当教員等への助言等を行った。支援を受けた児童生徒及び学校にアンケートを実施したところ、ほぼ 100%が大変役に立ったと回答した。また、外国人児童生徒担当教員等研修会において、授業参観や事後研修を通して、効果的な支援方法等の情報を交換をすることができた。外国人児童生徒連絡協議会では、各市町の外国人児童生徒への対応やプレクラス制度導入についての情報交換を行った。さらに、国際交流協会や多文化共生課からも担当者に参加してもらうことで、これまで以上に連携を図ることができた。

今後の取組 大学と県教育委員会で共同開発した指導支援冊子「はじめての日本語とクラスの仲間づくり」の活用方法の研修等を通して、経験の浅い外国人児童生徒担当教員や外国人児童生徒教育に携わる支援員やボランティアの指導の充実につなげていく。

平成 26 年4月から外国人児童生徒の教育については、特別の教育課程の編成・実施が可能になった。取組の状況について、確認・情報交換を行う場を設定する。

日本語能力測定方法 (DLA) についても、昨年度末に該当の学校に1セットずつ配布されたので、活用について情報交換を行う場を設定する。

4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応

獲得した知識の活用や新たな知識や技術を生み出す教育の推進に取り組む。

(1) 知識を体系化し活用する教育の推進

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|------------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 学校や社会で学んだことを、他の学習や生活に十分に活用している人の割合 | 59.2% （H22） | 59.7% | 64%以上 | B | |

H25年度の主要な取組

- (ア) 「静岡県授業づくり指針」の活用【再掲】 ⇒36頁
 <義務教育課・高校教育課・総合教育センター>
- (イ) 国際理解教育・外国語教育の充実【再掲】 ⇒37頁 <義務教育課・高校教育課>
- (ウ) 理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催【再掲】 ⇒38頁
 <義務教育課・総合教育センター>
- (エ) 中堅教員の資質向上のための研修等の実施【再掲】 ⇒15頁
 <義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター>
- (オ) 校内研修の充実に向けた支援【再掲】 ⇒16頁
 <教育政策課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・総合教育センター>
- (カ) 学びの「宝箱」の活用【再掲】 ⇒38頁 <社会教育課>

(2) 科学・技術の発展に対応した教育の推進

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|-------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「自然科学やものづくりに関心がある」と答える児童生徒の割合 | 小 77.6%（H22） | 79.7% | 81%以上 | B | |
| | 中 64.0%（H22） | 62.2% | 69%以上 | | |
| | 高 52.2%（H22） | 58.0% | 61%以上 | | |
| | 特 66.7%（H22） | 67.5% | 70%以上 | | |

H25年度の主要な取組

- (ア) オーバードクター等の活用 <高校教育課>
- 取組の内容** 生徒の「確かな学力」及び「健やかで、たくましい心身」を育成するとともに、教員の指導力の向上等を図るため、主に県内大学在籍又は県内出身のオーバードクター（博士号学位取得者）等を高校に配置します。
- 取組の評価** 平成25年度は、専門支援員を13人、非常勤専門支援員15人を配置した。支援員が専門的な知識を活かし、課題研究や部活動などで大いにその能力を発揮することにより、生徒の学習意欲や教員の指導力が向上した。アンケート調査では、本

事業が学校及び支援員にとって 100%が有益であったという肯定的な回答を得ている。

今後の取組 平成 26 年度は、専門支援員のみ 12 人を配置することにより、課題研究や部活動の分野における学習活動の一層の活性化を図る。また、近隣校の要請に応じて専門支援員を派遣することにより、事業の一層の活性化を図っていく。

(イ) ニュートン・プロジェクトの拡充

<高校教育課>

取組の内容 国際的に活躍できる科学技術者や研究者を育成するため、高校生が大学の研究室で本格的な研究を体験するニュートン・チャレンジ、先端科学施設を見学し、若手研究者との交流等を行うニュートン・キャンプ、伊豆地域の地質地形のフィールドワークの実施や地震先端研究施設の訪問等を行うニュートン・アース、理数科を設置している高等学校が行う小・中学生向け科学教室等を実施します。

取組の評価 平成 25 年度においては、8月4～5日にニュートン・キャンプを実施し61人が参加した。ニュートン・チャレンジは8月中の4日間で実施し69人が参加した。ニュートン・アースは8月7、9日に実施し延べ85人が参加した。科学教室は年間22回実施し、約1,000人の小・中学生が参加した。ニュートン・チャレンジの参加者の82%が理数系大学に進学したり、科学教室に参加した小・中学生の本事業に対する評価（5段階）が平均4.7となるなど、参加者に魅力あるプログラムを提供するとともに、意欲を高める効果が確認できた。

今後の取組 平成 25 年で終了したニュートン・プロジェクトの成果を踏まえ、平成 26 年度は、高い資質を持つ生徒を発掘して、その意欲と能力をさらに高めることを目的として、国際科学オリンピックへの挑戦を支援するオリンピックチャレンジ、大学における4日間の研究体験を行うチャレンジラボ、富士山及び伊豆半島ジオパークのフィールドワーク等によって静岡県魅力を再確認する「地域学」推進事業、理数科設置校における理数教育推進を支援するサイエンススクールを実施していく。

(ウ) 理科専科教員の配置等

<義務教育課>

取組の内容 理科教育の充実を図るため、小学校4年生以上の理科授業において専科体制をとる理科専科教員体制実施校50校を指定し、実施校に対して週18時間勤務の非常勤講師を配置します。

また、平成 22 年度以降実施している理科専科教員の特別採用枠の設定を継続します。

取組の評価 理科専科教員による的確な指導によって、実験・観察において子どもたちの疑問に対して幅広く応えることができた。また、例えば「専科教員が学年スペースに設置したメダカ観察コーナーは、クラスを越えて子どもたちの好奇心を喚起した」などの成果が報告された。

今後の取組 理科専科体制実施校50校の指定及び該当校への非常勤講師配置については、今後も継続し、さらなる理科教育の充実を目指していく。なお、平成 22 年度以降実施してきた理科専科教員の特別採用枠については25年度で終了し、今後は、中学校理科教員を小学校へ積極的に配置する等、現職教員及び退職教員の理科の指導に

優れた者を理科専科教員として配置する。

(エ) 理科の観察・実験指導等に関する研究協議会の開催【再掲】 ⇒38頁

＜義務教育課・総合教育センター＞

(オ) 小学校理科専科教員に向けた研修の実施

＜義務教育課・総合教育センター＞

取組の内容 理科の指導に関する理解を深め、専門的・実践的な指導力の向上を図るため、平成22、23年度に本県で採用された理科専科教員に対し、理科教育の在り方、授業づくり、教材研究等に関する研修を実施します。

取組の評価 平成22、23年度に本県で採用された理科専科教員に対して実施された研修であり、平成25年度の研修評価は、以下の通りである。

- 平均目標達成度は、A「できた」87.5%、B「どちらかといえばできた」8.3%と、極めて高い。
- 内容満足度は、A「満足できた」87.5%、B「どちらかといえば満足できた」12.5%と、極めて高い。
- 主な感想では、
 - ・ 理科の学習についての基本やポイントを改めて理解、把握する機会となった。
 - ・ タブレット端末の活用法など、役立つ情報を聞くことができた。
 - ・ メダカの飼育、観察のコツなど、すぐに実践できる内容が多く勉強になった。
 - ・ 2回の研修によって授業力の向上につながった、また開講してほしい。

以上の研修評価より、研修の目標達成度は極めて高いと判断できる。平成25年度の研修員の評価は、研修の質が高く、よい研修が行われたため、参加者全員の85%以上が肯定的評価をしている。

今後の取組 平成26年度は、平成24、25年度に採用された理科教員に対して実施する。平成25年度の評価が極めて高いため、昨年度と同様の内容で実施する計画である。

第1回は、講義「学習指導要領の趣旨を生かした理科の授業づくり」、演習「理科における情報機器の活用」(JST 理科学習支援センターへ講師を依頼)観察・実験実習(生物、化学領域)を実施する。

第2回では、講演「小学校理科の特色と、それを生かした理科の授業づくり」(講師、静岡大学 教授 丹沢哲郎 氏)、観察・実験実習(物理、地学領域)を実施する予定である。

これからも、内容・方法ともに充実した研修になるよう、質を高めていく。また、児童の理科学力の定着が図られるための授業づくり・教材研究等を継続する。

(カ) 県立高等学校への産業教育設備の整備

＜高校教育課＞

取組の内容 専門学科等における職業教育の充実を図り、地域産業の担い手となる将来のスペシャリストを育成するため、老朽化した設備の更新や先端技術を学ぶための設備等の整備の推進に努めます。

取組の評価 専門高校等を主として、老朽化した設備の更新や先端技術を学ぶための設備等の整備を計画的に実施した。

今後の取組 老朽化した設備の更新や先端技術を学ぶための設備等の整備の推進に計画的に取り組み、専門学科等における職業教育の充実を図っていく。

5 安全・安心な教育環境の整備

幼児児童生徒が安心して学ぶことができる安全な就学環境を整備するとともに、地域・行政・警察の協働による防犯まちづくりの推進や、事件・事故・災害等発生時の対応能力の向上を図る。

(1) 安全管理体制と安全教育の充実

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|--|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合 | 64.7% （H22） | 75.0% | 69%以上 | A | |

| （参考）進行管理指標 | 現状値（H21） | H24 | H25 | 目標値（H24） | 推移 | |
|------------|-----------|-------|-------|----------|----|---|
| 学校施設の耐震化率 | 市町立 94.2% | 99.2% | 99.5% | 100% | ↗ | 総 |
| | 県立高 94.2% | 100% | 100% | 100% | | |

H25年度の主要な取組

(ア) **県立学校における教育環境の整備【再掲】** ⇒13頁

<財務課・高校教育課・特別支援教育課>

(イ) **緊急地震速報受信システムのモデル的整備**

<教育総務課>

取組の内容 大規模地震に伴う、津波や建物倒壊等の災害から児童生徒の安全を確保するため、地震の強い揺れが来る前に、情報を知らせる緊急地震速報受信システムを市町立学校及び県立学校へモデル的に整備します。

取組の評価 県立学校3校、市町立学校園5校に緊急地震速報受信システムを設置し、避難訓練を実施した。この訓練内容を検証し、緊急地震速報を活用した訓練モデルを作成した。

今後の取組 今後、第4次地震被害想定において浸水域に立地する学校を中心に整備を進めていく。

(ウ) **県立学校の外壁等落下防止**

<財務課>

取組の内容 県立学校における安全・安心な教育環境の充実を図るため、建築基準法第12条に基づく外壁全面打診検査の結果により、対応が必要と判断された建築物について、外壁等の改修を行います。

取組の評価 建築基準法第12条に基づく定期点検外壁全面打診調査の結果、「要是正」と判定された建築物（54棟）について、平成26年度の修繕工事に向けた設計業務を行い、計画どおり着実に進めることができた。

今後の取組 生徒等の安全を確保するため、年次計画に基づく外壁落下防止対策を着実に進め

る。また、特定天井を有する建物の吊り天井等の非構造部材の落下防止対策についても実施する。

(エ) 防災教育の推進

<教育総務課>

取組の内容 平成25年2月に改訂した「静岡県防災教育基本方針」を基に、登下校時や自宅、外出先等、いつ、どこで、想定を超えた規模の自然災害に遭っても、児童生徒が命を守り抜くため「主体性を持って行動する態度」を身に付けることのできる防災教育を推進します。

取組の評価 学校防災推進協力校の実践などを教職員研修や「実践的防災リーダー育成研修会」に活用し、主体性を持って行動できるよう教職員や生徒の防災意識を高めるとともに、知識・技能を習得することができた。また、毎年行っている公立高等学校及び県立特別支援学校の防災担当者研修会を「ふじのくに防災マイスター」の知事認証研修とし、研修内容に静岡県第4次地震被害想定に関する知識や学校防災を推進するための手法等を身に付けさせたことから、全ての学校は防災教育年間指導計画を作成し、自校の防災教育を体系的に見直すことができた。

今後の取組 引き続き、学校防災推進協力校の実践を進めるとともに、研究成果（カリキュラムや防災教材の開発等）を各学校に普及させ、各学校の実態に応じた防災教育を進めていく。

(オ) 防災キャンプの推進

<社会教育課>

取組の内容 青少年の防災教育と地域の絆づくりを推進するため、学校等を避難所とした生活体験等の防災教育プログラムを実践する防災キャンプを実施するとともに、その成果の普及に努めます。

取組の評価 県内4箇所（下田、三島、焼津、湖西）で防災キャンプを実施した。児童生徒、地域住民、行政職員等約900人が参加し、避難所運営の流れを体験したり、防災に関する学習に取り組んだりして、防災意識の向上につながった。

今後の取組 県内4箇所（富士宮、富士、袋井、森）の学校・地域・行政等が連携、協力して防災キャンプを推進する。新たな視点として、少子高齢化が進む中、次世代の地域防災の担い手の育成として中・高校生を中心とした取組を進めたり、公民館を拠点として社会教育団体と地域が連携した取組を進めたりしていく。さらに、リーフレット等で実施内容や防災キャンプの趣旨を広報し県内各地に広める取組を行う。

(カ) 防犯教育の推進

<教育総務課>

取組の内容 学校管理下における事件・事故が問題となっている近年の状況を踏まえ、安全で安心できる学校体制の確立を目指すため、学校安全教育担当者を対象とした、防犯教室研修会を実施し、教職員及び児童生徒の危険予測・回避能力を高めるなど、安全対策の推進を図ります。


取組の評価 中学校教員に対して防犯教室研修会を実施し、学校安全体制の充実や指導者の危機管理意識の向上を図った。

今後の取組 新たに体験型の防犯講座を実施するなど、引き続き教職員の資質向上を図り、児

児童生徒が自分の命は自分で守る安全教育の推進に取り組む。

(2) 健全な生活を営むことができる知識の習得

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|---|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 事故や事件等のトラブルに遭わな いよう、日頃から必要な知識の習 得に努めながら生活している人の 割合 | 79.2% (H22) | 71.6% | 82%以上 | C | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|---------------|----------|-------|------|----------|---|--|
| 薬学講座の実施学校数の割合 | 98.0% | 99.3% | 100% | 100% |  | |

H25年度の主要な取組

(ア) 交通安全・健康教育の推進

＜教育総務課＞

取組の内容 児童生徒が、交通事故の当事者にならないようにするため、警察署等関係機関と連携した交通安全教室や各学校の交通安全教育担当者に対する研修会、二輪車通学許可生徒に対する講習会等を開催します。また、児童生徒の健康を守るため、養護教諭を対象とした研修会を開催するとともに、地域の医療機関や保健所等との連携により、児童生徒の健康課題の解決に向けた地域レベルの組織体制を整備します。

取組の評価 高校教員を対象に交通安全教育指導者研修会を実施するとともに、二輪車通学許可生徒のいる高校には二輪車グッドマナー講習会を実施し、交通事故防止対策や乗車マナーの向上など安全教育の充実を図った。


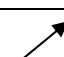
また、養護教諭を対象に研修会を実施するとともに、組織体制整備へ向け関係団体等へ働き掛けを行った。

今後の取組 引き続き、特に重大事故につながる、自転車や二輪車による事故防止対策や乗車マナーの向上を重点として講習会を実施する。

また、資質向上を図るため養護教諭に対し研修会を行うとともに、地域レベルの組織体制については不十分であるため、関係機関等と情報交換を行っていく。

(3) 地域と連携した防災教育の推進

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|-------------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 地域と連携した防災活動を実施し た幼稚園・学校の割合 | 97.0% | 99.0% | 100% | B | |

| (参考) 進行管理指標 | 現状値(H21) | H24 | H25 | 目標値(H25) | 推移 | |
|------------------------|----------|-------|-------|----------|---|--|
| 地域防災訓練への幼児児童生 徒の参加率 | 32.0% | 41.0% | 41.0% | 50%以上 |  | |
| 防災教育推進のための連絡会 議の開催率 | 96.0% | 99.0% | 99.0% | 100% |  | |

H25年度の主要な取組

(ア) 防災教育の推進【再掲】 ⇒73頁

<教育総務課>

(イ) 学校の防災計画書の充実

<教育総務課>

取組の内容 各学校が作成する防災計画書を実効性のある内容に改訂するため、津波防災等に専門的な知見を有する有識者を学校に招聘するなどして、児童生徒の安全な避難行動について検証及び評価を実施します。

取組の評価 南海トラフ巨大地震の被害想定を受けて津波の危険がある県立学校（12校）に専門家を派遣し、避難訓練を含めた防災計画の見直しを行った。また、沿岸部の7会場において市町立学校園の管理職に対して指導助言し、実効性のある防災計画への改訂ができた。

今後の取組 第4次地震被害想定結果に基づき、児童生徒の通学区域や活動範囲を踏まえ、津波被害、建物被害、液状化被害、山崖崩れ被害、火災被害など多様な地震被害を想定した対策を取るよう指導していく。

(ウ) 防災キャンプの推進【再掲】 ⇒73頁


<社会教育課>

(エ) 防犯教育の推進【再掲】 ⇒73頁

<教育総務課>

(4) 交通安全意識の向上

| 成果指標 | 現状値（基準値） （H21） | H25 | 目標値（H25） | 達成 状況 | |
|-----------------------------|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めている人の割合 | 95.5% （H22） | 96.4% | 100% | B | |

| （参考）進行管理指標 | 現状値（H21） | H24 | H25 | 目標値（H25） | 推移 | |
|-----------------|----------|--------|--------|----------|---|---|
| 児童生徒の年間交通事故死傷者数 | 3,803人 | 3,966人 | 3,534人 | 3,400人以下 |  | 総 |

H25年度の主要な取組

(ア) 交通安全・健康教育の推進【再掲】 ⇒74頁

<教育総務課>

6 人と人をつなぐ新たなコミュニティの創造

趣味の活動をしたり、悩みを話し合ったりするなど、同じ目的を共有する新たなコミュニティ活動やそのための支援体制の整備に取り組む。

(1) 様々な活動を通じた新たなコミュニティづくりの推進

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|--|-------------------|-------|----------|----------|--|
| コミュニティやサークル等、仲間と同じ目的を持って活動できる場所がある人の割合 | 58.0% (H22) | 55.5% | 66%以上 | C | |

H25年度の主要な取組

(ア) 地域における通学合宿の推進【再掲】 ⇒49頁

<社会教育課>

(2) 市町の合併の進展などに対応した支援体制の整備

| 成果指標 | 現状値(基準値) (H21) | H25 | 目標値(H25) | 達成 状況 | |
|---|-------------------|-------|----------|----------|--|
| 「それぞれの地域の特色を生かした教育行政が進められている」と感じている人の割合 | 43.7% (H22) | 40.3% | 49%以上 | C | |

※「平成25年度教育行政の基本方針と教育予算」に主要な取組の記載はありませんでした。

平成26年度は、「市町教育委員会との連携強化」や「教育事務所地域支援課による市町の学校支援」や「県費負担指導主事の小規模自治体への時限配置」を推進しています。

VIII 各章における学識経験者からの御意見

第1章 生涯学習社会の形成

1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備

武井委員： 教育委員会の事業ではあるが、生涯学習については教育委員会だけではどうにもならないところがある。教育委員会業務の観点で言うと、生涯学習については、条件の整備が役割となる。数値化していくことの難しさがあるのではないか。

あくまでもサポートという形が必要。市民レベルの活性化の後押し。責任の所在を明確にした上で、ネットワークをどう構築していくかが大事である。

松永委員： 「C」という評価は厳しく受け止めなければならない。学習観や教育観が逆戻りしていて、学校教育中心にシフトしている。「地域にある学校を身近に感じている人の割合」が落ちている。地域での子どもたちへの学習支援のためには地域の方々の意識を高める必要があるが、それが、学校は学校、我々の生活は生活というように、学校と家庭との役割が乖離しているのではないか。そのような意識レベルだと生涯学習社会の形成はできない。啓発の方向性を見直すことが重要ではないかと考える。

2 生涯学習社会を支える指導者の養成

武井委員： 「学びを豊かにする優れた指導者の育成」の中で核となる校長などの管理職や教育行政職をどう育てていくかについての記載がない。

そうであれば管理職や教育行政職の研修も体系的に位置付けることが必要。「信頼できる先生」の数値は概ね良好であると考えてよいと思う。目標値90%は非現実的である。教職員人事評価制度については、94%が学校組織の活性化に効果があった回答しているが、実際に教職員人事評価制度が機能しているかどうかは別の見方をする必要がある。実際に教職員が成長していくこととはどういうことなのかを人事評価のアンケートとは別の形で実施していく必要がある。学び続ける教員像という新しい概念が出てきている。人事評価は単年度の評価だが、5年、10年のスパンで教職員がどう成長していくのかを考えていく必要がある。そのような見取り図を描いて成長を図る必要があると思うが、教育委員会としてそのあたりをどう考えているのか。

自己目標シートは教員個人の成長ビジョンを基本としているのでその改善を図り、目標を長期的に立てていくことは可能ではないか。

教職員の多忙化解消問題は、仕事の総量と教員の絶対数の関係である。したがって、メンタルヘルス対策などの内部努力だけでどれだけできるのかは、冷静に見る必要がある。構造的に見る視点が必要なのではないか。

松永委員： 臨時採用講師のフィルターはそれほど高くない。講師の質を上げるか、採用数を増やしていかなければならない。教員採用試験のやり方を変え

ただけでは質の向上は図れない。ところで、現在、県内で社会教育主事の発令を受けて仕事をされている方の人数はどのくらいなのか。

研修によって、既に社会教育主事になっている人の質を上げていくことも大切だが、社会教育行政は人数自体が足りないという切実な状況を市町は抱えている。もう少し工夫をしてほしい。最近では社会教育主事の研修などを受けている教職員が少ない。社会教育の知識がある管理職は、教育委員会が地域の力を借りてくださいとか、コミュニティ・スクールを進めてくださいとかお願いすれば感覚的にわかると思う。現在の教員研修では社会教育のことを専門的に教える訳ではない。先生方は外の手を借りず、自分たちだけで何とかしようとする意識が見受けられる。そのような状況では、学校支援とか学校と地域の連携とか言っても本当にできるのか不安がある。そのような意味では生涯学習を支える指導者の育成なので、教育職は教員免許状しか国家資格がなくて、学校の先生は教育の専門家でもある訳だから、その教員が生涯学習社会を形成していくのであるならば、もう少し広い見識をもてる人材を育ててもらいたい。その時にお手伝いをする社会教育の専門家がいれようまくいくと思う。もう少し、社会教育に対する理解を深められるような研修をお願いしたい。

3 共生社会を支える人権文化の推進

武井委員： 「男女が平等である」の設問の意味が規範なのか、実態なのか、わからない。回答に男女差はあるか。

この部分の施策については、それなりに良くやっているのではないかなと思う。

松永委員： 人権教育は、もともとは同和教育からきているものなのか。

ぜひ、そちらへのシフトを積極的に図っていただいて、いじめとか暴力とか、デートDVとか、人権意識が軽薄な故に起こっている部分があると思うので、そういう意味での施策の組み立てを検討していただきたい。

4 新しい時代を展望した教育行政の推進

武井委員： これについては、本来であれば事務局に対して質問することではなく、合議制の教育委員会に対して質問すべき事柄ですので、事務局にできることは自ら限られていると思う。したがって、特になし。

松永委員： 教育委員会の取組に関心がある人の割合が低下していることに驚いた。色々な意味でニュースになっていることも多いので、関心は高まっているように感じるのだが、調査時期によるものなのか。

第1章の総括評価について

武井委員： 成果指標を見ると「C」は多いが、これは生涯学習社会の形成という課題の大きさと教育委員会事務局に与えられた予算や人の割合から考え

れば当初から難しいと思っていたので、それをもって教育委員会の仕事がきちんとできていないということではないと思っている。その点は、問題は大きくない。むしろ、具体的に今後どのような施策を打つか、まさに、学校教育から生涯学習へと施策が拡大・浸透していくところを全体としてどのように体系づけていくかということ。個別の事業がどう動いていくかということの一方で、全体を俯瞰した時にどんな風に施策全体が動いていくかという視点をもう少しわかりやすく発信できるとよい。フェイスブックは面白い。このような努力は良い。

松永委員： 限られた予算と人の中では、生涯学習社会を形成していく時には、民間の力というか、協働とか住民の方々の自発的な活動をどう吸い上げていくかということが大切になってくる。それについての施策を具体的に打ち出すことが大切だと思う。よく人材登録を行うが、人材登録までは済んでいるが、そこからその人たちの特技をどのように活用していくのかということところがいつも滞ってしまって、結局宝の持ち腐れになってしまふ。ああいうところをもっとうまく活用できれば、教員だけではできない連携が活性化できたり、社会教育の担当者だけでは手が足りないところが補えたりする。それが、市民がきちんと行政に関わって活動できていくという良い形にもなっていく。そういうきっかけを作ってくれるようなことも考えていただきたい。

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

1 幼児期の教育の充実

松永委員： 幼児教育の充実には、家庭教育支援を考慮に入れていくことが重要である。幼児期の子どもの教育をどこで責任を持つのか、グレーな部分がある。「これは親が」という部分を県民に知らせ、その上に幼児教育があるということを十分に知らせていくということが重要である。それは教育委員会ではないのかもしれない。

武井委員： 目標値について上方修正はあっても下方修正はないのか。事実上は無理だという場合もでてくる。それをきちんと記した上で下方修正することはおかしいことではない。逆にそうしないと、どうせ無理だからいいやということになってしまわないか。

2 青少年期の教育の充実

松永委員： 道徳教育の推進についてだが、道徳は授業でやったところで身に付くものではない。道徳は活用が大事であるが、学校内で友達とできていればそれで良いというものでもない。それを実践する場は地域。その中で感覚的にわかって行動にでることが大事。そのための方法を作り出してほしい。次に37頁にある特別支援教育についてだが、親御さんの理解や周りの方の理解が必要。最終的に同じ社会で暮らしていくための関係の持ち方を学ぶ場作りの提供が重要。青少年期の教育は学校教育の見えるカリキュラム以外で作られていく部分がある。それをわかって学校教育

を行っていかないとそれで大丈夫という子どもばかりになってしまう。幅広く見ていけるようなことを考えてほしい。

武井委員： 青少年期の教育、特に学校教育については、県教育委員会単独で何かをなすというよりは、各市町教育委員会との連携のなかでトータルとして機能を発揮することが大事なこと。その観点から言うと、各市町とどのようなやり取りがなされているのか、また、全体として保護者から見れば県がやっているか、市町がやっているかは重要ではなくて、最終的に受ける教育サービスが充実したものになっているかどうか重要なことである。その意味では、市町教委と連携の下にどのような全体としての体系が作られていて、それがどの程度成果を挙げているのかを検討することが重要である。それについてきちんとしたビジョンを持っているべきだと思うがどうか。

3 成年期以降の教育の充実

松永委員： この部分の教育委員会の施策は多くなくてもいいのかなと思う。他部局での取組を教育委員会がきちんと把握していることが大切。学習者からみれば、どこがやっているかということよりも、何をやっているかが重要。メニューがきちんと提供される環境づくりが重要である。広く満遍なく行うことが大切。

第2章の総括評価について

松永委員： 市立小中と県立高との連携が重要。市町の施策と県の施策の関わり方が大切である。その敷居が高い場合もあるので、特色ある環境づくりには柔軟な対応をお願いしたい。市町レベルでは、特別支援を要するお子さんを持つ親御さんが支援を受けるために遠くまで出向かなければならず苦労しているという話を聞いたことがあるので、県との連携が必要だと感じる。

武井委員： 接続をイメージする施策があまり強くない。ライフステージごとに課題があるので円滑にいかなくても仕方がないと思うが、相互の乗り入れを進めていく必要がある。接続をイメージするものは、学校間連携だが、成人期になっても学び直しができるような体系づくりが必要。これが本来のライフステージの接続となる。

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

1 連携・協働による学校教育の充実

武井委員： 学校運営協議会と学校支援地域本部は、担当課は違うが、実際には密接な関連がある。この2つの事業について連携が取れているのか。今後、どのようにもっていこうとしているのか。

コミュニティ・スクールについては、一方では、学校長のリーダーシップが発揮しにくいという要因がある。学校運営協議会を円滑な軌道に乗せるまでには数年間スパンの時間がかかる。学校の校長の任期は3年

を切っている実態があり、自分で円滑な軌道に乗せられないと思う校長が多いだろう。そのため、校長としては躊躇するのではないか。これについては、ある程度は市町の教育委員会がリーダーシップをとりながら、人事と絡めていく推進していく必要がある。そのような議論は検討会ではなされているのか。

松永委員： 学校運営協議会制度と学校支援地域本部については、文科省においても別の部局が所管している。権限は違うかもしれないが、地域住民が学校に関わるという基本的なところは同じ。縦割りではなく、一緒になってやれるようにしたい。本県のオリジナルな発想でできないか。放課後子ども教室と放課後児童クラブの場合も同じである。国では別の省庁から下りてくるが、県では連携して良い環境づくりが図れるようにしたい。通学合宿は非常に良い。これからも続けてほしい。

2 連携・協働による家庭教育の充実

3 連携・協働による社会教育の充実

武井委員： 「地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合」の数値が低いのはなぜか。

私の実感からしても下がるというのはリアリティとしてない。

松永委員： 社会教育委員会でも「地域で子どもを育む～」の数値が低いことについては、協議してきた。子どもとは縁が無い一人世帯が増えている。保育所を建てるとなると子どもの声が騒音になるから建てないでくれという住民の方もいる。子どもが遊ぶ声を嫌がるマンションの住人もいる。子どもはどこに行ったよいかというのは深刻な問題になっている。そのようなことが調査をする際に影響しているかもしれない。子どもがいる家庭を支援するとか、子どもがいる家庭は支援されるという観点ではなくて、そこにいる子どもはこれから地域を支えてくれる人だという観点が重要。そのうちの子どもであって、そのうちの子どもではない、社会の子どもという理解をしてもらうことが大切である。「支え合う」という方向にもっていこうと社会教育委員会でも考えている。

第3章の総括評価について

武井委員： 「社会総がかり」とは、裏を返せばこれまで学校が中心となっていた教育の仕事を少しずつ地域の方に分担していこう、つまり、学校が多忙化で首が回らなくなってきたので、肩の荷を少しでも下ろして地域で分担して肩代わりしていこうという大きな流れの中にある施策だと考える必要がある。そのような視点からいうと、長期的に見て、学校の負担を軽減するような方向につながっているかどうかを見ることが大事である。これが本来評価される一番重要なことだと思う。

松永委員： 個別の事業ではなく、全体としての見通しをもつことが大事かと思う。あまり、行政との連携が出てこない。学校のことにはせよ、家庭のことにはせよ、行政間の連携があって住民に分かりやすい教育行政になってくる。

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承

松永委員： 現在は富士山関係の施策を多く進めているのか。

県で博物館を新設するような話があったようだが、どうか。

武井委員： 首長グループも大きく関わってくるところだと思うが、例えば世界遺産登録された時に事業に対して人的支援などはあるのか。

2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

松永委員： ライフステージに応じたスポーツの振興と競技力の向上はどちらの方がウエイトに重きを置いているか。

東京オリンピックに向けての具体的な目標はあるのか。

予算措置も取っているのか。

武井委員： 本県はスポーツが盛んである。中学校の部活動を総合型の地域スポーツに委ねるといった考えはないのか。

第4章の総括評価について

松永委員： 大人向けの章のような印象。文化やスポーツの振興は子どもにとっても重要。少子化が進んでおり、部活動のように学校単位で行うという考え方からスポーツクラブ単位で行う発想への転換も必要。また、文化に関しては、子どもたちが直接学芸員から話を聞く機会がほしい。文化財保護も大事だが、学校と連携して文化財の活用をしたい。

武井委員： 特になし。

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

1 地球時代における持続可能な社会の形成

2 高度情報社会への対応

武井委員： 1も2も社会の急激な変化にどう対応するかが問題となる。実際の施策よりももう少し広範なものが求められる。今回の評価対象は平成25年度の施策だが、その間にフェイスブックやラインなどが急速に広まってきた。この章に関しては、教育振興基本計画の施策を着実に実行するという側面と新しい社会の動きにどれだけ機敏に対応していくかの両面が問われている。つまり、コンテンツだけでなく、振興基本計画の形成についても議論すべきであると思うが、点検評価のスピードと社会変化のスピードをどのように埋めるか、議論されているのか。

他の自治体の点検評価は5年スパンで行っている。5年経つと流行の部分はトレンドが変わる。県教育振興基本計画の中にも変化のスピードに対応する手立てを盛り込む必要がある。

松永委員： 県教育振興基本計画第2期計画を策定する際の生涯学習審議会でも現代の重要課題を挙げるかどうかが議論になった。挙げても今は問題でも数年後には問題では無くなってしまわないかと議論になった。どういうことが問題かも意識して見つけてきて、それにどう向き合うか議

論することも大事なこと。この章全体にいえることだが、学校教育というよりは大人の課題でもある。例えば環境問題なども意識を変えなければならぬのは大人である。スマホなどについても大人の方がわかっていない。また、科学的な知見も大人のほうが知らないことが多い。高校の授業も特に情報など大人に開放して勉強してもらいたい。重要課題に対応した教育も成人向けの学習企画の提供なども配慮していただければありがたい。

3 多文化共生社会への対応

武井委員： 課題の大きさから言えば、「外国人や外国の文化に積極的に接している人の割合」の目標値が27%というのは地味な気がする。国際理解教育とか、外国人児童生徒のサポートとか、他県でもやっているようなことを本県でもやっていますという程度で特色も感じられない。富士山の世界遺産登録などもあり、世界中から観光客が増えている実態もあるので、もう少し積極的な施策が打てないのかと感ずる。

本来的にいうと現状があって施策が位置付くのであって、現状値を把握した上で、より良い施策を位置付けるようにした方がよい。

松永委員： 外国人児童生徒の対応は特に西部地区で苦勞が多いと聞いている。支援員は立場的には非常勤か。

市町によっては苦勞しているところがあるようだ。

4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応

武井委員： 受けるイメージは理系の教育の充実だが、知識基盤社会は社会全体の構造が変わっていく中で新しい教育の形をどうするかという話なので、理系教育の充実だけではない。そのあたりをどう考えているか。

松永委員： 大学生にも社会科学系の話はなかなか理解してもらえない。概念と概念を結んで理論を作っていくトレーニングをあまり中高で行っていないのか。それこそが知識基盤社会において重要なことだと思う。この部分も子どもはこの施策で良いが、大人は格差がすごい。それを埋めていかないと色々ところで歪が出てくる。大人の学習機会を考えてほしい。世代によって知らないことがあるので、共通認識ができるレベルを提供してほしい。

5 安全・安心な教育環境の整備

武井委員： 地域の高齢化が進んで、地域の防災体制に問題が生じている。防災は学校教育の話だけではない。子どもにしっかり教えていくことは重要だが、もう一方では、社会全体で被害を最小限に抑える体制をどう作っていくかが大切である。まさにこの防災の話とコミュニティ・スクールや特別支援の話などは、密接に関連している。今後に向けてどう考えているのか。

静岡大学でも防災マイスターを導入している。それぞれの機関等で

色々な取組があると思うが、それをトータルで考えていくのは行政の仕事である。

松永委員： 防犯教育は警察と連携を取っているか。

子どもたちは学校で色々と習ってきている。それでも、安全ではない社会になってきているので、教育委員会の仕事ではないのかもしれないが、もう少し、大人が学び直さないといけない。また、結果的に守りきれなかった子どももいると思うので、スクールカウンセラーなどを活用して、事後のフォローの体制づくりを考えてほしい。

6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造

武井委員： コミュニティの創造を行政でやらなければならないのは本末転倒。ただし、現実としてそのようにしないとコミュニティが失われている地域もある。したがって、ゴールはコミュニティを作ることよりも刺激を与えて、各地域でコミュニティを作り上げていく支援をすることが大切ではないか。

松永委員： バーチャルなコミュニティが増えている。生活圏の中のコミュニティを見直そうという話だと思うので、その大切さを訴えていくことが大事。行政はそのための仕掛け作りをしていけばよい。

第5章の総括評価について

武井委員： 人と人のコーディネーターの養成が急務である記載されているが、コーディネーターに何をしてもらうことを目的としているのか。

ある一定の専門性をもって政策を推進する役割を果たしていくコーディネーターだと理解した。施策としては、そのような専門性を持ったコーディネーターをどう育てるかが重要になる。

松永委員： その時々課題に取り組む姿勢が問われる。その他ではないが、章としては余白的な部分があってもいい。

Ⅸ 平成25年度 教育委員 活動実績

4月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|-----------------------|
| 2 | 火 | 定例会 |
| 8 | 月 | 沼津特支愛鷹分校開校式（県立沼津城北高校） |
| 9 | 火 | 藤枝特支焼津分校開校式（県立焼津水産高校） |
| 9 | 火 | 市町教育委員長・教育長会 |
| 11 | 木 | 清水桜が丘高校開校式（マリナート） |
| 15 | 月 | 定例会 |
| 16 | 火 | 駿河総合高校開校式（グランシップ） |
| 16 | 火 | 市町教育委員長協議会 |
| 22 | 月 | SPAC 審査員 |
| 24 | 水 | 1都9県教育委員会全委員協議会 |
| 25 | 木 | 1都9県教育委員会全委員協議会 |

5月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|----------------------|
| 13 | 月 | 定例会 |
| 15 | 水 | 市町教委との意見交換（総合教育センター） |
| 22 | 水 | 移動教育委員会（農林大学校） |
| 30 | 木 | 定例会、浜松商業高校訪問 |

6月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|----------------|
| 6 | 木 | 保護司選定委員会 |
| 6 | 木 | 政令市との意見交換会 |
| 10 | 月 | 三ヶ日青年の家安全対策委員会 |
| 11 | 火 | 西野氏訪問 |
| 12 | 水 | 定例会 |
| 24 | 月 | 定例会 |
| 25 | 火 | 西野氏冊子寄贈式 |
| 27 | 木 | 文科省のフォーラム |
| 28 | 金 | 浅羽中学校での講話 |

7月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|------------------|
| 1 | 月 | 教育関係者懇談会（伊豆の国市） |
| 1 | 月 | 市町教育委員会との意見交換会 |
| 4 | 木 | 在り方に関する聴き取り |
| 10 | 水 | 定例会 |
| 12 | 金 | 池新田高校英語研究授業視察 |
| 17 | 水 | 浜松江之島高校・浜松工業高校訪問 |
| 18 | 木 | 連合会総会（名古屋市） |
| 19 | 金 | 連合会総会（名古屋市） |
| 22 | 月 | 臨時会 |
| 23 | 火 | 県議会答弁 |
| 24 | 水 | 沼津拘置所視察 |
| 25 | 木 | NIE 全国大会 |
| 31 | 水 | 定例会 |

8月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|-----------------|
| 6 | 火 | わたしの主張 2013（浜松） |
| 8 | 木 | 定例会 |
| 19 | 月 | 教員採用試験面接 |
| 20 | 火 | 教員採用試験面接 |
| 21 | 水 | 教員採用試験面接 |
| 29 | 木 | 定例会 |

9月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|-------------------------|
| 4 | 水 | 知事との意見交換会 |
| 5 | 木 | 委員長協議会（千葉） |
| 6 | 金 | 委員長協議会（千葉） |
| 13 | 金 | 定例会 |
| 15 | 日 | 高文祭発表会 |
| 17 | 火 | 移動教育委員会（県立藤枝特別支援学校焼津分校） |
| 20 | 金 | 知事協議 |
| 24 | 木 | 臨時会 |
| 26 | 木 | 定例会 |

10月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|----------------------|
| 4 | 金 | 県議会答弁 |
| 7 | 月 | 定例会 |
| 11 | 金 | 学力向上推進協議会 |
| 13 | 日 | 定時制通信制生活体験発表会 |
| 15 | 火 | 校長地区代表者会 |
| 16 | 水 | 教育関係者懇談会（藤枝市立西益津小学校） |
| 24 | 木 | 学力向上集会 |
| 28 | 月 | 定例会 |
| 31 | 木 | あすなろ夢講座 |

11月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|----------------------|
| 1 | 金 | 日中青年代表交流歓迎レセプション |
| 3 | 日 | 知事表彰式 |
| 6 | 水 | 市町教育委員会正副会長と県教育長との協議 |
| 11 | 月 | 定例会 |
| 13 | 水 | 池新田高校英語研究授業視察 |
| 18 | 月 | 移動教育委員会（袋井市立袋井北小学校） |
| 22 | 金 | 子ども若者育成支援強調月間静岡県大会 |
| 25 | 月 | 定例会 |
| 27 | 水 | 静岡刑務所視察 |

12月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|----------------|
| 4 | 水 | 定例会 |
| 10 | 火 | 県議会答弁 |
| 18 | 水 | 定例会 |
| 20 | 金 | 感謝状・辞令 |
| 21 | 土 | 人事案件 |
| 22 | 日 | 人事案件 |
| 24 | 火 | 市町教育委員会との意見交換会 |

1月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|------------------------|
| 10 | 金 | 定例会 |
| 13 | 月 | 人事案件 |
| 14 | 火 | 人事案件 |
| 15 | 水 | 人事案件 |
| 16 | 木 | 人事案件 |
| 17 | 金 | 移動教育委員会（富士宮市立富士宮第二中学校） |
| 20 | 月 | 全国都道府県教育委員会連合会 |
| 20 | 月 | 人事案件 |
| 21 | 火 | 人事案件 |
| 22 | 水 | 人事案件 |
| 23 | 木 | 定例会 |
| 30 | 木 | 静岡刑務所視察 |
| 31 | 金 | 移動教育委員会（県立駿河総合高校） |

2月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|-----------------------------|
| 3 | 月 | 協議 |
| 5 | 水 | 高校生ひらめき・つなげるプロジェクト 2013 表彰式 |
| 6 | 木 | 定例会 |
| 17 | 木 | 定例会 |
| 23 | 日 | ふじのくに芸術祭授賞式・開会式 |
| 27 | 木 | 知事協議 |

3月

| 日 | 曜日 | 行事等 |
|----|----|-------------------------|
| 5 | 水 | 定例会 |
| 13 | 木 | 協議 |
| 14 | 金 | 県教育振興基本計画策定プロジェクト推進本部会議 |
| 17 | 月 | 定例会 |
| 18 | 火 | 三ヶ日青年の家安全対策委員会 |
| 20 | 木 | 静岡刑務所視察 |
| 28 | 金 | 警察学校卒業式 |

X 平成25年度 教育委員定例会 議案&報告事項&協議会案件一覧

| 平成25年度 教育委員定例会 議案一覧 | | | |
|---------------------|-----|----|---|
| 議案番号 | 定例会 | 公開 | 議題 |
| 1 | 4① | | 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則の制定 |
| 2 | 4② | | 天竜高等学校分校の名称決定 |
| 3 | 4② | 非 | 静岡県就学指導委員会委員の委嘱及び任命 |
| 4 | 5① | 非 | 静岡県スポーツ推進審議会委員の委嘱 |
| 5 | 5① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 6 | 6① | 非 | 平成25年6月県議会定例会に提出する議案 |
| 7 | 6② | | 榛南地区特別支援学校(仮称)の敷地の選定 |
| 8 | 6② | 非 | 静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 |
| 9 | 6② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 10 | 7① | | 平成26年度静岡県立高等学校学科改善 |
| 11 | 7① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 12 | 7① | 非 | 静岡県立中央図書館協議会委員の任命 |
| 13 | 7臨 | 非 | 平成25年6月県議会定例会に提出する議案 |
| 14 | 8① | | 特別職の職員等の給与の特例に関する条例第4条第1項第1号の職の職制の段階を考慮して次号の規定を適用すべき職員として任命権者が別に定める職員等を定める規則の制定 |
| 15 | 8① | 非 | 教職員人事異動 |
| 16 | 8① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 17 | 8② | | 平成26年度使用教科用図書の採択 |
| 18 | 8② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 19 | 8② | 非 | 平成25年度条件附採用教職員の正式採用の決定 |
| 20 | 9① | | 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則 |
| 21 | 9① | 非 | 平成25年度条件附採用職員 of 正式採用の決定 |
| 22 | 9① | 非 | 平成25年9月県議会定例会に提出する議案 |
| 23 | 9② | | 「教育行政のあり方検討会『意見書』」具現化対応方針 |
| 24 | 9② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 25 | 10① | | 静岡-カンボジア協力隊派遣プロジェクト(JICAカンボジア派遣)の合意について |
| 26 | 10① | 非 | 平成25年度県議会決算特別委員会に提出する報告書 |
| 27 | 10② | 非 | 平成25年度末教職員人事異動方針 |
| 28 | 10② | 非 | 平成25年度静岡県教育委員会被表彰者の決定 |
| 29 | 11① | | 平成26年度静岡県立高等学校生徒募集計画 |
| 30 | 11① | | 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則 |
| 31 | 11① | | 静岡県指定文化財の指定 |
| 32 | 11① | | 静岡県指定文化財の指定解除 |
| 33 | 11① | 非 | 平成25年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰被表彰候補者の決定 |
| 34 | 11② | | 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 |
| 35 | 12② | 非 | 静岡県文化財保護審議会委員の任命 |
| 36 | 12② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 37 | 12② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 38 | 1② | 非 | 引佐地区新構想高等学校(仮称)の校名決定 |

平成25年度 教育委員定例会 議案一覧

| 議案番号 | 定例会 | 公開 | 議題 |
|------|-----|----|--|
| 39 | 1② | 非 | 平成27年度に開校する特別支援学校(榛南地区・掛川地区)の校名決定 |
| 40 | 1② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 41 | 1② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 42 | 1② | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 43 | 2① | | 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 |
| 44 | 2① | | 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定 |
| 45 | 2① | 非 | 平成26年2月県議会定例会に提出する議案 |
| 46 | 2② | | 静岡県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則 |
| 47 | 2② | | 静岡県教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則 |
| 48 | 2② | | 静岡県教育委員会事務決裁規程の一部改正 |
| 49 | 2② | | 静岡県教育委員会事務局処務規程の一部改正 |
| 50 | 2② | | 静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則 |
| 51 | 2② | | 平成26年度教育行政の基本方針の策定 |
| 52 | 3① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 53 | 3① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 54 | 3① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 55 | 3① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 56 | 3① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 57 | 3① | 非 | 教職員の懲戒処分 |
| 58 | 3① | 非 | 条件附採用教職員の正式採用の決定 |
| 59 | 3① | | 静岡県教育振興基本計画第2期計画(最終案)の承認 |
| 60 | 3① | | 静岡県立学校処務規程の一部改正 |
| 61 | 3① | | 第2期“ふじのくに”子ども・若者プラン(最終案)の承認 |
| 62 | 3① | | 「静岡県子ども読書活動推進計画－第二次中期計画－」の策定 |
| 63 | 3① | | 静岡県指定文化財の指定 |
| 64 | 3① | | 静岡県指定文化財の指定解除 |
| 65 | 3① | 非 | 平成25年度永年勤続者表彰被表彰者の決定 |
| 66 | 3① | 非 | 静岡県銃砲刀剣類登録審査委員の任命 |
| 67 | 3② | | 静岡県教育委員会文書管理規程の一部改正 |
| 68 | 3② | | 静岡県へき地手当支給規則の一部を改正する規則 |
| 69 | 3② | | 静岡県教育情報化推進基本計画(第2期計画)の策定 |
| 70 | 3② | | 静岡県就学指導委員会規則の一部を改正する規則 |
| 71 | 3② | 非 | 平成25年度末教職員人事異動 |
| 72 | 3② | 非 | 平成26年度新規採用教職員の決定 |
| 73 | 3② | 非 | 平成26年度再任用教職員の決定 |
| 74 | 3② | | 静岡県高等学校教育資金及び高等学校奨学金貸与規則の一部を改正する規則(案) |
| 75 | 3② | | 静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則の一部を改正する規則(案) |
| 76 | 3② | | 静岡県立学校管理規則の一部を改正する規則 |
| 77 | 3② | | 静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 |
| 78 | 3② | 非 | 平成26年度静岡県教科用図書選定審議会委員の任命 |

平成25年度 教育委員会定例会 報告事項一覧

| 番号 | 定例会 | 公開 | 案件 | 所管課 |
|----|-----|----|--|---------|
| 1 | 4① | 1 | 平成25年度教育委員会事務局所属長等 | 教育総務課 |
| 2 | 4① | 2 | 平成25年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要 | 高校教育室 |
| 3 | 4① | 3 | 監査結果に関する報告 | 教育総務課 |
| 4 | 4① | 4 | きまりを守る子ども育成協議会からの提言 | 学校教育課 |
| 5 | 4② | 1 | 人間関係づくりプログラム<高校生版> | 高校教育室 |
| 6 | 4② | 2 | 「静岡県文化財等救済支援員活動の手引き」の刊行 | 文化財保護課 |
| 7 | 5① | 1 | 「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理等 | 教育政策課 |
| 8 | 5① | 2 | 学校における人権教育の実施状況に関する平成24年度末調査の結果 | 教育政策課 |
| 9 | 5① | 3 | 学力向上プロジェクト事業 | 小中学校教育室 |
| 10 | 5① | 4 | 幼児期における家庭教育実態調査の結果 | 社会教育課 |
| 11 | 5① | 5 | 日中青年代表交流 | 社会教育課 |
| 12 | 5① | 6 | 非 体罰に係る実態把握の結果(静岡県) | 小中学校教育室 |
| 13 | 5② | 1 | 平成24年度 教職員の健康診断結果及び休職者等の状況 | 福利課 |
| 14 | 5② | 2 | 本県高等学校における発達障害等の生徒の支援 | 高校再編整備室 |
| 15 | 5② | 3 | 第27期 静岡県青少年問題協議会調査報告 | 社会教育課 |
| 16 | 5② | 4 | 被災地派遣埋蔵文化財専門職員等への文化庁長官感謝状贈呈 | 文化財保護課 |
| 17 | 5② | 5 | 非 平成24年度静岡県教職員人事評価の評価結果の概要 | 学校人事課 |
| 18 | 5② | 6 | 平成26年度教員採用選考試験志願状況 | 学校人事課 |
| 19 | 6① | 1 | 平成24年度教職員倫理110番等の通報状況 | 教育総務課 |
| 20 | 6① | 2 | 教育行政の点検及び評価 | 教育政策課 |
| 21 | 6① | 3 | 通学路の安全確保 | 学校教育課 |
| 22 | 6① | 4 | 観察・実験指導力向上事業 | 小中学校教育室 |
| 23 | 6① | 5 | 科学の甲子園ジュニア | 小中学校教育室 |
| 24 | 6① | 6 | 三ヶ日青年の家の指定管理者の公募 | 社会教育課 |
| 25 | 6① | 7 | 被災地派遣埋蔵文化財専門員の帰任報告 | 文化財保護課 |
| 26 | 6② | 1 | 危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況 | 教育総務課 |
| 27 | 6② | 2 | (仮称)第2期静岡県教育情報化推進基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 28 | 6② | 3 | 公務災害及び通勤災害 | 福利課 |
| 29 | 6② | 4 | 三ヶ日青年の家カッター転覆事故に係る御遺族作成冊子「学校が守るべきいのち」の寄贈 | 社会教育課 |
| 30 | 6② | 5 | 非 体罰実態把握(第2次報告)について | 学校人事課 |
| 31 | 7① | 1 | 教育委員会事務局の組織体制 対応方針 | 教育総務課 |
| 32 | 7② | 1 | 教職員コンプライアンス委員会の開催結果 | 教育総務課 |
| 33 | 7② | 2 | 監査に関する報告 | 教育総務課 |
| 34 | 7② | 3 | 「教育総合ネットワークシステムにおけるクラウドサービス利用のガイドライン」の策定 | 教育政策課 |
| 35 | 7② | 4 | 第8期静岡県生涯学習審議会答申 | 教育政策課 |
| 36 | 7② | 5 | 引佐地区新構想高校(仮称)の施設整備 | 財務課 |
| 37 | 7② | 6 | 平成26年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領 | 高校教育室 |
| 38 | 7② | 7 | 平成26年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領 | 高校教育室 |
| 39 | 7② | 8 | 危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況(追加調査) | 教育総務課 |
| 40 | 7② | 9 | 静岡県富士水泳場の屋内天井落下事故 | スポーツ振興課 |
| 41 | 8① | 1 | 平成25年度6月県議会定例会の答弁状況 | 教育総務課 |
| 42 | 8① | 2 | 静岡県教育情報化推進ワークショップの開催 | 教育政策課 |
| 43 | 8① | 3 | 静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行 | 教育政策課 |
| 44 | 8① | 4 | 養護教諭指導リーダー育成事業 | 学校教育課 |
| 45 | 8① | 5 | 平成26年度教員採用第1次選考試験の結果 | 学校人事課 |
| 46 | 8① | 6 | 三ヶ日青年の家の指定管理者候補者の選定 | 社会教育課 |
| 47 | 8① | 7 | 日中青年代表交流 | 社会教育課 |
| 48 | 8② | 1 | 「高校と大学の連携・接続のあり方検討会」中間取りまとめ | 高校再編整備室 |
| 49 | 8② | 2 | 一般図書調査研究報告書の配布 | 学校教育課 |
| 50 | 8② | 3 | 第27期 いじめ防止対策推進法 | 学校教育課 |
| 51 | 8② | 4 | 「わたしの主張2013」静岡県大会結果報告 | 社会教育課 |
| 52 | 8② | 5 | 静岡県社会体育施設指定管理者評価委員会による平成24年度業務の評価結果 | スポーツ振興課 |
| 53 | 8② | 6 | 平成25年度全国学力・学習状況調査結果 | 小中学校教育室 |
| 54 | 8② | 7 | 非 平成25年度9月補正予算部局調整案 | 財務課 |
| 55 | 8② | 8 | 非 再任用職員の身分取扱要綱の一部改正について | 学校人事課 |
| 56 | 9① | 1 | 「ふじのくに」土民協働事業レビューの実施状況 | 教育総務課 |
| 57 | 9① | 2 | 静岡県総合計画の総括評価と次期基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 58 | 9① | 3 | 「平成25年度全国学力・学習状況調査」結果への対応 | 小中学校教育室 |
| 59 | 9① | 4 | モンゴル国ドルノゴビ県への静岡県高校生交流団派遣 | 高校教育室 |
| 60 | 9① | 5 | 平成26年度開校の新構想高等学校の校章の決定 | 高校再編整備室 |

平成25年度 教育委員会定例会 報告事項一覧

| 番号 | 定例会 | 公開 | 案件 | 所管課 |
|-----|-----|----|---|---------|
| 61 | 9① | 6 | 引佐地区新構想高校(仮称)の校名選考 | 高校再編整備室 |
| 62 | 9① | 7 | 平成25年度全国高等学校総合体育大会結果・平成25年度全国中学校体育大会結果 | スポーツ振興課 |
| 63 | 9① | 8 | 「静岡県子ども読書活動推進計画ー第二次中期計画ー」原案 | 社会教育課 |
| 64 | 9臨 | 1 | 「平成25年度全国学力・学習状況調査」結果への対応 | 小中学校教育室 |
| 65 | 9臨 | 2 | 静岡県の学校教育費について | 財務課 |
| 66 | 9② | 1 | 静岡県教育情報化推進ワークショップの実施報告 | 教育政策課 |
| 67 | 9② | 2 | いじめ防止対策推進法への対応～いじめ防止対策基本方針の策定～ | 学校教育課 |
| 68 | 9② | 3 | 「防災の日」文化財等救済防災訓練の実施 | 文化財保護課 |
| 69 | 9② | 4 | 非 平成26年度静岡県公立学校教員選考試験結果 | 学校人事課 |
| 70 | 10① | 1 | 学力向上対策本部の設置 | 教育政策課 |
| 71 | 10① | 2 | 市町教育委員会事務局訪問中間報告 | 教育政策課 |
| 72 | 10① | 3 | 教育委員会定例会・臨時会非公開案件の会議録の公開化 | 教育総務課 |
| 73 | 10① | 4 | 監査結果に関する報告 | 教育総務課 |
| 74 | 10① | 5 | 公益信託の引き受けの許可 | 教育総務課 |
| 75 | 10① | 6 | 第27期 静岡県青少年問題協議会の意見具申の概要 | 社会教育課 |
| 76 | 10① | 7 | 文化財クローズアップ「伊豆のダ・ヴィンチ～江川太郎左衛門の理系力」 | 文化財保護課 |
| 77 | 10② | 1 | 第33期静岡県社会教育委員会中間報告 | 社会教育課 |
| 78 | 10② | 2 | 平成25年度9月県議会定例会の答弁状況 | 教育総務課 |
| 79 | 10② | 3 | 学校における情報化に関する調査の結果概要 | 教育政策課 |
| 80 | 10② | 4 | 静岡県教育委員会におけるフェイスブックページの試行結果について | 教育政策課 |
| 81 | 10② | 5 | 平成26年度静岡県一般会計当初予算編成方針 | 財務課 |
| 82 | 10② | 6 | 知事褒賞授与対象者の決定 | 高校教育室 |
| 83 | 10② | 7 | 学力向上に向けた取組 | 小中学校教育室 |
| 84 | 10② | 8 | 引佐地区新構想高等学校(仮称)の校名応募状況 | 高校再編整備室 |
| 85 | 10② | 9 | 平成25年度コミュニケーションスキル講座実施状況 | 高校再編整備室 |
| 86 | 10② | 10 | 掛川地区及び榛南地区特別支援学校(仮称)の校名募集 | 特別支援教育室 |
| 87 | 10② | 11 | 危険な業務に従事する職員に対する安全管理状況(追加調査2) | 教育総務課 |
| 88 | 10② | 12 | 第55回関東ブロック民俗芸能大会 | 文化財保護課 |
| 89 | 10② | 13 | 第68回国民体育大会本大会結果 | スポーツ振興課 |
| 90 | 10② | 14 | 非 平成26年度当初予算 総合計画の次期基本計画の重点施策に係る新規の取組 | 財務課 |
| 91 | 10② | 15 | 非 県立高等学校実習助手採用第1次選考試験の結果 | 学校人事課 |
| 92 | 10② | 16 | 非 静岡県教育職員特別免許状審議委員会の実施 | 学校人事課 |
| 93 | 11① | 1 | 「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理等 | 教育政策課 |
| 94 | 11① | 2 | 平成25年度決算特別委員会の審査概要 | 財務課 |
| 95 | 11① | 3 | 学力向上対策に関する取組等 | 小中学校教育室 |
| 96 | 11① | 4 | ランドデザインに関するアンケート結果等 | 小中学校教育室 |
| 97 | 11① | 5 | 平成26年度静岡県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科入学者選考の実施 | 特別支援教育室 |
| 98 | 11① | 6 | 三ヶ日青年の家の指定管理者の指定と引継ぎ | 社会教育課 |
| 99 | 11① | 7 | 「地域の青少年声掛け運動」声掛けアンバサダーの委嘱 | 社会教育課 |
| 100 | 11① | 8 | 非 平成26年度当初予算部局調整案提出予定主要事業 | 財務課 |
| 101 | 11① | 9 | 非 県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第1次選考試験の結果 | 学校人事課 |
| 102 | 11② | 1 | 静岡県教育委員会における今後の具体的取組 | 小中学校教育室 |
| 103 | 11② | 2 | 県立高等学校実習助手採用第2次選考試験の結果 | 学校人事課 |
| 104 | 11② | 3 | 日中青年代表交流(中国・県内)報告 | 社会教育課 |
| 105 | 11② | 4 | 非 平成26年度当初予算 部局調整案の概要 | 財務課 |
| 106 | 11② | 5 | 非 静岡県教育職員特別免許状審議委員会の結果 | 学校人事課 |
| 107 | 12① | 1 | 所管法人の新制度移行状況等 | 教育総務課 |
| 108 | 12① | 2 | 平成25年度全国学力・学習状況調査結果 保護者・教師用一体型リーフレットの配布 | 小中学校教育室 |
| 109 | 12① | 3 | 「静岡県のケータイ・スマホルール」配布 | 社会教育課 |
| 110 | 12① | 4 | 非 平成26年度再任用候補者選考の経過及び結果 | 学校人事課 |
| 111 | 12② | 1 | 県立特別支援学校寄宿舎指導員採用第2次選考試験の結果 | 学校人事課 |
| 112 | 12② | 2 | 監査結果に関する報告 | 教育総務課 |
| 113 | 12② | 3 | 掛川地区特別支援学校(仮称)の施設整備 | 財務課 |
| 114 | 12② | 4 | 学力向上に向けた今後の取組 | 小中学校教育室 |
| 115 | 12② | 5 | 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について | スポーツ振興課 |
| 116 | 12② | 6 | 文部科学省 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 | 学校教育課 |
| 117 | 1① | 1 | 平成25年度12月県議会定例会の答弁状況 | 教育総務課 |
| 118 | 1① | 2 | 離職再採用者の合否について(特別支援学校) | 学校人事課 |
| 119 | 1① | 3 | 第3回学力向上対策本部 | 教育政策課 |
| 120 | 1① | 4 | 非 平成25年度静岡県教育委員会優秀教職員表彰 | 教育総務課 |

平成25年度 教育委員会定例会 報告事項一覧

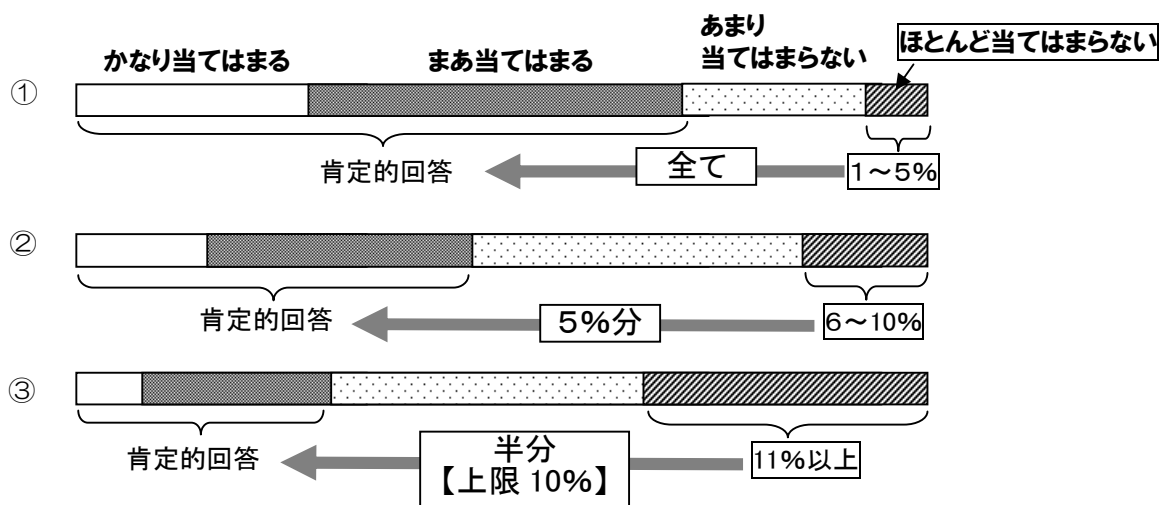
| 番号 | 定例会 | 公開 | 案件 | 所管課 |
|-----|-----|----|---------------------------------------|---------|
| 121 | 1① | 5 | 非 平成26年度再任用候補者選考の経過及び結果 | 教育総務課 |
| 122 | 1② | 1 | 高校生ひらめき・つなげるプロジェクト2013 | 学校教育課 |
| 123 | 1② | 2 | 補助教材取扱いガイドライン | 小中学校教育室 |
| 124 | 1② | 3 | 浜松市内小学校等の学校給食における集団食中毒について | 学校教育課 |
| 125 | 2① | 1 | 静岡県教育振興基本計画第2期計画(案)に対するパブリックコメント等の報告 | 教育政策課 |
| 126 | 2① | 2 | 知事褒賞授与対象者の選考 | 学校教育課 |
| 127 | 2① | 3 | 家庭教育ワークシート「つながるシート」の完成 | 社会教育課 |
| 128 | 2① | 4 | 三ヶ日青年の家 次期指定管理における衛生管理 | 社会教育課 |
| 129 | 2① | 5 | 全国海女文化保存・振興会議の設立 | 文化財保護課 |
| 130 | 2② | 1 | 教職員コンプライアンス委員会の開催結果 | 教育総務課 |
| 131 | 2② | 2 | 静岡県教育振興基本計画第2期計画(案)に対するパブリックコメントへの対応 | 教育政策課 |
| 132 | 2② | 3 | 平成25年度中の児童生徒の交通事故発生状況 | 学校教育課 |
| 133 | 2② | 4 | 平成25年度「地域とともにある学校づくり」推進協議会 | 小中学校教育室 |
| 134 | 2② | 5 | 平成26年度介護のための離職再採用制度における再任用選考試験の結果について | 学校人事課 |
| 135 | 2② | 6 | 三ヶ日青年の家の指定管理者引継の状況(中間報告) | 社会教育課 |
| 136 | 2② | 7 | 非 教頭・主幹教諭の希望降任について | 学校人事課 |
| 137 | 3① | 1 | 「学校に勤務する教職員の多忙化解消検討会」報告 | 教育総務課 |
| 138 | 3② | 1 | 第4回監査結果報告 | 教育総務課 |
| 140 | 3② | 2 | 富士山キッズ・スタディプログラム紹介 | 小中学校教育室 |
| 142 | 3② | 3 | 生涯学習情報発信システムの構築について | 社会教育課 |
| 143 | 3② | 4 | 非 平成25年度未定年退職予定者再雇用状況報告(小中学校) | 学校人事課 |
| 144 | 3② | 5 | 非 平成25年度末公立小中学校主幹教諭選考試験の結果について | 学校人事課 |
| 145 | 3② | 6 | 非 平成25年度末栄養教諭特別選考試験の結果について | 学校人事課 |

| 平成25年度 教育委員協議会 案件一覧 | | | | |
|---------------------|-----|----|---------------------------------|----------|
| 番号 | 定例会 | 公開 | 案件 | 所管課 |
| 1 | 4② | 非 | 三ヶ日青年の家 平成26年度からの指定管理について | 社会教育課 |
| 2 | 4② | 非 | 「教育行政のあり方検討会」意見書への対応 | 教育総務課 |
| 3 | 5① | 非 | 作業目標スケジュール | 教育総務課 |
| 4 | 5② | 非 | 人事案件（再任用制度素案） | 学校人事課 |
| 5 | 5② | 非 | 作業目標スケジュール | 教育総務課 |
| 6 | 6① | 非 | 人事案件（再任用制度素案・その2） | 学校人事課 |
| 7 | 6② | | （仮）第2期静岡県教育振興基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 8 | 6② | 非 | 「教育行政のあり方検討会意見書」に対する対応方針案 | 教育総務課 |
| 9 | 7② | | 次期総合計画の策定 | 教育政策課 |
| 10 | 7② | 非 | 「教育行政のあり方検討会意見書」に対する対応方針案 | 教育総務課 |
| 11 | 7② | 非 | 全国学力・学習状況調査の結果公表の取扱いに関するアンケート調査 | 学校教育課 |
| 12 | 9① | 非 | 「教育行政のあり方検討会」具現化対応（案） | 教育総務課 |
| 13 | 9① | 非 | 教育行政の点検評価 | 教育政策課 |
| 14 | 9② | 非 | 次期総合計画基本計画の策定作業の報告 | 教育政策課 |
| 15 | 10① | 非 | 平成25年度末教職員人事異動方針（1次案） | 教育総務課 |
| 16 | 10① | | （仮）第2期静岡県教育振興基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 17 | 10② | | インクルーシブ教育システム構築に伴う国の動き | 特別支援教育室 |
| 18 | 11① | 非 | 平成26年度教育行政の基本方針 | 教育政策課 |
| 19 | 11① | 非 | （仮）第2期静岡県教育振興基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 20 | 11② | 非 | （仮）第2期静岡県教育振興基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 21 | 11② | 非 | 平成26年度教育行政の基本方針 | 教育政策課 |
| 22 | 12① | 非 | （仮）第2期静岡県教育振興基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 23 | 12① | 非 | 平成26年度教育行政の基本方針の作成 | 教育政策課 |
| 24 | 12② | 非 | 平成26年度教育行政の基本方針 | 教育政策課 |
| 25 | 12② | 非 | （仮）第2期静岡県教育振興基本計画の策定 | 教育政策課 |
| 26 | 12② | 非 | 静岡県いじめ防止等のための基本的な方針 | 学校教育課 |
| 27 | 1① | 非 | ”ふじのくに”子ども・若者プランの改定 | 社会教育課 |
| 28 | 1① | 非 | 補助教材取扱のガイドライン | 小中学校教育室 |
| 29 | 1① | 非 | 平成26年度当初予算調整状況 | 財務課 |
| 30 | 1② | 非 | 平成26年度当初予算調整状況 | 財務課 |
| 31 | 2② | | 静岡県教育情報化推進基本計画（第2期計画）の策定（素案） | 情報化推進室 |
| 32 | 2② | | 「静岡県子ども読書活動推進計画－第二次計画－」の改定 | 社会教育課 |
| 33 | 3② | | 平成25年度学校訪問等の状況 | 総合教育センター |

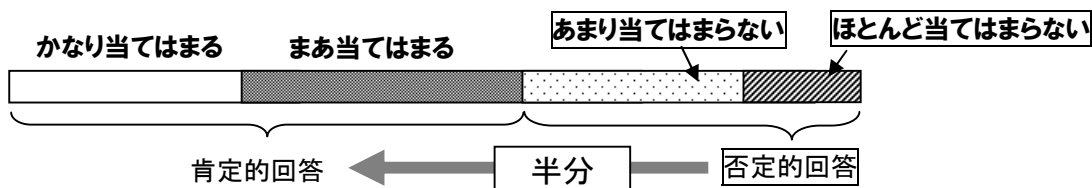
参考 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」
における目標値の設定について

成果指標の目標値のうち、児童生徒、教職員、県民等に対するアンケート調査の結果を踏まえて目標値を設定する場合には、以下の原則を基に行っている。

【意識指標】 児童生徒、教職員の意識、県民の意識や行動に関わる指標については、働き掛けにより、短期間で大きく変化させることは困難であることから、以下のように、【ほとんど当てはまらない】の回答の割合（① 1～5%、② 6～10%、③ 11%以上）に応じて、一定の割合を肯定的回答に上乘せするよう、設定している。



【行動指標】 児童生徒、教職員の行動に関わる指標については、肯定側に变化するよう直接的に働き掛けることが可能であることから、否定的回答（【あまり当てはまらない】【ほとんど当てはまらない】を合わせたもの）の割合の半分程度を肯定的回答に上乘せするよう、設定している。



※ 児童生徒、教職員、県民等に対するアンケート調査の結果を踏まえた指標であっても、法令等に基づくもの、児童生徒の生命や安全の確保に関わるもの等については、特に施策の推進を図るため、上記の原則によらないで目標値を設定している場合がある。

**参考 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」
成果指標 達成状況一覧（教育委員会所管分）**

第1章 生涯学習社会の形成

1 生涯学習推進体制の充実と教育施設の整備

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-------------------------|--------------------------------------|----------------|-------|--------------|----------|
| (1) 生涯学習社会の実現に向けた体制づくり | 「いつでも、どこでも学ぶ人が増えている」と感じている人の割合 | 59.5% (H22) | 57.4% | 65%以上 | C |
| (2) 社会教育関係施設の整備 | 「身近なところに、社会教育関係施設が整備されている」と感じている人の割合 | 48.0% (H22) | 66.4% | 53%以上 | A |
| (3) 学校教育施設の充実と開かれた学校づくり | 地域にある学校を身近に感じている人の割合 | 54.9% (H22) | 52.5% | 60%以上 | C |

2 生涯学習社会を支える指導者の養成

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|---------------------|--------------------------|--|--|----------------------------------|----------|
| (1) 社会教育関係指導者の養成と活用 | 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合 | 12.7% | 9.1% | 20%以上 | C |
| (2) 頼もしい教職員の養成 | 「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合 | 小 84.7% 中 67.2% 高 57.6% 特 88.6% | 小 83.9% 中 70.9% 高 70.1% 特 78.6% | 90%以上 90%以上 90%以上 90%以上 | B |

3 共生社会を支える人権文化の推進

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-------------------------|------------------------|--------------|-------|-------------------|----------|
| (1) 自他の人権を大切にす態度や行動力の育成 | 人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合 | 63.7% | 89.9% | 旧 82%以上 新 100% | B |

4 新しい時代を展望した教育行政の推進

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-------------------------|-------------------------|----------------|-------|--------------|----------|
| (1) 教育委員会の活性化 | 県教育委員会の取組に関心がある人の割合 | 74.4% (H22) | 64.3% | 80%以上 | C |
| (2) 教育委員会事務局の広報・広聴事業の充実 | 県教育委員会の取組に関心がある人の割合（再掲） | 74.4% (H22) | 64.3% | 80%以上 | C |

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

1 幼児期の教育の充実

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|----------------------------|--|----------------|-------|--------------------|----------|
| (1) 家庭における教育力の向上 | それぞれの家庭で「家庭の日」を設けている人の割合 | 7.6% (H22) | 54.3% | 旧 50%以上 新 62%以上 | B |
| (2) 幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援 | 「地域にある幼稚園・保育所における教育・保育が充実している」と感じている人の割合 | 48.3% (H22) | 52.8% | 旧 53%以上 新 62%以上 | B |

2 青少年期の教育の充実

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|---------------------|--|---|---|----------------------------------|----------|
| (1) 徳のある人間性の育成 | 徳のある人間性の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 96.9% | 75%以上 | A |
| (2) 健やかで、たくましい心身の育成 | 健やかで、たくましい心身の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 97.2% | 75%以上 | A |
| (3) 「確かな学力」の育成 | 「確かな学力」の育成に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 93.6% | 75%以上 | A |
| (4) キャリア教育の推進 | キャリア教育の推進に向けて各学校が設定した目標を達成できた学校の割合 | — | 95.7% | 75%以上 | A |
| (5) 魅力ある学校づくり | 「学校生活に満足している」と答える児童生徒の割合（公立学校） | 小 85.8% 中 72.6% 高 63.9% | 小 82.7% 中 75.7% 高 75.5% | 90%以上 80%以上 70%以上 | B |
| (6) 特別支援教育の充実 | 特別な支援が必要な幼児児童生徒のための個別の指導計画を作成している学校等の割合 | 幼 71.7% 小中 87.7% 高 13.3% | 幼 76.5% 小中 91.5% 高 19.8% | 85%以上 93%以上 50%以上 | B |
| (7) 学校種間の連携の充実 | 教育活動の円滑な接続に向けて、異なる校種との連携を行った学校の割合 | 小 96.9% 中 97.1% 高 81.5% 特 86.2% (H22) | 小 99.1% 中 97.7% 高 86.8% 特 100% | 98%以上 98%以上 90%以上 93%以上 | B |

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|----------------------|--------------------------------------|----------------|-------|--------------|----------|
| (8) 青少年の健全育成に向けた環境整備 | 「青少年の健やかな育成のための環境が整備されている」と感じている人の割合 | 25.1% (H22) | 27.6% | 33%以上 | B |

3 成年期以降の教育の充実

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|------------------------|---|----------------|-------|--------------|----------|
| (1) 学習環境や学習内容の充実 | 「それぞれのライフステージで、学習へのニーズに応じた支援がされている」と感じている人の割合 | 35.7% (H22) | 37.0% | 40%以上 | B |
| (2) キャリアアップに向けた職業教育の充実 | 「誰もが働くことのできる環境が整っている」と感じている人の割合 | 20.8% (H22) | 31.4% | 30%以上 | A |
| (3) 社会参画に向けた教育・支援の充実 | 「誰もが社会参画できる環境が整っている」と感じている人の割合 | 32.6% (H22) | 39.6% | 40%以上 | B |

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

1 連携・協働による学校教育の充実

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-----------------------|-----------------------------------|--------------|-------|--------------|----------|
| (1) 学校と地域との連携・協働の充実 | 地域のNPOや企業等の外部人材を活用した学校の割合 | 50.2% | 55.9% | 70%以上 | B |
| (2) 学校とNPO等との連携・協働の充実 | 地域のNPOや企業等の外部人材を活用した学校の割合 (再掲) | 50.2% | 55.9% | 70%以上 | B |

2 連携・協働による家庭教育の充実

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-----------------------|----------------------------------|----------------|-------|--------------|----------|
| (1) 家庭と地域との連携・協働の充実 | 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合 (再掲) | 12.7% | 9.1% | 20%以上 | C |
| (2) 家庭とNPO等との連携・協働の充実 | 育児等子育てのための休暇を積極的に取得した人の割合 | 15.4% (H22) | 21.7% | 27%以上 | B |

3 連携・協働による社会教育の充実

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|---------------------|----------------------------------|--------------|------|--------------|----------|
| (1) 地域と行政との連携・協働の充実 | 地域で子どもを育む活動に積極的に参加した人の割合 (再掲) | 12.7% | 9.1% | 20%以上 | C |

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

1 ふるさと“ふじのくに”の多彩な文化の創出と継承

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|----------------------|---|--------------|-------|--------------|----------|
| (1) 文化財の保存・活用と未来への継承 | 遺跡や富士山等の名勝地、歴史のある神社仏閣、歴史的町並み、美術工芸品等の文化財に関心のある人の割合 | 70.0% | 71.7% | 75%以上 | B |

2 スポーツに親しむ環境づくりの推進

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-------------------------------|---------------------|---------------|---------------|--------------------|----------|
| (1) ライフステージに応じたスポーツの振興と競技力の向上 | 成人の週1回以上のスポーツ実施率 | 44.5% | 41.4% | 50%以上 | C |
| (2) スポーツを支える環境づくり | 市町における地域スポーツクラブの設置数 | 19市町 44クラブ | 26市町 63クラブ | 全市町に 1つ以上 設置 | B |

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

1 地球時代における持続可能な社会の形成 ※教育委員会所管の指標なし

2 高度情報社会への対応

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|--------------|-------------------------|---|--|----------------------|----------|
| (1) ICT環境の整備 | ICTを活用した授業ができる教員の割合 | 54.9% | - | 75%以上 | - |
| (2) 情報教育の推進 | 情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合 | 小 100% 中 100% 高 96.3% 特 89.6% (H22) | 小 99.0% 中 99.5% 高 98.3% 特 97.2% | 100% 100% 100% | B |

3 多文化共生社会への対応

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-------------------|--------------------------------|---|--|----------------------------------|----------|
| (1) 異文化理解・交流の推進 | 外国人や外国の文化に積極的に接している人の割合 | 16.6% (H22) | 30.3% | 27%以上 | A |
| (2) 外国人児童生徒の教育の充実 | 外国人児童生徒に対して、必要な支援が実現できている学校の割合 | 小 78.3% 中 72.2% 高 80.0% 特 50.0% (H22) | 小 72.7% 中 70.3% 高 54.2% 特 85.7% | 90%以上 86%以上 90%以上 75%以上 | C |

4 知識基盤社会と科学・技術の発展への対応

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|------------------------|------------------------------------|---|--|----------------------------------|----------|
| (1) 知識を体系化し活用する教育の推進 | 学校や社会で学んだことを、他の学習や生活に十分に活用している人の割合 | 59.2% (H22) | 59.7% | 64%以上 | B |
| (2) 科学・技術の発展に対応した教育の推進 | 「自然科学やものづくりに関心がある」と答える児童生徒の割合 | 小 77.6% 中 64.0% 高 52.2% 特 66.7% (H22) | 小 79.7% 中 62.2% 高 58.0% 特 67.5% | 81%以上 69%以上 61%以上 70%以上 | B |

5 安全・安心な教育環境の整備

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|-------------------------|---|----------------|-------|--------------|----------|
| (1) 安全管理体制と安全教育の充実 | 「地域や学校における防災・防犯のための取組が十分に行われている」と感じている人の割合 | 64.7% (H22) | 75.0% | 69%以上 | A |
| (2) 健全な生活を営むことができる知識の習得 | 事故や事件等のトラブルに遭わないよう、日頃から必要な知識の習得に努めながら生活している人の割合 | 79.2% (H22) | 71.6% | 82%以上 | C |
| (3) 地域と連携した防災教育の推進 | 地域と連携した防災活動を実施した幼稚園・学校の割合 | 97.0% | 99.0% | 100% | B |
| (4) 交通安全意識の向上 | 交通ルールを守り、交通マナーの向上に努めている人の割合 | 95.5% (H22) | 96.4% | 100% | B |

6 人と人とを結ぶ新たなコミュニティの創造

| | 成果指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 達成 状況 |
|------------------------------|---|----------------|-------|--------------|----------|
| (1) 様々な活動を通じた新たなコミュニティづくりの推進 | コミュニティやサークル等、仲間と同じ目的を持って活動できる場所がある人の割合 | 58.0% (H22) | 55.5% | 66%以上 | C |
| (2) 市町の合併の進展などに対応した支援体制の整備 | 「それぞれの地域の特色を生かした教育行政が進められている」と感じている人の割合 | 43.7% (H22) | 40.3% | 49%以上 | C |

参考 静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」
進行管理指標 推移一覧(教育委員会所管分)

第1章 生涯学習社会の形成

| 章 | 節 | 項 | 進行管理指標 | 現状値(H21) | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|---|---|-----|--|---|----------------------------------|----------------------------------|----|
| 1 | 1 | (2) | 県立中央図書館利用者数、スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数) | 図書館 150,723人 水泳場 265,671人 武道場 263,395人 | 225,547人 179,460人 257,360人 | 25万人以上 27万人以上 27万人以上 | ↘ |
| 1 | 2 | (2) | 研修を役立てたと答える教員の割合 | 小 89.3% 中 85.8% 高 69.1% 特 79.8% | 96.4% 90.5% 80.0% 94.0% | 94%以上 90%以上 75%以上 85%以上 | ↗ |
| 1 | 3 | (3) | 「学校教育において男女が平等である」と答える児童生徒の割合 | 小 69.6% 中 76.5% 高 66.4% 特 77.1% (H22) | 70.7% 72.8% 78.4% 80.9% | 74%以上 82%以上 72%以上 80%以上 | ↗ |
| 1 | 3 | (4) | ユニバーサルデザインを知っている児童生徒の割合 | 小 56.8% 中 70.6% 高 87.1% 特 60.9% (H22) | 61.9% 71.7% 87.3% 60.9% | 78%以上 85%以上 93%以上 80%以上 | → |

第2章 ライフステージの円滑な接続による人づくりの推進

| 章 | 節 | 項 | 進行管理指標 | 現状値(H21) | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|---|---|-----|-------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|--|----|
| 2 | 1 | (2) | 学校関係者評価を実施し、結果を公表している幼稚園の割合 | 公立 28.8% (H20) | 68.9% | 80%以上 | ↗ |
| 2 | 2 | (1) | 「困っている人がいるときは手助けをする」と答える児童生徒の割合 | 小 80.9% 中 77.9% 高 72.8% | 87.3% 86.2% 88.9% | 旧85%以上 新89%以上 旧83%以上 新87%以上 旧80%以上 新88%以上 | ↗ |
| 2 | 2 | (2) | いじめの解消率 | 小 82.7% 中 72.3% 高 80.2% | - - - | 90%以上 80%以上 90%以上 | ↘ |
| 2 | 2 | (2) | 「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合 | 小 89.9% 中 84.2% 高 82.2% | 88.0% 84.5% 85.7% | 93%以上 90%以上 87%以上 | → |
| 2 | 2 | (2) | 「悩みを相談できる人(親、先生、友達等)がいる」と答える児童生徒の割合 | 77.3% | 79.8% | 82%以上 | ↗ |

| 章 | 節 | 項 | 進行管理指標 | 現状値(H21) | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|---|---|------|------------------------------------|-------------------------------|-------------------------|-------------------------|----|
| 2 | 2 | (2) | 「新体力テスト」で全国平均を上回る種目の割合 | 小 93.8% 中 94.4% 高 94.4% | 75.0% 92.6% 92.6% | 100% 100% 100% | ↘ |
| 2 | 2 | (3) | 「授業が分かる」と答える児童生徒の割合 | 小 87.7% 中 69.2% 高 61.6% | 87.0% 73.0% 72.1% | 90%以上 75%以上 67%以上 | ↗ |
| 2 | 2 | (3) | 全国規模の学力調査で、全国平均を上回る科目の割合 | 75.0% 延べ8教科 | 50.0% 延べ4教科 | 100% | ↘ |
| 2 | 2 | (10) | 「自分が日常接する青少年の規範意識が高まっている」と感じる県民の割合 | 9.7% | 10.2% | 10%以上 | ↗ |
| 2 | 3 | (1) | 余暇時間に、様々な内容の学習をしている人の割合 | 46.9% | 46.4% | 50%以上 | → |

第3章 社会総がかりで取り組む人づくりの推進

| 章 | 節 | 項 | 進行管理指標 | 現状値(H21) | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|---|---|-----|------------------------------|---|----------------------------------|-------------------------------|----|
| 3 | 1 | (1) | 外部人材（NPO、企業は除く）を授業で活用した学校の割合 | 小 100% 中 100% 高 63.0% 特 97.0% (H22) | 95.0% 80.9% 60.5% 94.3% | 100% 100% 81%以上 100% | ↘ |

第4章 生きがいや潤いをもたらす文化・スポーツの振興

| 章 | 節 | 項 | 進行管理指標 | 現状値(H21) | H25 | 目標値(H25) | 推移 |
|---|---|-----|----------------------------------|------------------------------|----------------------|----------|----|
| 4 | 2 | (1) | 国民体育大会における総合成績 | 21位 | 20位 | 8位以内 | ↘ |
| 4 | 2 | (1) | オリンピック出場本県関係選手数 | H20夏季 14人 H22冬季 2人 | H24夏季14人 H25冬季2人 | 20人以上 | → |
| 4 | 2 | (2) | 成人の週1回以上のスポーツ実施率(再掲) | 44.5% | 41.4% | 50%以上 | ↘ |
| 4 | 2 | (2) | スポーツ施設利用者数(水泳場、武道館それぞれの利用者数)(再掲) | 水泳場 265,671人 武道館 263,395人 | 179,460人 257,360人 | 27万人以上 | ↘ |
| 4 | 2 | (2) | 「スポーツを通じた交流が行われている」と答える県民の割合 | 37.7% (H22) | 49.3% | 50%以上 | ↗ |

第5章 現代の重要課題に対応した教育の推進

| 章 | 節 | 項 | 進行管理指標 | 現状値 (H21) | H25 | 目標値 (H25) | 推移 |
|---|---|-----|--------------------------------------|---|----------------------------------|----------------------------------|----|
| 5 | 1 | (1) | 「環境を守ることの大切さを理解した行動をしている」と答える児童生徒の割合 | 小 85.0% 中 73.6% 高 70.7% | 82.6% 77.8% 73.2% | 90%以上 80%以上 75%以上 | ↗ |
| 5 | 2 | (2) | 情報モラル等を指導できる教員の割合 | 小 69.4% 中 60.9% 高 47.9% 特 46.0% (H22) | - - - - | 84%以上 80%以上 73%以上 73%以上 | ↗ |
| 5 | 3 | (1) | 外国人や外国の文化に積極的に接している児童生徒の割合 | 小 59.0% 中 40.5% 高 29.5% 特 33.4% (H22) | 58.2% 45.0% 36.2% 38.1% | 65%以上 49%以上 39%以上 43%以上 | ↗ |
| 5 | 3 | (2) | プレクラスを設置している市町の数 | 5市町 (H22) | 7市町 | 9市町 | ↗ |
| 5 | 5 | (1) | 学校施設の耐震化率 | 市町立 94.2% 県立高 94.2% | 99.5% 100% | 100% 100% (H24) | ↗ |
| 5 | 5 | (2) | 薬学講座の実施学校数の割合 | 98% | 100% | 100% | ↗ |
| 5 | 5 | (3) | 地域防災訓練への幼児児童生徒の参加率 | 32% | 41.0% | 50%以上 | ↗ |
| 5 | 5 | (3) | 防災教育推進のための連絡会議の開催率 | 96% | 99.0% | 100% | ↗ |
| 5 | 5 | (4) | 児童生徒の年間交通事故死傷者数 | 3,803人 | 3,534人 | 3,400人以下 | ↗ |

参考 調査の概要

1 『有徳の人』づくりアクションプラン」及び学校運営の改善状況に関する平成 25 年度末調査（学校対象）の概要

(1) 調査の目的

本調査は、『有徳の人』づくりアクションプラン」及び「平成 25 年度教育行政の基本方針と教育予算」に掲げる重点施策について、平成 25 年度末の状況を把握し、『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理のためのデータ収集を目的として実施した。

(2) 調査項目

『有徳の人』づくりアクションプラン」及び「平成 25 年度教育行政の基本方針と教育予算」に関わる事業等や「学校運営改善事例集」の活用状況に関して、平成 26 年 3 月時点での取組状況を調査した。また、抽出校の教職員については、研修や「静岡県の授業づくり指針」、「教職員のためのメンタルヘルスガイド」、「学校運営改善事例集」等の活用状況について調査した。さらに、抽出校の児童生徒対象調査については、普段の生活や考え、学校生活の状況、自然体験活動やボランティア活動等について調査した。

(3) 調査対象

- ア 学校対象調査 県内全ての県立学校及び市町立学校・市町立幼稚園（政令市を除く）計 827 校
- イ 教職員対象調査 抽出校全ての教職員（小・中学校の 15%程度の学校の教職員 1,673 人、高等学校の 25%程度の学校の教職員 1,284 人、特別支援学校の 35%程度の学校の教職員 652 人 合計 3,609 人）
- ウ 児童生徒対象調査 抽出校（教職員対象調査と同一）の全ての小学 5 年生 3,025 人、中学 2 年生 3,737 人、高校 2 年生 6,220 人、特別支援学校児童生徒 84 人（特別支援については小・中・高等学校の学習指導要領に準ずる教育課程による者を対象）

* 学校の抽出に当たっては、地域、学校規模、校種等のバランスを考慮した。

(4) 調査方法

- ア 県立学校については、NESを活用して、直接調査した。
- イ 市町立学校については、各市町教育委員会に調査票の配布、回収を依頼して調査した。

(5) 調査期間 平成 26 年 2 月 21 日～平成 26 年 3 月 20 日

(6) 学校回収率 100%

2 平成 25 年度「『有徳の人』づくりアクションプラン」の進行管理に関する調査「県の教育施策に関する意識アンケート」の概要

(1) 調査の目的

静岡県教育委員会は教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」の中で、生涯学習社会においては、自分の興味・関心などに応じた様々な学習や活動の機会の充実が重要であるとして、その推進に努めている。毎年、県民の県の教育施策に関する意識と実態を把握し、今後の取組に役立てるため、アンケートを実施している。

(2) 調査項目

- ア 子どもの教育と家庭・学校・地域・職場の関わりについて
- イ 社会教育、青少年教育について
- ウ 人権に対する意識について
- エ 文化・スポーツの振興について

(3) 調査実施概要

- ア 調査地域 静岡県全域
- イ 調査対象 県内在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人
- ウ 抽出方法 層化 2 段無作為抽出

県内の東部、中部、西部の各地域から対象者を均等に抽出することを考慮し、対象となる各市町の選挙人名簿登録者数の割合で抽出数を算出している。

(4) 調査方法 郵送発送回収法

(5) 調査期間 平成 25 年 8 月 24 日～平成 25 年 9 月 13 日

(6) 回収結果 発送数 2,500 人 有効回収数 1,269 回収率 50.8%

参考 知事部局等の関連施策

健康福祉部

《長寿政策課》

- 生涯学習社会の実現に向けた体制づくり
- 徳のある人間性の育成
- 青少年の健全育成に向けた環境整備
- 社会参画に向けた教育・支援の充実
- 家庭と地域との連携・協働の充実
- 学校と地域との連携・協働の充実
- 学校とNPO等との連携・協働の充実
- 地域と行政との連携・協働の充実
- 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信
- ライフステージに応じたスポーツの振興と競技力の向上
- 情報教育の推進
- 安全管理体制と安全教育の充実
- 様々な活動を通じた新たなコミュニティづくりの推進

《地域福祉課》

- 人権尊重の意識が定着した社会の構築
- 自他の人権を大切にする態度や行動力の育成

《こども未来課》

- 家庭における教育力の向上
- 幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援
- 学校と地域との連携・協働の充実
- 家庭と地域との連携・協働の充実
- 家庭とNPO等との連携・協働の充実
- 地域と行政との連携・協働の充実

《障害者政策課・障害福祉課》

- 特別支援教育の充実
- 社会参画に向けた教育・支援の充実
- ライフステージに応じたスポーツの振興と競技力の向上

《こども家庭課》

- 家庭における教育力の向上

《介護保険課》

- 社会参画に向けた教育・支援の充実

《薬事課》

- 健全な生活を営むことができる知識の習得

《健康増進課》

- 社会参画に向けた教育・支援の充実

企画広報部

《企画課》

- 社会教育関係施設の整備

《多文化共生課・地域外交課》

- 異文化理解・交流の推進

交通基盤部

《公園緑地課》

- 社会教育関係施設の整備
- スポーツを支える環境づくり

《砂防課・都市計画課》

- 社会教育関係指導者の養成と活用

くらし・環境部

《男女共同参画課》

- 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
- 家庭における教育力の向上

《政策監（UD担当）》

- ユニバーサルデザインを推進する教育の充実

《県民生活課》

- 学習環境や学習内容の充実
- 健全な生活を営むことができる知識の習得

《環境ふれあい課》

- 持続可能な社会を目指す環境教育・環境学習の推進

《くらし交通安全課》

- 安全管理体制と安全教育の充実
- 交通安全意識の向上

文化・観光部

《大学課》

- 家庭における教育力の向上
- 高等教育の充実
- 学校と地域との連携・協働の充実
- 科学・技術の発展に対応した教育の推進

《文化政策課》

- 徳のある人間性の育成
- 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

《私学振興課》

- 幼稚園・保育所における教育・保育の充実と支援
- 特別支援教育の充実
- 私立学校の教育の充実

- 安全管理体制と安全教育の充実

《観光政策課》

- 社会参画に向けた教育・支援の充実

《富士山世界遺産課》

- 富士山の後世への継承

経済産業部

《農山村共生課》

- 徳のある人間性の育成

《茶業農産課》

- 健やかで、たくましい心身の育成

《職業能力開発課》

- キャリア教育の推進
- キャリアアップに向けた職業教育の充実
- 社会参画に向けた教育・支援の充実

《雇用推進課》

- キャリアアップに向けた職業教育の充実
- 社会参画に向けた教育・支援の充実
- 人権尊重の意識が定着した社会の構築

《労働政策課》

- 人権尊重の意識が定着した社会の構築
- キャリアアップに向けた職業教育の充実
- 地域とNPO等との連携・協働の充実

《農業振興課・水産振興課・新産業集積課》

- キャリアアップに向けた職業教育の充実

《地域産業課》

- 地域と行政との連携・協働の充実

《マーケティング推進課》

- 地域の多彩で魅力的な文化の創造と発信

《新産業集積課》

- 高等教育の充実
 - 科学・技術の発展に対応した教育の推進
-

危機管理部

《危機情報課・危機対策課》

- 地域と連携した防災教育の推進